

産業廃棄物の処理

(廃棄物処理法の概要)

広島市環境局業務部
産業廃棄物指導課

(令和4年10月改訂)

目 次

第 1 廃棄物の定義等	1
1 法の制定	1
2 法の位置付け	1
3 法の目的	2
4 法体系	2
5 廃棄物の定義	3
(1) 一般廃棄物と産業廃棄物	3
(2) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類	4
(3) 石綿（アスベスト）を含有する産業廃棄物	9
(4) 水銀を含有する産業廃棄物	9
第 2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理	11
1 処理に係る基準の概要	11
(1) 廃棄物の発生から最終処分までの過程と適用基準	11
(2) 処理基準の法体系	13
2 産業廃棄物の処理に係る基準	15
(1) 産業廃棄物保管基準	15
(2) 産業廃棄物処理基準（収集・運搬、運搬後の保管）	17
(3) 産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立処分又は海洋投入処分を除く。））	19
(4) 産業廃棄物処理基準（埋立処分）	22
(5) 産業廃棄物処理基準（海洋投入処分）	28
3 特別管理産業廃棄物の処理に係る基準	29
(1) 特別管理産業廃棄物保管基準	29
(2) 特別管理産業廃棄物処理基準（収集・運搬、運搬後の保管）	30
(3) 特別管理産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立処分又は海洋投入処分を除く。））	32
(4) 特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）	33
(5) 特別管理産業廃棄物の海洋投入処分	37
4 石綿含有産業廃棄物の処理	38
5 廃石綿等の処理	39
(1) 廃石綿等処理計画書の提出	39
(2) 廃石綿等適正処理の講習	39
(3) 廃石綿等処理実施報告書の提出	39
6 水銀を含有する産業廃棄物の処理	39
7 PCB廃棄物の処理	41
(1) PCB特措法に基づく届出	41
(2) 期間内の処分等	42
(3) 譲渡し及び譲受けの制限	42
(4) 罰則	42

(5) 広島市指導要綱に基づく届出	42
8 ダイオキシン類に係る対策	43
(1) ダイオキシン類の含有量基準	43
(2) ダイオキシン類の自主測定	43
(3) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	43
(4) 特別管理産業廃棄物の処理基準	43
(5) ばいじん、燃え殻等の飛散及び流出防止措置	44
(6) 最終処分場の維持管理基準	44
9 禁止事項等	45
(1) 廃棄物の投棄禁止	45
(2) 廃棄物の焼却禁止	45
(3) 指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の処理禁止	45
第3 排出事業者の責務	46
1 排出事業者の責務	46
(1) 排出事業者の責務	46
(2) 建設廃棄物の排出事業者	46
(3) 廃棄物の適正処理	46
2 多量排出事業者の責務	47
(1) 多量排出事業者の定義	47
(2) 処理計画の提出及び実施状況の報告	47
(3) 電子マニフェストの使用義務	47
3 処理の委託	48
(1) 委託基準の遵守	48
(2) 処理業者の能力確認	50
4 産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）	51
(1) マニフェスト制度とは	51
(2) マニフェストの交付義務と罰則	51
(3) 電子マニフェストシステム	55
(4) マニフェスト交付等状況報告（再掲）	56
5 責任者の設置	56
6 帳簿の記載及び保存義務	57
第4 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業	58
1 許可の種類	58
(1) 許可の種類	58
(2) 許可を要しない者	60
(3) 許可の有効期間	62
2 許可の基準等	62
(1) 施設に係る基準	62
(2) 申請者の能力に係る基準	64
(3) 欠格要件	65

3	変更許可及び更新許可	67
(1)	変更許可	67
(2)	更新許可	67
4	届出	67
(1)	廃止届及び変更届	67
(2)	欠格要件該当届	68
5	優良産廃処理業者認定制度	69
(1)	制度の目的	69
(2)	制度のメリット	69
(3)	優良基準	70
(4)	申請方法	70
(5)	優良認定業者情報の公表	70
6	処理業者の責務	71
(1)	処理基準の遵守	71
(2)	処理困難に伴う通知	71
(3)	受託の禁止	71
(4)	再委託基準の遵守	71
(5)	マニフェストの回付及び返送	72
(6)	名義貸しの禁止	72
(7)	帳簿の記載及び保存義務	72
(8)	事業の廃止等に伴う通知	73
第5	産業廃棄物処理施設	74
1	処理施設の設置	74
(1)	設置許可	74
(2)	許可申請	75
(3)	告示・縦覧	75
2	許可の基準等	75
(1)	構造基準	75
(2)	生活環境の保全等	75
(3)	申請者の能力に係る基準	76
(4)	欠格要件	76
(5)	過度の集中の制限	76
3	使用前検査	76
4	定期検査	76
(1)	対象施設	76
(2)	定期検査の申請	76
(3)	定期検査の頻度	77
(4)	検査事項等	77
5	変更許可	77
6	届出等	77

(1) 変更届及び廃止届	77
(2) 埋立処分終了届	78
(3) 最終処分場の廃止確認	78
(4) 欠格要件該当届	78
(5) 譲受け等の許可	78
(6) 合併又は分割の認可	78
(7) 相続届	78
7 設置者の責務	79
(1) 技術管理者の設置	79
(2) 産業廃棄物処理責任者の設置	80
(3) 維持管理基準の遵守	80
(4) 維持管理状況の公表、記録及び閲覧	80
(5) 維持管理積立金の積立て	82
(6) 事故時の措置	82
8 熱回収施設	83
(1) 熱回収施設設置者の認定制度	83
(2) 認定基準	83
(3) 休廃止等の届出及び熱回収に関する報告	84
第6 廃棄物が地下にある土地の形質の変更	85
1 土地の形質の変更の届出及び計画変更命令	85
2 土地の形質の変更に関する措置命令	85
第7 産業廃棄物の処理に係る特例	86
1 再生利用認定制度	86
2 広域的処理認定制度	86
3 無害化処理認定制度	87
4 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定制度	88
第8 廃棄物再生事業者	89
1 廃棄物再生事業者の登録	89
2 届出	89
3 登録の取消し	89
第9 行政処分等	90
1 報告の徴収	90
2 立入検査	90
3 行政処分	90
(1) 改善命令	90
(2) 措置命令	90
(3) 行政代執行	91
(4) 措置命令の規定の準用	92
(5) 許可の取消し等	92
4 罰則	93

第10 資料	97
1 廃棄物処理法の変遷	97
2 有用物と産業廃棄物の取扱い	99
3 排出事業者の報告等一覧	100
4 問い合わせ先	100

この冊子では、法律等の名称を次のとおり省略しています。

法 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)

施行令 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 300 号)

施行規則 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和 46 年厚生省令第 35 号)

告 : 告示 (環境庁告 : 環境庁告示、厚告 : 厚生省告示、環告 : 環境省告示)

図表目次

図表 1	廃棄物処理法の位置付け	1
図表 2	廃棄物処理法の法体系	2
図表 3	一般廃棄物と産業廃棄物の分類①	3
図表 4	一般廃棄物と産業廃棄物の分類②	3
図表 5	廃棄物判断フロー	4
図表 6	産業廃棄物の種類（法第 2 条、施行令第 2 条、第 2 条の 2、第 2 条の 3）	5
図表 7	特別管理産業廃棄物の種類（施行令第 2 条の 4）	7
図表 8	特別管理産業廃棄物のうち、特定有害産業廃棄物の種類（施行令第 2 条の 4）	8
図表 9	石綿を含有する産業廃棄物	9
図表 10	石綿を含有する産業廃棄物の処理基準	9
図表 11	水銀を含有する産業廃棄物	9
図表 12	水銀使用製品産業廃棄物の定義	10
図表 13	廃棄物の発生から適正処理までの過程と適用基準	11
図表 14	産業廃棄物保管基準と産業廃棄物処理基準の適用範囲	12
図表 15	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理基準	13
図表 16	産業廃棄物保管基準（施行規則第 8 条）	15
図表 17	積上げ高さ制限	16
図表 18	保管場所における掲示板の表示例	16
図表 19	産業廃棄物処理基準（収集・運搬、運搬後の保管）（施行令第 6 条）	17
図表 20	運搬車両への表示例	18
図表 21	収集運搬時に備え付けておくべき書面等	19
図表 22	産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立処分又は海洋投入処分を除く。））	19
図表 23	産業廃棄物処理基準（埋立処分）（施行令第 6 条）	22
図表 24	種類別の産業廃棄物処理基準（埋立処分）の体系（施行令第 6 条）	23
図表 25	安定型最終処分場の構造等（最終処分基準省令第 2 条）	25
図表 26	管理型最終処分場の構造等（最終処分基準省令第 2 条）	25
図表 27	安定型最終処分場の浸透水・周縁地下水の検査項目等	26
図表 28	管理型最終処分場の放流水・周縁地下水の検査項目等	27
図表 29	産業廃棄物処理基準（海洋投入処分）（施行令第 6 条）	28
図表 30	特別管理産業廃棄物保管基準（施行規則第 8 条の 13）	29
図表 31	特別管理産業廃棄物処理基準（収集・運搬、運搬後の保管）（施行令第 6 条の 5）	30
図表 32	特別管理産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立処分又は海洋投入処分を除く。））（施行令第 6 条の 5）	32
図表 33	特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）（施行令第 6 条の 5）	33
図表 34	種類別の特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）の体系（施行令第 6 条の 5）	35
図表 35	遮断型最終処分場の構造等（最終処分基準省令第 2 条）	36
図表 36	有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準（総理府令）	37

図表37	特別管理産業廃棄物の処分又は再生後に生じた廃棄物の埋立処分基準	37
図表38	石綿含有産業廃棄物の処理基準	38
図表39	水銀を含有する産業廃棄物の処理基準（施行令第6条、第6条の5）	40
図表40	ダイオキシン類を含む特別管理産業廃棄物	43
図表41	ダイオキシン類を含むばいじん、燃え殻等の飛散及び流出防止措置	44
図表42	最終処分場における措置	44
図表43	焼却禁止の例外（法第16条の2、施行令第14条）	45
図表44	処理の委託基準（施行令第6条の2、第6条の6）	48
図表45	委託契約書に記載すべき事項及び添付すべき書面（施行令第6条の2、第6条の6）	49
図表46	産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ（法第12条の3）	51
図表47	産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）の概要（施行規則第8条の19～30の2）	52
図表48	紙マニフェストの交付、回付及び返送の手順	54
図表49	電子マニフェストシステム	55
図表50	特別管理産業廃棄物管理責任者の資格（施行規則第8条の17）	56
図表51	排出事業者の帳簿記載事項（施行規則第8条の5第1項、第8条の18第1項）	57
図表52	許可の種類	58
図表53	収集運搬業の許可の有効範囲	58
図表54	収集運搬業の許可が必要な県・市（例）	59
図表55	処理業の許可を要しない者	60
図表56	他法令に基づく特例（処理業の許可を要しない者）	61
図表57	産業廃棄物処理業の施設に係る基準（施行規則第10条、第10条の5）	62
図表58	特別管理産業廃棄物処理業の施設に係る基準（施行規則第10条の13、第10条の17）	63
図表59	申請者の能力に係る基準（施行規則第10条、第10条の5、第10条の13、第10条の17）	64
図表60	欠格要件（法第14条、第14条の4）	65
図表61	処理業者の変更届出事項（施行規則第10条の10、第10条の10の2、第10条の23、第10条の23の2）	68
図表62	処理業者の再委託基準（施行令第6条の12、第6条の15）	72
図表63	処理業者の帳簿記載事項（施行規則第10条の8、第10条の21）	73
図表64	許可が必要な処理施設の種類の種類（施行令第7条）	74
図表65	技術管理者の資格（施行規則第17条）	79
図表66	維持管理状況の記録及び閲覧（施行規則第12条の7の4、第12条の7の5）	80
図表67	特定処理施設（施行令第24条、施行規則第18条）	83
図表68	指定区域として指定する土地（施行令第13条の2）	85
図表69	再生利用認定制度の概要（法第15条の4の2）	86
図表70	広域的処理認定制度の概要（法第15条の4の3）	87
図表71	無害化処理認定制度の概要（法第15条の4の4）	87
図表72	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定制度の概要（法第12条の7）	88
図表73	廃棄物再生事業者の登録基準（施行規則第16条の2）	89
図表74	廃棄物再生事業者の変更届出事項（施行令第20条）	89
図表75	措置命令の対象者（法第19条の5第1項、第19条の6第1項）	91

図表76	行政代執行の要件（法第19条の8第1項）	92
図表77	措置命令の規定の準用対象者（法第19条の10）	92
図表78	許可を取り消さなければならない場合	92
図表79	事業の停止を命ずることができる場合	93
図表80	施設の使用の停止等を命ずることができる場合	93
図表81	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科（法第25条）	93
図表82	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科（法第26条）	94
図表83	2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこの併科（法第27条）	94
図表84	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法第27条の2）	94
図表85	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第28条）	95
図表86	6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第29条）	95
図表87	30万円以下の罰金（法第30条、第31条）	95
図表88	両罰規定（法第32条第1項）	96
図表89	過料（法第33条、第34条）	96
図表90	廃棄物処理法の変遷	97
図表91	有用物と産業廃棄物の取扱い	99

第 1 廃棄物の定義等

1 法の制定

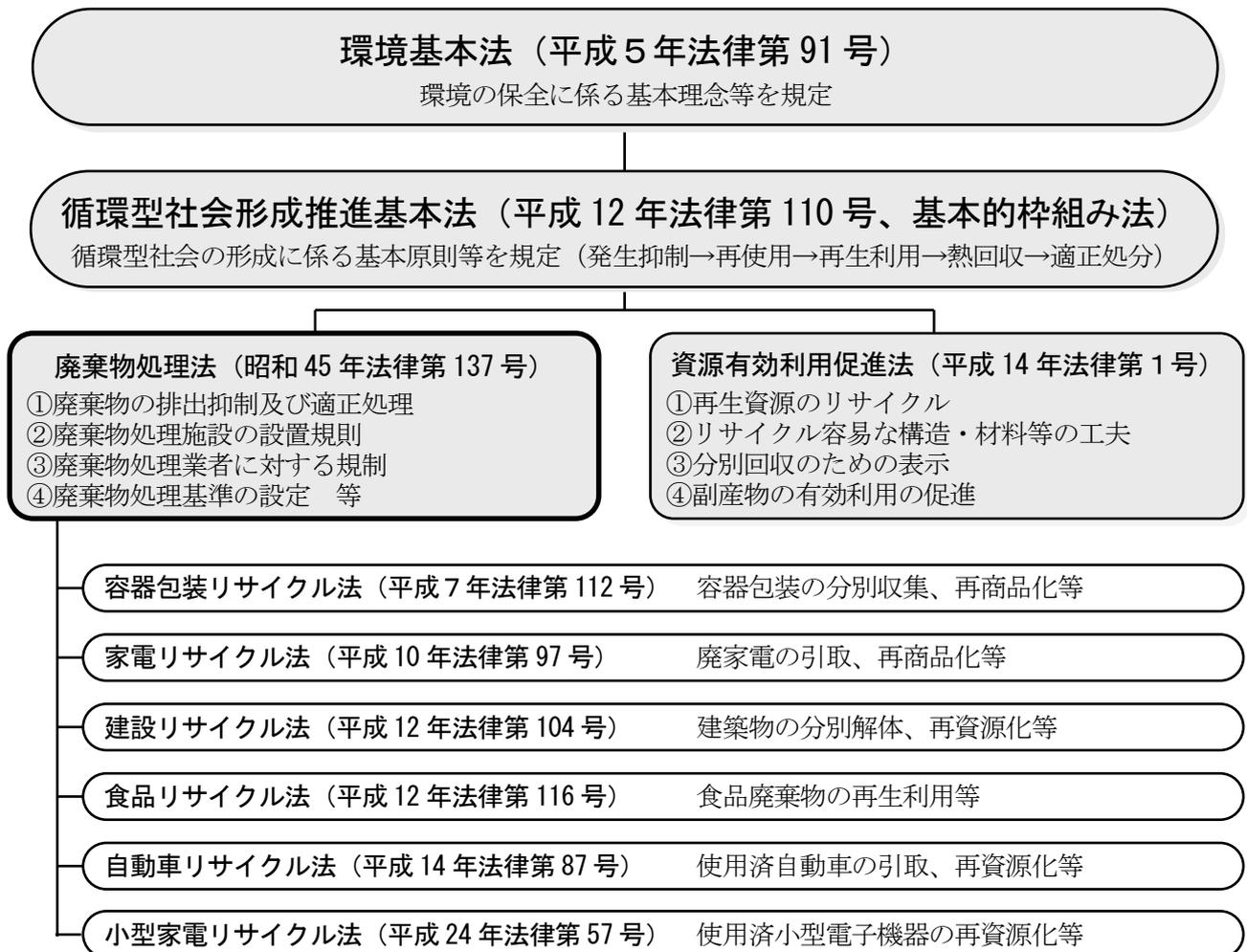
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）が制定されるまでは、防疫上の観点から公衆衛生の向上を図ることを目的とした清掃法（昭和 29 年法律第 72 号）に基づき、主に汚物等の処理が行われてきました。

しかしながら、高度経済成長期で飛躍的に発展した産業活動に伴い排出される廃棄物等が地球環境や人の健康に大きな影響を及ぼすようになり、昭和 45 年の公害国会（第 64 回臨時国会）において、清掃法を全面的に改正する廃棄物処理法が制定されました。

2 法の位置付け

廃棄物処理法は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）の下に位置付けられており、その下に各種リサイクル法が制定されています。

図表 1 廃棄物処理法の位置付け



3 法の目的

廃棄物処理法は、廃棄物の排出抑制や適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を通じて生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。
(法第1条)

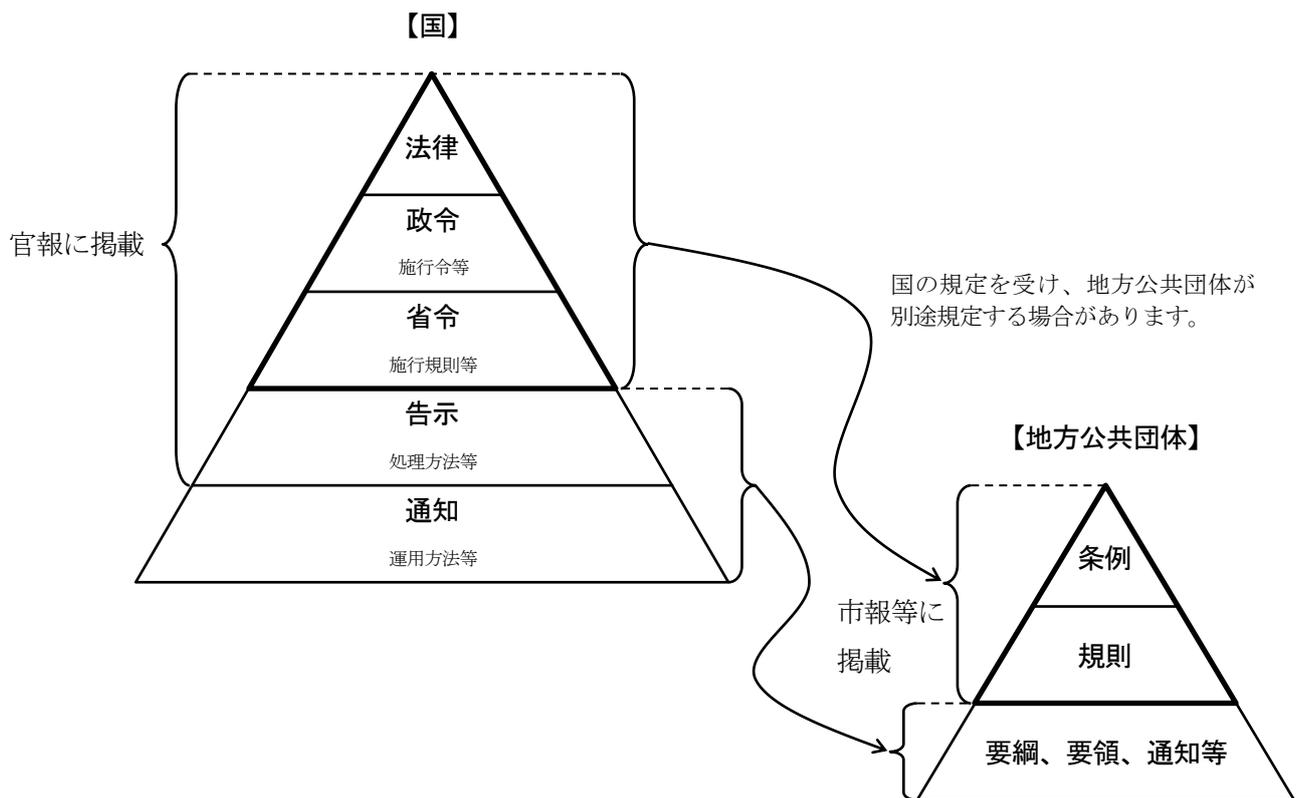
4 法体系

廃棄物処理法の法体系は、法律を頂点として、政令（施行令等）、省令（施行規則等）の三段階で構成されており、法律に基本原則を定め、政令や省令に詳細な内容を定めています。

また、これらの下に告示や通知があり、法の趣旨に沿った適正処理に必要な具体的な処理手法や運用方法が示されています。

なお、地方公共団体（都道府県又は政令市）においては、条例や規則、要綱、要領、通知等により、独自の適正処理等に係る規定を定めています。

図表2 廃棄物処理法の法体系



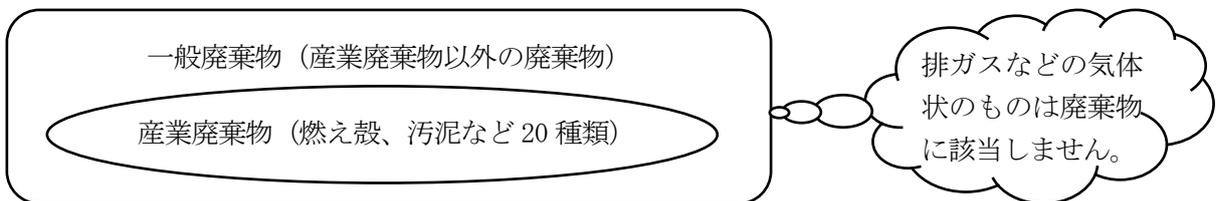
5 廃棄物の定義

(1) 一般廃棄物と産業廃棄物

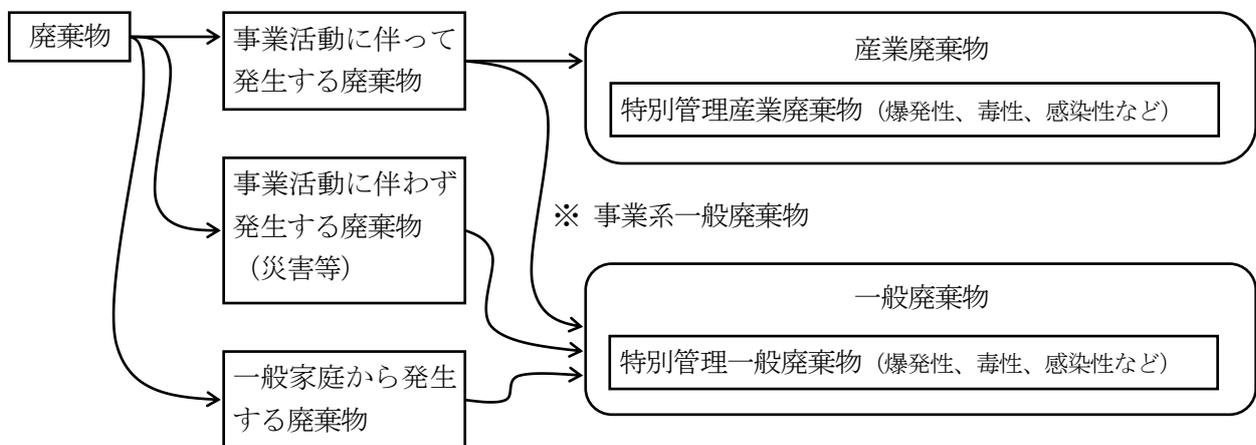
廃棄物とは、ごみ、汚泥、ふん尿などの汚物又は自ら利用したり他人に有償売却できない不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）とされており、発生形態や性状の違いから一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、産業廃棄物に該当しないものは全て一般廃棄物となります。

また、爆発性、毒性、感染性などの人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、それぞれ特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分類されます。（法第2条第1～5項）

図表3 一般廃棄物と産業廃棄物の分類①



図表4 一般廃棄物と産業廃棄物の分類②



- ※ 事業系一般廃棄物の例
- ・ オフィス等から排出される紙くず、木くずなど
 - ・ 飲食店等から排出される残飯、厨芥類など
 - ・ 小売店等から排出される野菜くず、魚介類など

なお、次に掲げるものは、固形状又は液状であっても廃棄物に該当しません。

- ① 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- ② 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- ③ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

(2) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、図表 6（P5～6）に示す燃え殻、汚泥など 20 種類に分類されたものと輸入された廃棄物（航行廃棄物及び携行廃棄物を除く。）をいい、民間の工場、事務所、商店などの営利目的の事業活動に伴い排出されるものや、水道事業などの公共の事業活動に伴い排出されるものも含まれています。

これらの産業廃棄物が混合した状態で排出されるものは、2 種類以上の産業廃棄物の混合物とみなします。例えば、洗車スラッジは廃油と汚泥の混合物とみなします。

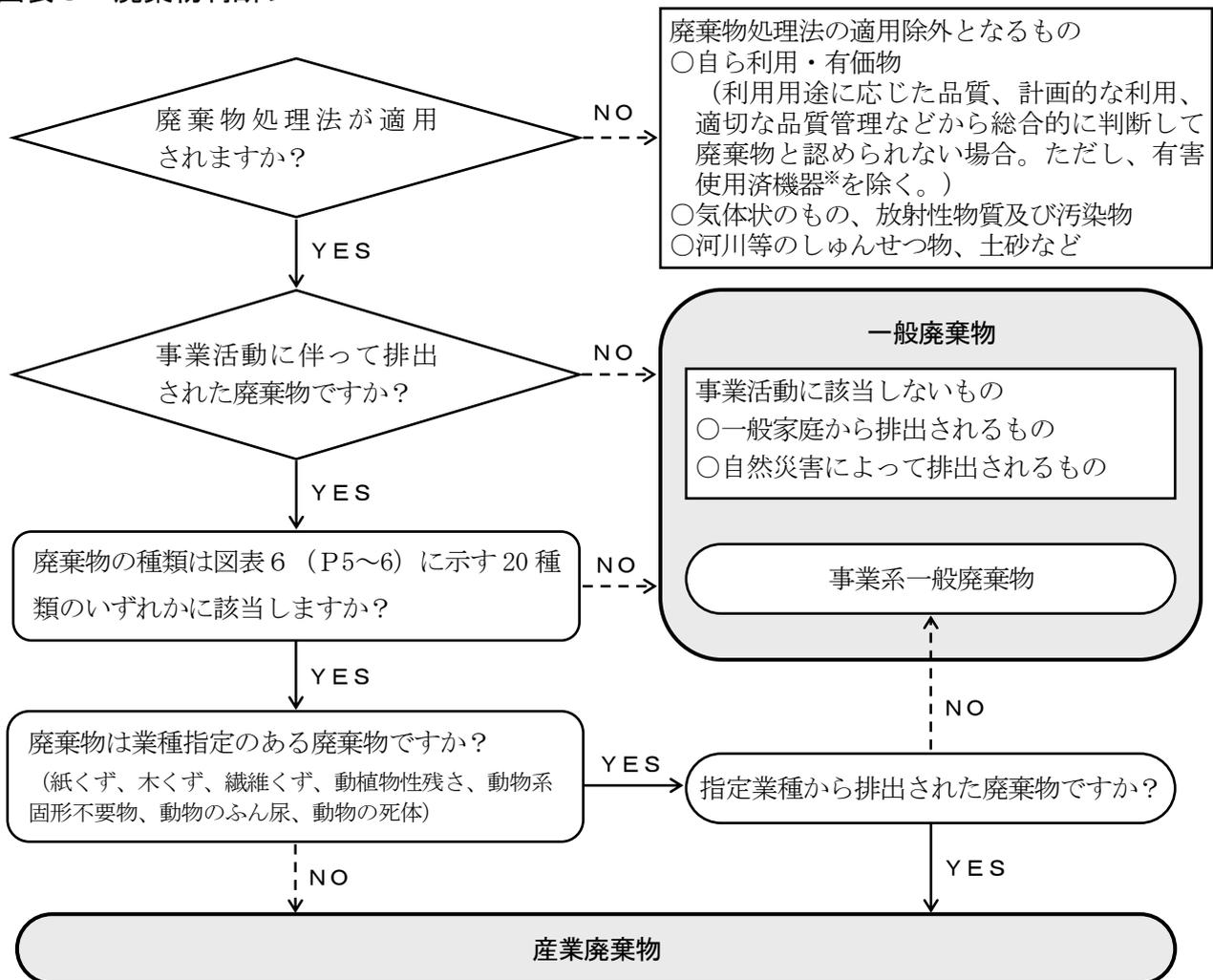
事業活動に伴って生じた廃棄物でも、「紙くず」、「木くず」、「繊維くず」、「動植物性残さ」、「動物系固形不要物」、「動物のふん尿」、「動物の死体」については、指定業種以外の事業所から排出された場合は一般廃棄物となります。

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性などの人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、図表 7 及び図表 8（P7～8）に示す特別管理産業廃棄物に分類され、その取扱いには格別の注意が必要であり、処理方法などが厳しく定められています。

また、排出事業者が自ら利用したり他人に有償売却できるものは、原則、廃棄物ではありません。

なお、廃棄物であるのか、廃棄物であれば、一般廃棄物なのか産業廃棄物なのかを判断する際には、次の図表 5 を参考にしてください。

図表 5 廃棄物判断フロー



※ 有害使用済機器とは、エアコンなど、施行令第 16 条の 2 に定めるもの（32 品目）であって、使用を終了して収集されたものをいい、廃棄物処理法において保管や処分等に係る規制が行われています。

図表6 産業廃棄物の種類（法第2条、施行令第2条、第2条の2、第2条の3）

種類	内容	具体例
燃え殻	事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等	廃棄物焼却灰、灰かす、石炭がら、コークス灰、重油燃焼灰、炉清掃排出物等
汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものであって、有機性及び無機性のすべてのもの	①有機性汚泥 下水汚泥、ビルピット汚泥、消化汚泥、製紙スラッジ、活性汚泥等 ②無機性汚泥 めっき汚泥、砕石スラッジ、ベントナイト汚泥、石灰かす、活性炭かす、廃脱硫剤等
廃油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油	潤滑油系廃油、切削油系廃油、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、動植物油系廃油、廃溶剤類、廃可塑剤類、燃料油系廃油、タンカー洗浄排水、タールピッチ類、印刷インキかす等
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液（中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。）	硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、酢酸、クエン酸、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液、写真漂白廃液等
廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液（中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。）	石灰廃液、アルカリ性めっき廃液、金属せっけん廃液、廃ソーダ液、アンモニア廃液、写真現像廃液、か性ソーダ廃液等
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃ベークライト（プリント基盤等）、廃スチロール（発泡スチロールを含む。）、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、廃合成皮革、廃合成建材（タイル、断熱材、合成木材、防音材等）、合成繊維くず（ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む。）、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす、接着剤かす等
紙くず 【業種指定】	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ②パルプ、紙、紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）に係るもの ③出版業（印刷出版を行うものに限る。）に係るもの ④製本業及び印刷物加工業に係るもの ⑤PCBが塗布され、又は染み込んだもの	①建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くず等 ②パルプ、紙、紙加工品製造業等に係る印刷くず、製本くず、板紙、裁断くず、旧ノーカーボン紙等
木くず 【業種指定】	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ②木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの ③パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの ④貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。） ⑤PCBが染み込んだもの	①建設業に係る建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材等（工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む。） ②木材、木製品製造業、パルプ製造業等に係る廃木材、おがくず、パーク類等 ③リース物品（家具・器具類等）に係る木くず、こん包材くず、木製パレット等
繊維くず 【業種指定】	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ②繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係る天然繊維くず（合成繊維くずは廃プラスチック類） ③PCBが染み込んだもの	①建設現場から排出される繊維くず、ロープ等 ②畳、じゅうたん、木綿くず、綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等
動植物性残さ 【業種指定】	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さや厨芥類は事業活動に伴って生じた一般廃棄物）	①動物性残さ 魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ・瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝がら等 ②植物性残さ ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、薬草かす、油かす等

種 類	内 容	具体例
動物系固形不要物 【業種指定】	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムくずは廃プラスチック類）	切断くず、裁断くず、ゴムくず、ゴム引布くず（廃タイヤは合成ゴムであるため、廃プラスチック類に該当する。）
金属くず		鉄くず、空かん、スクラップ、ブリキ・トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切削くず、研磨くず、ドライ粉、半田かす、溶接かす等
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	コンクリートくずについては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く（がれき類に該当する。）	①ガラスくず 廃空びん類、板ガラスくず、破損ガラス、アンブルロス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉、ロックウールくず等 ②コンクリートくず 製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず等 ③陶磁器くず 土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、レンガくず、断熱レンガくず、石膏型、レンガ破片、瓦破片等 ④廃石膏ボード
鉍さい		スラグ（高炉・平炉・転炉・電気炉等の残さい）、キューボラ溶鉍炉のノロ、不良鉍石、不良石炭、鉍じん、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く。）等
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物（もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く。）	コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、瓦破片、アスファルトがら、廃スレート等
動物のふん尿 【業種指定】	畜産農業に係る事業活動に伴って生じた動物のふん尿	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、セメタ、兎及び毛皮獣等のふん尿等
動物の死体 【業種指定】	畜産農業に係る事業活動に伴って生じた動物の死体	同上の家畜の死体
ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、産業廃棄物である紙くず（PCBが塗布され、又は染み込んだもの）、木くず（PCBが染み込んだもの）、繊維くず（PCBが染み込んだもの）若しくは金属くず（PCBが付着し、又は封入されたもの）の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等
産業廃棄物処理物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各欄に該当しないもの（法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物）	有害汚泥のコンクリート固型化物、化製場での化製処理により発生した廃肉骨粉
輸入された廃棄物	航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く	輸入された廃棄物

※1 航行廃棄物とは、船舶内にある船員その他の者及び航空機内にある航空機乗組員その他の者の日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他の廃棄物をいいます。

2 携帯廃棄物とは、入国する者の外国における日常生活に伴って生じたごみその他の廃棄物であって、入国する者が携帯するものをいいます。

3 上記に規定する産業廃棄物のうち、石綿を重量比で0.1%を超えて含むものは「石綿含有産業廃棄物」として処理する必要があります。

4 上記に規定する産業廃棄物のうち、水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったものであって、環境省令で定めるものは「水銀使用製品産業廃棄物」として処理する必要があります。

5 上記に規定する産業廃棄物のうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を15mg/kgを超えて含有するばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい及び水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を15mg/Lを超えて含有する廃酸、廃アルカリは「水銀含有ばいじん等」として処理する必要があります。

図表 7 特別管理産業廃棄物の種類（施行令第2条の4）

種類	具体例
廃油（燃烧しにくいものを除く）	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油 （参考）引火点 70℃未満の廃油
廃酸（著しい腐食性を有するもの）	水素イオン濃度指数（pH）2.0以下の酸性廃液
廃アルカリ（著しい腐食性を有するもの）	水素イオン濃度指数（pH）12.5以上のアルカリ性廃液
感染性産業廃棄物	感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はそのおそれのある廃棄物であって、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等の産業廃棄物（血液の付着した注射針、採血管等） <排出元となる施設> 病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、動物の診療施設、試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るもの）等
ばいじん又は燃え殻及びこれらを処分するために処理したもの	①輸入された廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。） ②ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる施設において輸入された廃棄物の焼却に伴い発生するものであって、ダイオキシン類の含有量が1gにつき3ngを超えるもの
汚泥及び当該汚泥を処分するために処理したもの	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる施設において輸入された廃棄物の焼却に伴い発生するものであって、ダイオキシン類の含有量が1gにつき3ngを超えるもの
輸入されたばいじん	集じん施設によって集められたもの
輸入された燃え殻	ダイオキシン類の含有量が1gにつき3ngを超えるもの
輸入された汚泥	ダイオキシン類の含有量が1gにつき3ngを超えるもの

※1 紙おむつ・ガーゼ等については、感染性一般廃棄物となります。（紙くずや繊維くずには業種指定があり、病院等はこれに該当しないため。）

2 ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる施設とは、廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合には、それらの火床面積の合計）が0.5㎡以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合には、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上のものをいいます。

図表 8 特別管理産業廃棄物のうち、特定有害産業廃棄物の種類（施行令第 2 条の 4）

種 類	具 体 例
廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
PCB 汚染物	① PCB が染み込んだ汚泥、紙くず、木くず、繊維くず ② PCB が塗布された紙くず ③ PCB が付着した廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類 ④ PCB が封入された廃プラスチック類、金属くず
PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもの ① 廃油の場合、PCB が試料 1kg につき 0.5mg を超えるもの ② 廃酸又は廃アルカリの場合、PCB が試料 1L につき 0.03mg を超えるもの ③ 廃プラスチック類又は金属くずの場合、PCB が付着している、又は封入されているもの ④ 陶磁器くずの場合、PCB が付着しているもの ⑤ 上記以外の場合、PCB が検液 1L につき 0.003mg を超えるもの
廃水銀等	① 特定の施設において生じた廃水銀等（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。） ② 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀 ③ 廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
指定下水汚泥及び当該指定下水汚泥を処分するために処理したもの	アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、シアン化合物、PCB、揮発性有機化合物（12 物質）、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はダイオキシン類（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
鉱さい及び当該鉱さいを処分するために処理したもの	アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素又はセレン（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
廃石綿等 関連事業は、建設、解体、造船、機械修理など	廃石綿及び石綿が含まれ、又は付着している産業廃棄物のうち、 ① 石綿建材除去事業（建築物その他の工作物に用いられる材料であって、石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）に係るもの（輸入されたものを除く。） ② 大気汚染防止法第 2 条第 11 項に規定する特定粉じん発生施設において生じたもの（輸入されたものを除く。） ③ 輸入されたもの のいずれかであって、飛散するおそれのあるものとして環境省令で定める次のもの ○ 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）に用いられる材料であって、石綿を吹きつけられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿 ○ 建築物等に用いられる材料であって、石綿を含むもののうち、石綿建材除去事業により除去された石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、人の接触、気流及び振動等により前記と同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材 ○ 石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの ○ 特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた石綿であって、集じん施設によって集められたもの（輸入されたものを除く。） ○ 特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場又は事業場において用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの（輸入されたものを除く。） ○ 石綿であって、集じん施設によって集められたもの（事業活動に伴って生じたものであって、輸入されたものに限る。） ○ 廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの（事業活動に伴って生じたものであって、輸入されたものに限る。）
ばいじん又は燃え殻及びこれらを処分するために処理したもの	アルキル水銀、水銀及び 1,4-ジオキサン（ばいじんのみ）並びにカドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレン又はダイオキシン類（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
廃油及び当該廃油を処分するために処理したもの	揮発性有機化合物（12 物質）（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びこれらを処分するために処理したもの	アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、シアン化合物、PCB、揮発性有機化合物（12 物質）、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はダイオキシン類（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

※ 1 特定有害産業廃棄物のうち、有害物質を含む燃え殻、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリ（国内において生じたもの）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの並びに廃油（廃溶剤に限り、国内において生じたもの）及び当該廃油を処分するために処理したものについては、特定の施設等から排出されたものに限られています。

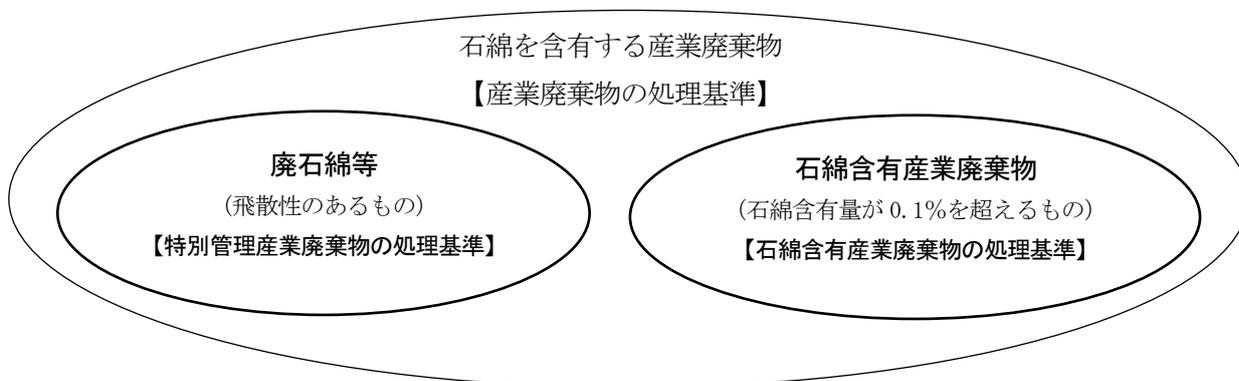
2 揮発性有機化合物（12 物質）とは、①トリクロロエチレン、②テトラクロロエチレン、③ジクロロメタン、④四塩化炭素、⑤1,2-ジクロロエタン、⑥1,1-ジクロロエチレン、⑦シス-1,2-ジクロロエチレン、⑧1,1,1-トリクロロエタン、⑨1,1,2-トリクロロエタン、⑩1,3-ジクロロプロペン、⑪ベンゼン、⑫1,4-ジオキサンをいいます。

3 有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準については、P37 図表 36 を参照してください。

(3) 石綿（アスベスト）を含有する産業廃棄物

石綿（アスベスト）を含有する産業廃棄物は、図表 9 のとおり特別管理産業廃棄物（廃石綿等）と産業廃棄物に分類され、産業廃棄物のうち石綿含有量（重量比）が 0.1%を超えるものは「石綿含有産業廃棄物」と規定されており、図表 10 に示す処理基準に従って適正に処理する必要があります。

図表 9 石綿を含有する産業廃棄物



図表 10 石綿を含有する産業廃棄物の処理基準

区 分	石綿含有量	特別管理産業廃棄物の処理基準	石綿含有産業廃棄物の処理基準	産業廃棄物の処理基準
廃石綿等	※基準なし	○	—	—
石綿含有産業廃棄物	0.1%超	—	○	○
上記以外で石綿を含有するもの	—	—	—	○

※ 含有量の基準はなく、施行規則第 1 条の 2 第 9 項に該当するものが廃石綿等（P8）となります。

(4) 水銀を含有する産業廃棄物

水銀を含有する産業廃棄物は、図表 11 のとおり分類され、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理基準に加え、それぞれの処理基準（P40 図表 39）に従って適正に処理する必要があります。

図表 11 水銀を含有する産業廃棄物

廃金属水銀等	水銀汚染物		水銀使用製品産業廃棄物
特別管理産業廃棄物		産業廃棄物	
①廃水銀等	②水銀を含む特別管理産業廃棄物	③水銀含有ばいじん等	④水銀使用製品産業廃棄物
<ul style="list-style-type: none"> 特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀 	特定の施設から排出されるものであって、水銀の溶出量が判定基準を超過するもの	<ul style="list-style-type: none"> ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さいのうち、水銀を 15 mg/kg を超えて含有するもの 廃酸又は廃アルカリのうち、水銀を 15 mg/L を超えて含有するもの 	水銀を使用した製品が産業廃棄物となったものであって、環境省令で定めるもの（図表 12）
水銀回収義務があるものについては、P40 図表 39 を参照してください。			

図表 12 水銀使用製品産業廃棄物の定義

<p>水銀使用製品産業廃棄物とは、以下の①～③に該当する製品が産業廃棄物となったものをいいます。</p> <p>① 水銀使用製品のうち、下表の1～43に掲げるもの</p> <p>② ①を材料又は部品として組み込む水銀使用製品（下表に●印のあるものに係るものを除く。）</p> <p>③ ①及び②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品</p>					
	製品名	組込		製品名	組込
1	水銀電池		23	放電管（水銀が目視で確認できるもの に限り、放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを含む。）を除く。）	●
2	空気亜鉛電池		24	水銀抵抗原器	
3	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確 認できるものに限る。）	●	25	差圧式流量計	
4	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外 部電極蛍光ランプを含む。）	●	26	傾斜計	
5	H I Dランプ（高輝度放電ランプ）	●	27	水銀圧入法測定装置	
6	放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dラ ンプを除く。）	●	28	周波数標準機	●
7	農薬		29	ガス分析計（水銀等を標準物資とする ものを除く。）	
8	気圧計		30	容積形力計	
9	湿度計		31	滴下水銀電極	
10	液柱形圧力計		32	参照電極	
11	弾性圧力計（ダイヤフラム式のものに 限る。）	●	33	水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱 又は還元して気化するものに限る。）	
12	圧力伝送器（ダイヤフラム式のものに 限る。）	●	34	握力計	
13	真空計	●	35	医薬品	
14	ガラス製温度計		36	水銀の製剤	
15	水銀充満圧力式温度計	●	37	塩化第一水銀の製剤	
16	水銀体温計		38	塩化第二水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		39	よう化第二水銀の製剤	
18	温度定点セル		40	硝酸第一水銀の製剤	
19	顔料	●※	41	硝酸第二水銀の製剤	
20	ボイラ（二流体サイクルに用いられる ものに限る。）		42	チオシアン酸第二水銀の製剤	
21	灯台の回転装置		43	酢酸フェニル水銀の製剤	
22	水銀トリム・ヒール調整装置				
<p>※ 19の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるもの限り●印に該当する。</p>					

第2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理

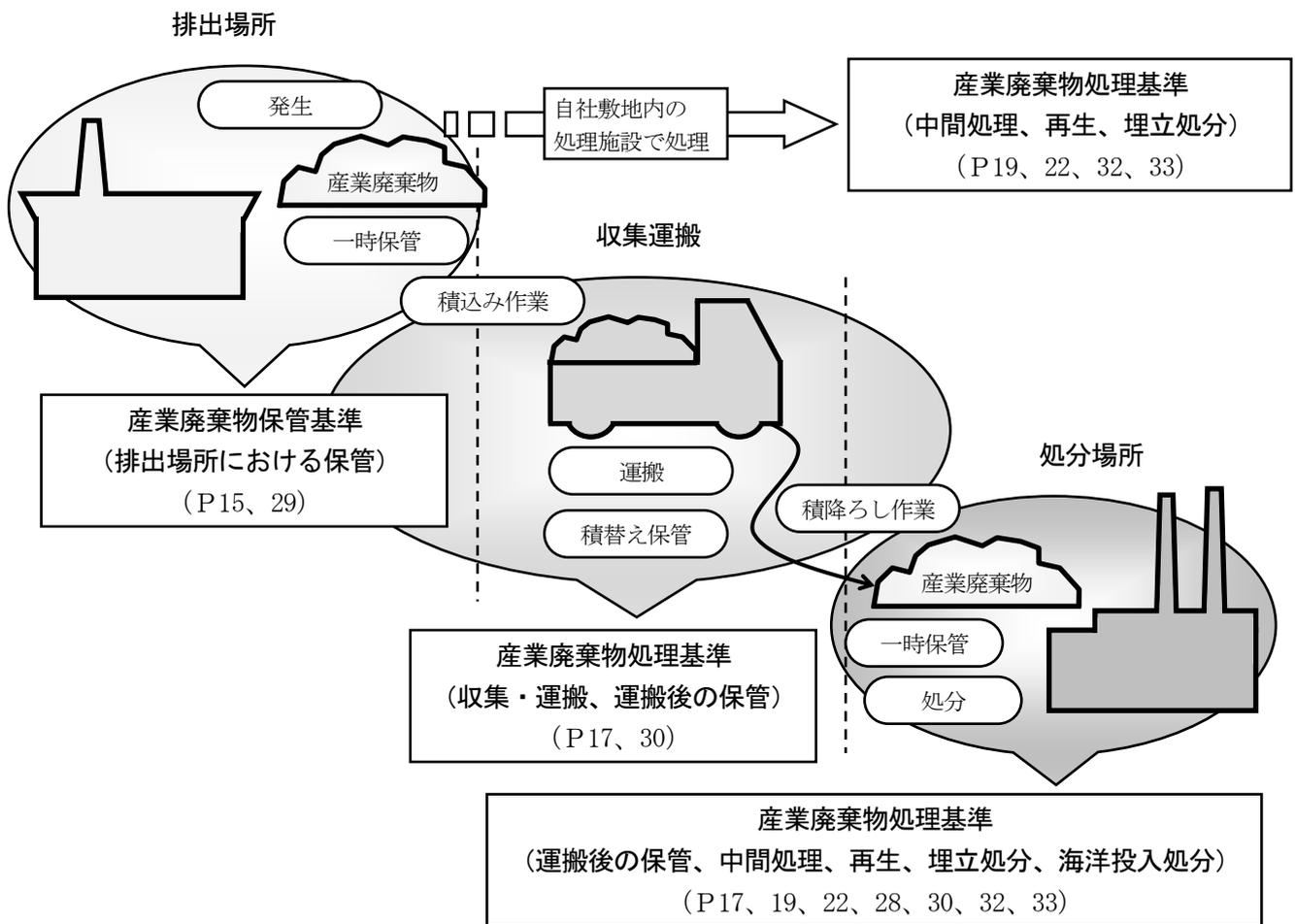
1 処理に係る基準の概要

(1) 廃棄物の発生から最終処分までの過程と適用基準

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物については、その発生から最終処分に至るまでの各過程において、生活環境保全上多くの処理基準が設けられており、適正な処理を行うためには、これらの基準を遵守する必要があります。（法第12条第1項、第12条の2第1項）

それぞれの過程ごとの適用基準は、図表13のとおりです。

図表13 廃棄物の発生から適正処理までの過程と適用基準



排出事業者、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者には、図表 14 のとおり、産業廃棄物保管基準又は産業廃棄物処理基準が適用されます。

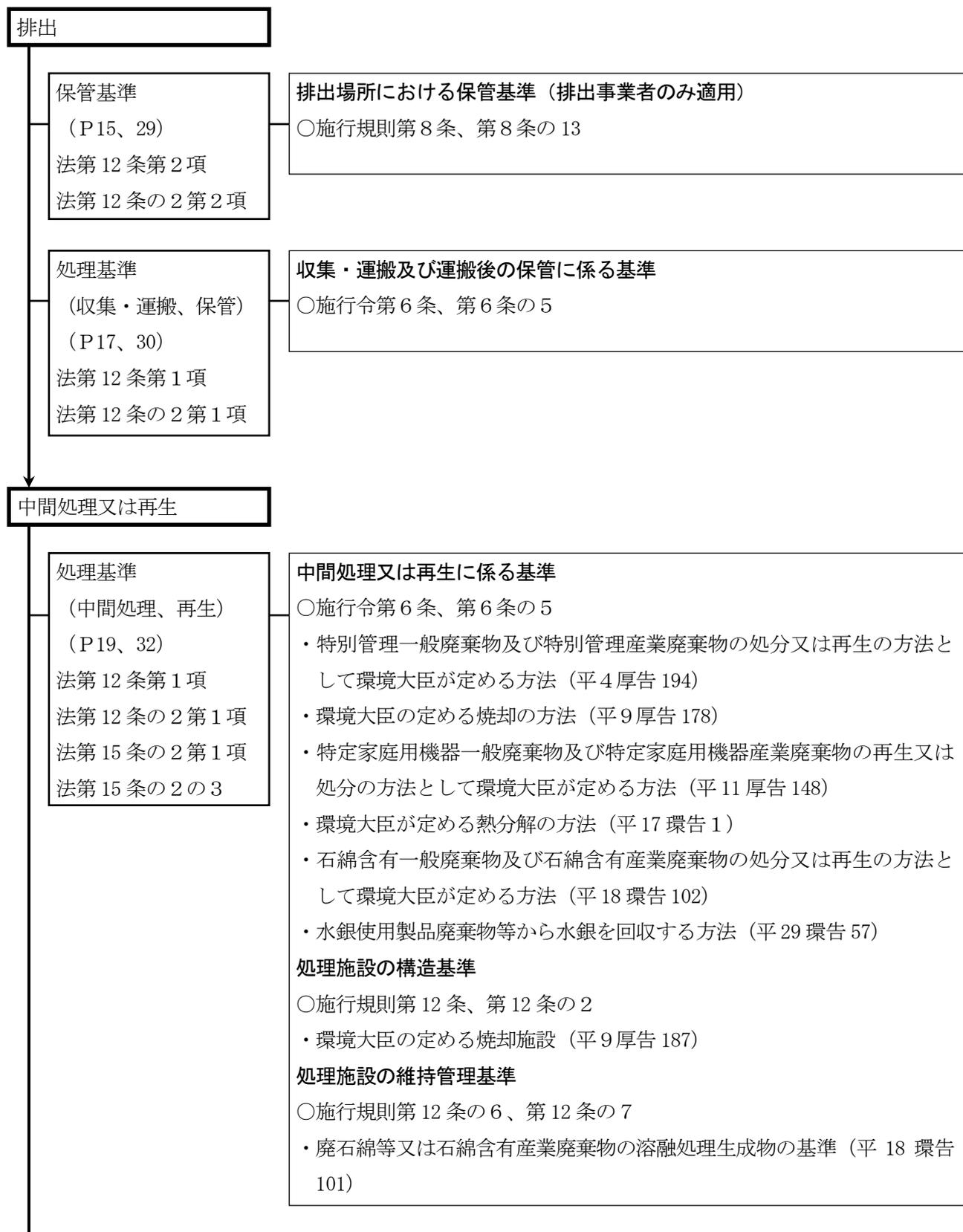
図表 14 産業廃棄物保管基準と産業廃棄物処理基準の適用範囲

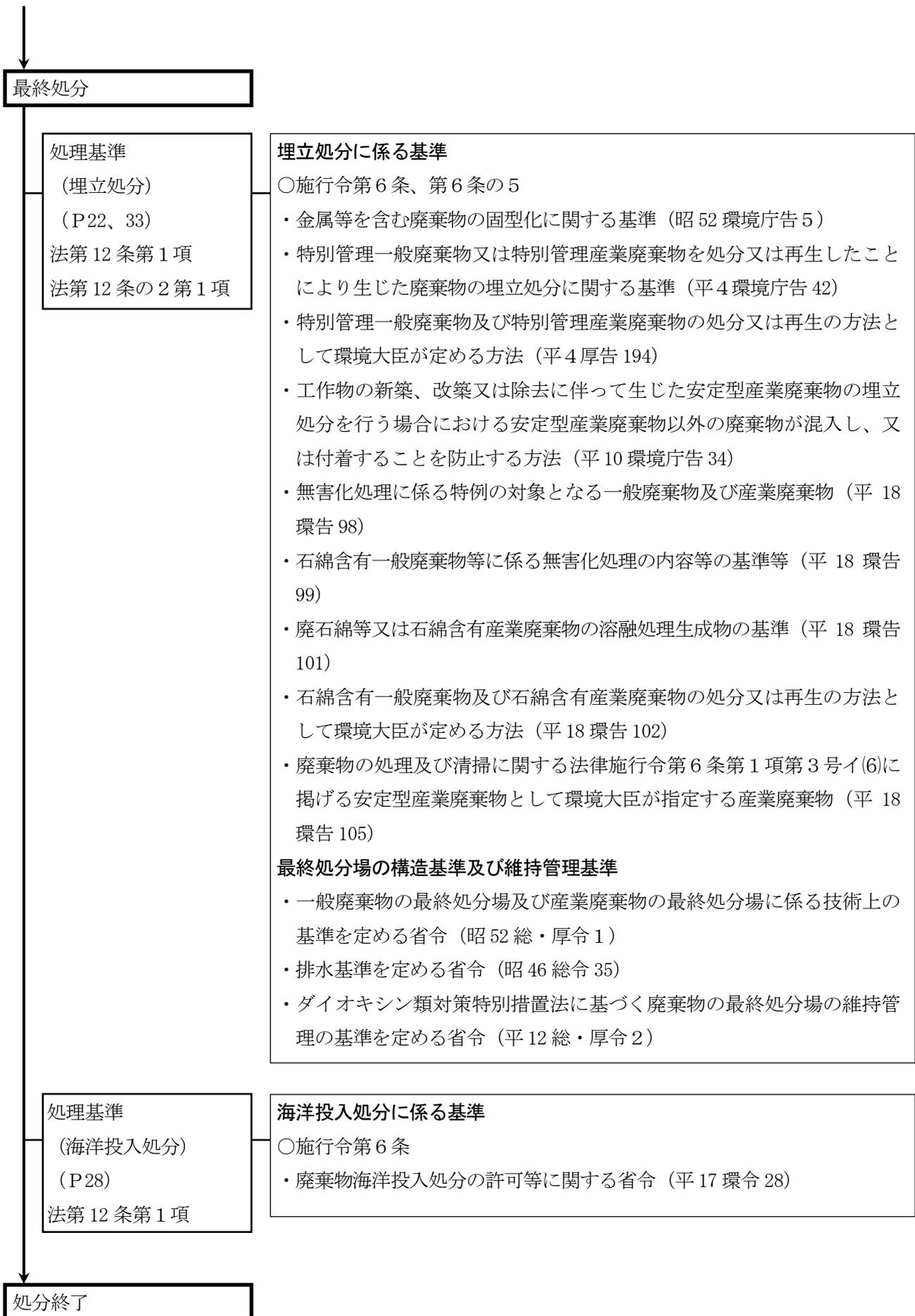
		排出事業者		産業廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物処分業者
		事業所内	事業所外	
産業廃棄物保管基準		○	—	—
産業廃棄物処理基準	収集・運搬		○	○
	運搬後の保管	—	○	○
	中間処理		○	○
	再生		○	○
	埋立処分		○	○
	海洋投入処分		○	○

(2) 処理基準の法体系

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理基準は、法、施行令、施行規則及び告示等で図表 15 のとおり規定されています。

図表 15 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理基準





2 産業廃棄物の処理に係る基準

(1) 産業廃棄物保管基準

適用者：排出事業者のみ

適用行為：産業廃棄物を搬出するまでの間の保管

※ 排出事業者が搬出後に保管する場合は、産業廃棄物処理基準（運搬後の保管）が適用されます。

図表 16 産業廃棄物保管基準（施行規則第 8 条）

1 飛散、流出等の防止措置

(1) 保管場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

また、産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝等を設置するとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

(2) 保管場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(3) 石綿含有産業廃棄物を保管する場合は、次の点に注意すること。

① 石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けるなどの必要な措置を講ずること。

② 石綿含有産業廃棄物が飛散しないように、覆いや梱包などの必要な措置を講ずること。

(4) 水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けるなどの必要な措置を講ずること。

2 囲いの設置及び構造等

(1) 保管する産業廃棄物の周囲に囲いを設けること。

(2) 囲いに産業廃棄物の荷重が直接かかる場合は、構造耐力上の安全性を確保すること。（対廃棄物の荷重ほか、風圧力、地震など）

3 積上げ高さ制限（図表 17）

(1) 産業廃棄物を屋外で容器を用いずに保管する場合は、次の点に注意すること。

① 産業廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端からこう配 50%（約 26 度）以下とすること。

② 産業廃棄物が囲いに接する場合は、囲いの内側 2m は囲いの上端より 50cm 以下とし、2m 以上内側は 2m 線からこう配 50% 以下とすること。

(2) 囲いが産業廃棄物と接して曲がったり、囲いの高さぎりぎりまで積み上げないこと。

(3) 使用済自動車等については、別途定められた保管基準を遵守すること。

4 掲示板の設置

周囲から見やすい箇所に、次の要件を備えた掲示板を設置すること。（表示例は図表 18 参照）

(1) 掲示板の大きさ 縦 60cm 以上×横 60cm 以上

(2) 表示すべき事項

① 産業廃棄物の保管場所である旨

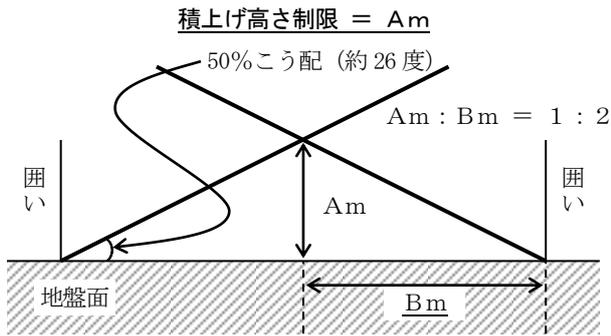
② 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載する。）

③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

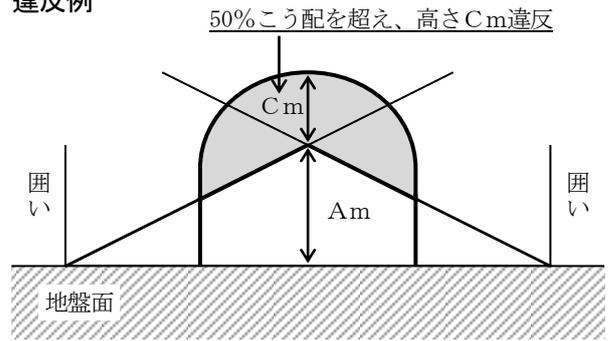
④ 最大積上げ高さ（屋外で容器を用いずに保管する場合）

図表 17 積上げ高さ制限

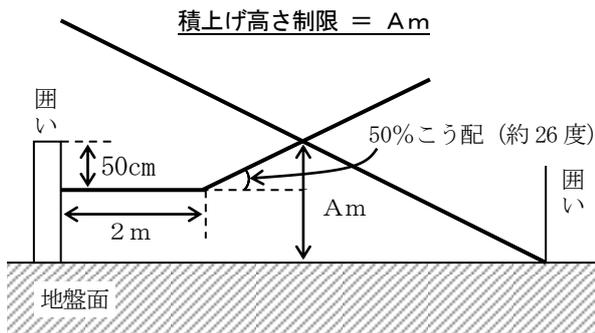
【産業廃棄物が囲いに接しない場合】



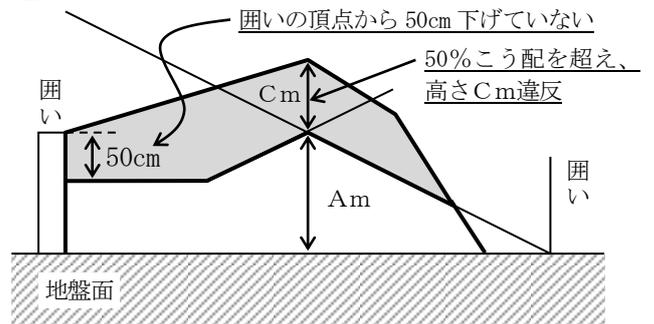
違反例



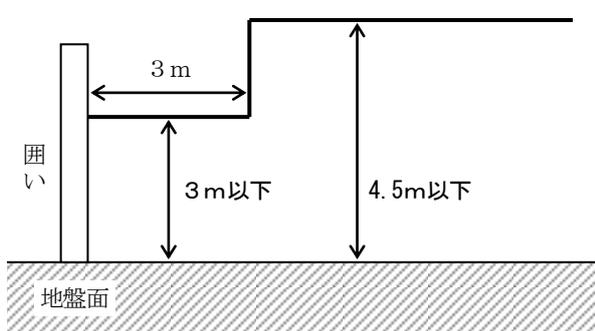
【産業廃棄物が囲いに接する場合】



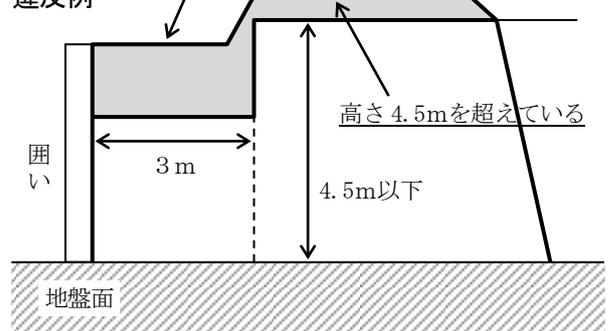
違反例



【使用済自動車を保管する場合】



違反例



図表 18 保管場所における掲示板の表示例

産業廃棄物の保管場所	
管理者及び連絡先等	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 所在地 広島市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 内線〇〇〇 責任者 環境管理課 〇〇
保管する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類 がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)
最大積上げ高さ	2 m
保管上限	30 m ³

60cm 以上

60cm 以上

積替え保管を行う収集運搬業者は「産業廃棄物の積替え保管場所」と記載すること。

積替え保管を行う収集運搬業者及び処分業者のみ記載すること。

(2) 産業廃棄物処理基準（収集・運搬、運搬後の保管）

適用者：排出事業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者

適用行為：収集・運搬、運搬後の保管

図表 19 産業廃棄物処理基準（収集・運搬、運搬後の保管）（施行令第6条）

1 運搬施設（車両、船舶、容器等）に係る注意事項

- (1) 収集運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- (2) 運搬車両、船舶、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

2 収集運搬を行う場合の措置

- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物については、破碎することのないように、かつ、その他の物と混合するおそれのないように収集運搬を行うこと。

3 運搬車両等への表示義務及び書面備付義務

- (1) 収集運搬時には、P18 図表 20 に示す表示例を参考として、運搬車両等に氏名又は名称及び許可番号（下6桁）等を表示すること。
- (2) 収集運搬時には、P19 図表 21 に示す書面等を備え付けておくこと。

4 積替えを行う場合の措置

- (1) 周囲に囲いを設け、産業廃棄物の積替え場所である旨を表示すること。
- (2) 積替え場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- (3) 積替え場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (4) 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物については、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けるなどの必要な措置を講ずること。

5 保管を行う場合の基準

次の基準に適合する積替えを行う場合を除き、保管を行ってはならない。

- (1) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- (2) 搬入された産業廃棄物の量が、適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- (3) 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

6 保管場所における措置

- (1) P15 図表 16 の産業廃棄物保管基準 1～3 に掲げる措置を講ずること。

1 飛散、流出等の防止措置

2 囲いの設置及び構造等

3 積上げ高さ制限

【再掲】

(2) 掲示板の設置

周囲から見やすい箇所に、次の事項を表示した縦横とも 60cm 以上の掲示板を設置すること。

(表示例は図表 18 参照)

- ① 産業廃棄物の保管場所である旨
- ② 保管する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載する。)
- ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ④ 最大積上げ高さ (屋外で容器を用いずに保管する場合、積上げ高さ制限は図表 17 参照)
- ⑤ 保管上限 (次項で算出される保管可能量)

7 保管上限

(1) 産業廃棄物を保管できる量の制限

1日当たりの平均搬出量×7日分

※ 平均搬出量とは、前月の産業廃棄物の総搬出量 (複数の産業廃棄物を取り扱う場合はその合計量) を前月の総日数で除して得られる数量とする。

(前月の総搬出量÷前月の総日数) × 7日分=保管上限 (保管可能量)

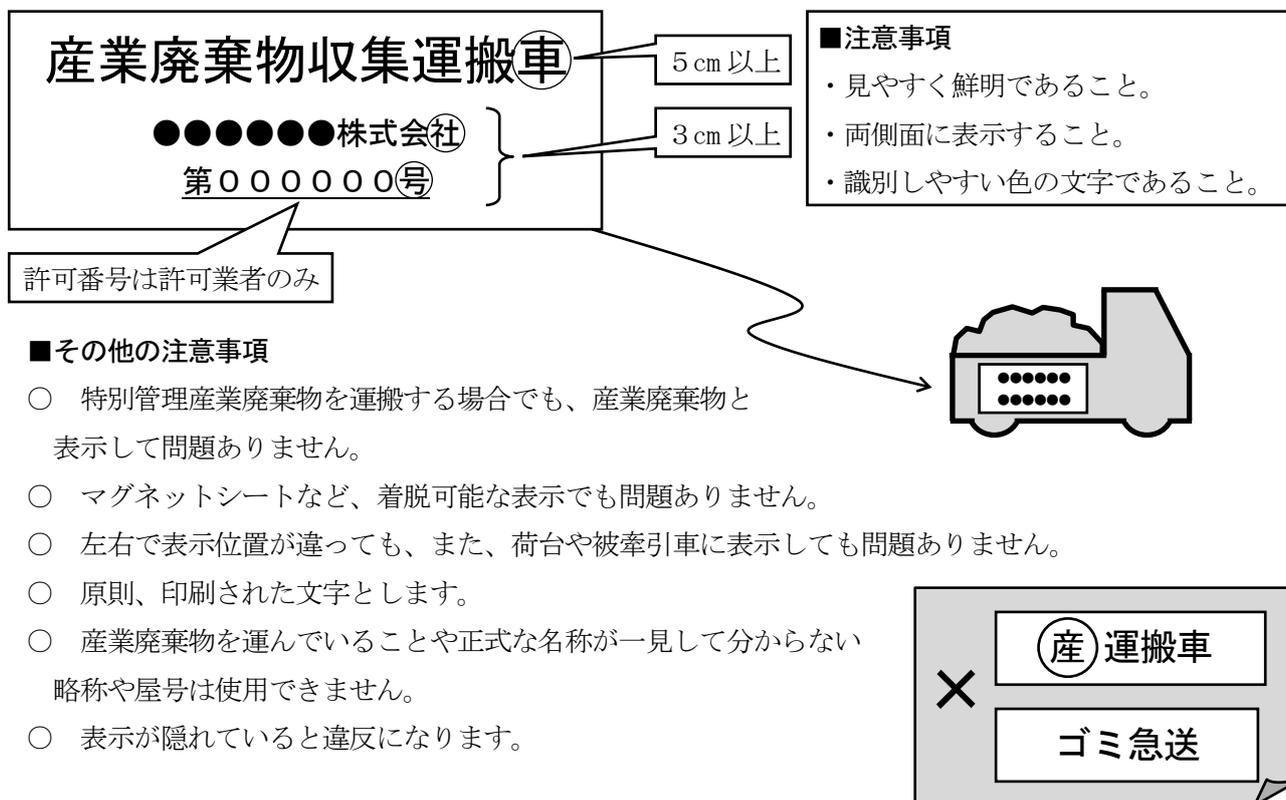
例： 4月 (総日数 30日) の産業廃棄物の総搬出量 1,500 m³

(1,500 m³÷30日) × 7日分=350 m³

(2) 適用除外

- ・船舶を用いて運搬する場合であって、船舶の積載量が保管上限を上回るとき
- ・使用済自動車等を保管する場合

図表 20 運搬車両への表示例



※ 船舶への表示は、施行規則で定める様式第一号を参考にしてください。

図表 21 収集運搬時に備え付けておくべき書面等

排出事業者が自ら運搬する場合	産業廃棄物収集運搬業者が運搬する場合
次の内容を記載した書面 ① 氏名又は名称及び住所 ② 運搬する産業廃棄物の種類及び数量 ③ 積載日 ④ 積載した事業場の名称、所在地及び連絡先 ⑤ 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先	1 許可証の写し 2 紙マニフェストを使用する場合 交付された紙マニフェスト 3 電子マニフェストを使用する場合 (1) 電子マニフェストの使用証の写し (2) 次の内容を記載した書面又は電子データ (内容を直ちに表示できること。 (インターネット通信による方法でも可)) ① 運搬する産業廃棄物の種類及び数量 ② 委託者の氏名又は名称 ③ 積載日 ④ 積載した事業場の名称及び連絡先 ⑤ 運搬先の事業場の名称及び連絡先

(3) 産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立処分又は海洋投入処分を除く。））

適用者：排出事業者、産業廃棄物処分業者

適用行為：処分又は再生（埋立処分又は海洋投入処分を除く。）

図表 22 産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立処分又は海洋投入処分を除く。））
（施行令第6条）

<p>1 保管を行う場合の措置等</p> <p>P17 図表 19 の産業廃棄物処理基準（収集・運搬、運搬後の保管） 5 及び 6 の措置等を講ずること。</p> <p>〔 5 保管を行う場合の基準 6 保管場所における措置 〕【再掲】</p> <p>2 保管上限</p> <p>(1) 産業廃棄物を保管できる量の上限 処理施設の1日当たりの処理能力×14日分＝保管上限（基本数量）</p> <p>(2) 保管上限数量の特例</p> <p>① 船舶を用いて産業廃棄物を搬入する場合であって、船舶の積載量が基本数量を超えるとき 船舶の積載量＋基本数量×1／2</p> <p>② 処理施設の定期点検等（突発的な点検及び7日以下の定期点検を除く。）の期間中に産業廃棄物を保管する場合 処理施設の1日当たりの処理能力×定期点検等の開始日から経過した日数＋基本数量×1／2 ※ 定期点検等の終了日に保管していた数量が基本数量を超えていたときは、定期点検等の終了翌日から60日間に限り、当該現に保管していた数量を超えない数量とする。</p> <p>③ 優良認定を受けた産業廃棄物処分業者が廃プラスチック類を保管する場合 処理施設の1日当たりの処理能力×28日分</p> <p>④ 建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片（石綿含有産業廃棄物を除く。）又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生するために保管する場合</p>

ア 木くず、コンクリートの破片 処理施設の1日当たりの処理能力×28日分

※ 排出事業者又は優良産業廃棄物処分業者が新型インフルエンザ等によるときは49日分

イ アスファルト・コンクリートの破片 処理施設の1日当たりの処理能力×70日分

※ 排出事業者又は優良産業廃棄物処分業者が新型インフルエンザ等によるときは91日分

⑤ 豪雪地帯指定区域内において、廃タイヤを冬季（11月～翌年3月）に保管する場合

処理施設の1日当たりの処理能力×60日分

⑥ 使用済自動車等を保管する場合

特別の基準を適用

⑦ 汚泥（有機性汚泥を除く。）、安定型産業廃棄物（廃プラスチック類及び④の建設業に係る産業廃棄物を除く。）、鉱さい又はばいじんの処分又は再生を行う処理施設において、排出事業者又は優良産業廃棄物処分業者が保管する場合であって、その保管が新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により保管する場合

処理施設の1日当たりの処理能力×35日分

3 保管期間

処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。

4 焼却を行う場合の基準

産業廃棄物の焼却を行う場合には、(1)の構造を備えた設備で(2)の方法により行うこと。

(1) 焼却設備の構造（施行規則第1条の7）

① 空気取入口及び煙突の先端以外で外気と接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800℃以上の状態で産業廃棄物を焼却できること。

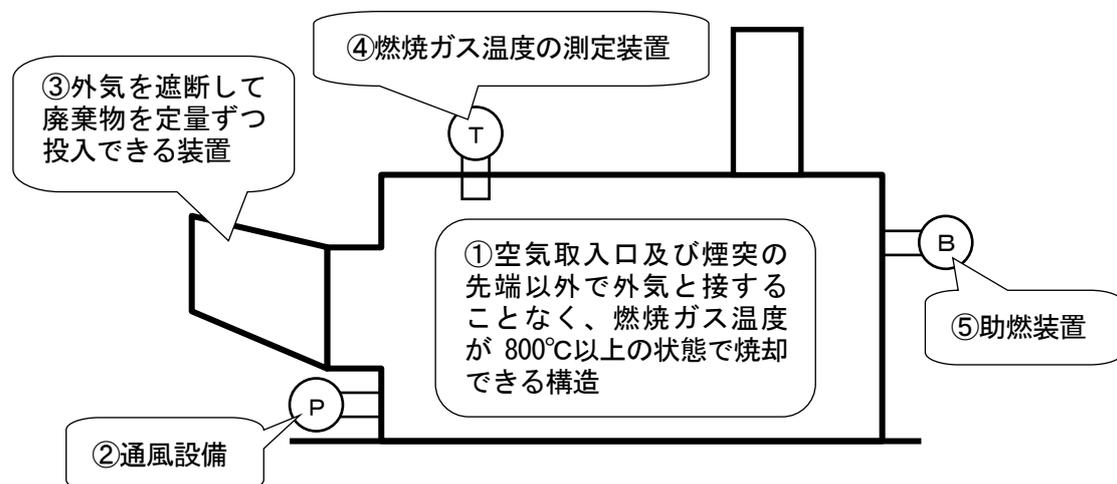
② 燃焼に必要な量の空気の通風が行えること。

③ 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で定量ずつ燃焼室に投入できること。

④ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。（製鋼用電気炉等を除く。）

⑤ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。（製鋼用電気炉等を除く。）

構造基準のイメージ



(2) 焼却の方法（平9厚告178）

- ① 煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと。
- ② 煙突の先端から火炎や黒煙を出さないこと。
- ③ 煙突から焼却灰や未燃物を飛散させないこと。

5 熱分解を行う場合の基準

産業廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解すること。）を行う場合には、(1)の構造を備えた設備で(2)の方法により行うこと。

(1) 熱分解設備の構造（施行規則第1条の7の2）

- ① 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させないこと。
- ② 熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保てること。
- ③ 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できること。
- ④ 残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却できること。
- ⑤ 処理に伴って生じたガスのうち、炭化水素油として回収されないガスを適正に処理できること。

※ 処理に伴って生じた不要なガスを燃焼させると焼却に該当するが、再生利用を目的として炭化水素油を生成する場合であって、一定の条件を満たすものは燃焼させても焼却に該当しない。

(2) 熱分解の方法（平17環告1）

- ① 排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないこと。
- ② 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないこと。
- ③ 処理に伴って生じたガスを生活環境の保全上支障が生じないように処理した後、排出すること。

(4) 産業廃棄物処理基準（埋立処分）

① 産業廃棄物処理基準（埋立処分）

適用者：排出事業者、産業廃棄物処分業者

適用行為：埋立処分

図表 23 産業廃棄物処理基準（埋立処分）（施行令第6条）

1 地中空間の利用禁止

産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用する方法で行ってはならない。ただし、次に掲げる産業廃棄物（以下「安定型産業廃棄物」という。）は除く。

- (1) 廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- (2) ゴムくず
- (3) 金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極の不要物、鉛製の管又は板の不要物、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- (4) ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管側面部、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- (5) がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）
- (6) 熔融処理生成物（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を熔融したことにより生じた廃棄物であって、鉱さいであるものに限る。）

2 安定型産業廃棄物の埋立て

安定型最終処分場（埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な設備の設置その他の措置が講じられていない処分場）においては、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないように必要な措置を講ずること。

※ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物については、分別して排出するか、選別して熱しゃく減量を5%以下とすること。（平10環境庁告34）

3 有害な産業廃棄物の埋立て

次に掲げる有害な産業廃棄物の埋立ては、遮断型最終処分場（公共水域及び地下水と遮断された処分場）で行うこと。

- (1) 燃え殻又はばいじん（処理したものを含む。）であって、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレン、1,4-ジオキサンが判定基準に適合しないもの
- (2) 汚泥（処理したものを含む。）であって、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、PCB、セレン、シアン化合物が判定基準に適合しないもの
- (3) 水銀含有ばいじん等のうち、ばいじん、燃え殻、汚泥又はそれらの処理物を環境大臣が定めるところにより固型化したものであって、判定基準に適合しないもの

4 その他の産業廃棄物の埋立て

安定型産業廃棄物及び3で掲げた有害な産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立ては、管理型最終処分場（埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な設備の設置その他の措置（遮水工や浸出液処理設備等の設置、放流水や周縁地下水の水質維持など）が講じられた処分場）で行うこと。

5 埋立方法等の基準

- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- (4) 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 埋立処分を終了する場合には、埋め立てる産業廃棄物（熱しゃく減量 15%以下に焼却したものを除く。）の一層の厚さは、おおむね 3 m以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね 50cm 覆うほか、生活環境の保全上支障が生じないように埋立地の表面を土砂で覆うこと。

6 周囲の囲い等

- (1) 囲いの設置
処分場の周囲に囲いを設け、みだりに人が立ち入れないようにすること。
- (2) 表示
入口の見やすい箇所に、産業廃棄物の処分場である旨を表示すること。
また、有害な産業廃棄物の処分場については、その旨を併せて表示すること。

② 種類別の産業廃棄物処理基準（埋立処分）の体系

産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を除く。）の埋立処分にあたっては、産業廃棄物の種類ごとに処理基準が定められています。

図表 24 種類別の産業廃棄物処理基準（埋立処分）の体系（施行令第 6 条）

1 安定型産業廃棄物の埋立処分基準

次の安定型産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を除く。）については、必要な中間処理等を行った後、安定型最終処分場又は管理型最終処分場で処分することができます。

産業廃棄物の種類	埋立処分基準	処分場
廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） ゴムくず	①中空の状態でないように、最大径おおむね 15cm 以下に破砕又は切断 ②廃プラスチック類は溶融加工	安定型
金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極の不要物、鉛製の管又は板の不要物、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管側面部、廃石膏ボード、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） がれき類		
廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） ゴムくず	③焼却又は熱分解	管理型

2 安定型産業廃棄物以外の埋立処分基準

安定型産業廃棄物以外については、必要な中間処理等を行った後、管理型最終処分場で処分することができます。

産業廃棄物の種類	埋立処分基準	処分場
廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装）	①中空の状態でないように、最大径おおむね15cm以下に破砕又は切断 ②溶融加工、焼却又は熱分解	管理型
廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物）		
金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極の不要物、鉛製の管又は板の不要物、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物）		
ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管側面部、廃石膏ボード、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物）		
燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、鋳さい、産業廃棄物処理物		
ばいじん	こん包等	
廃油（タールピッチ類を除く。）	焼却又は熱分解	
廃油（タールピッチ類）		
無機性汚泥（水面埋立を除く。）	焼却又は熱分解若しくは含水率85%以下	
無機性汚泥（水面埋立）		
有機性汚泥（水面埋立を除く。）	腐敗物の処分基準に従うこと	
有機性汚泥（水面埋立）	焼却又は熱分解	
腐敗物 ①有機性汚泥、②動植物性残さ、③動物系固形不要物、④家畜ふん尿、⑤動物の死体、⑥これら（①～⑤）の処理物	①焼却（熱しゃく減量15%以下） ②コンクリート固型化（※） ③一層の厚さを3m（腐敗物混入率40%以上の場合は50cm）以下とし、一層ごとに50cmの覆土	
廃酸、廃アルカリ	埋立禁止 中和処理（pH5.8～8.6）後に放流	

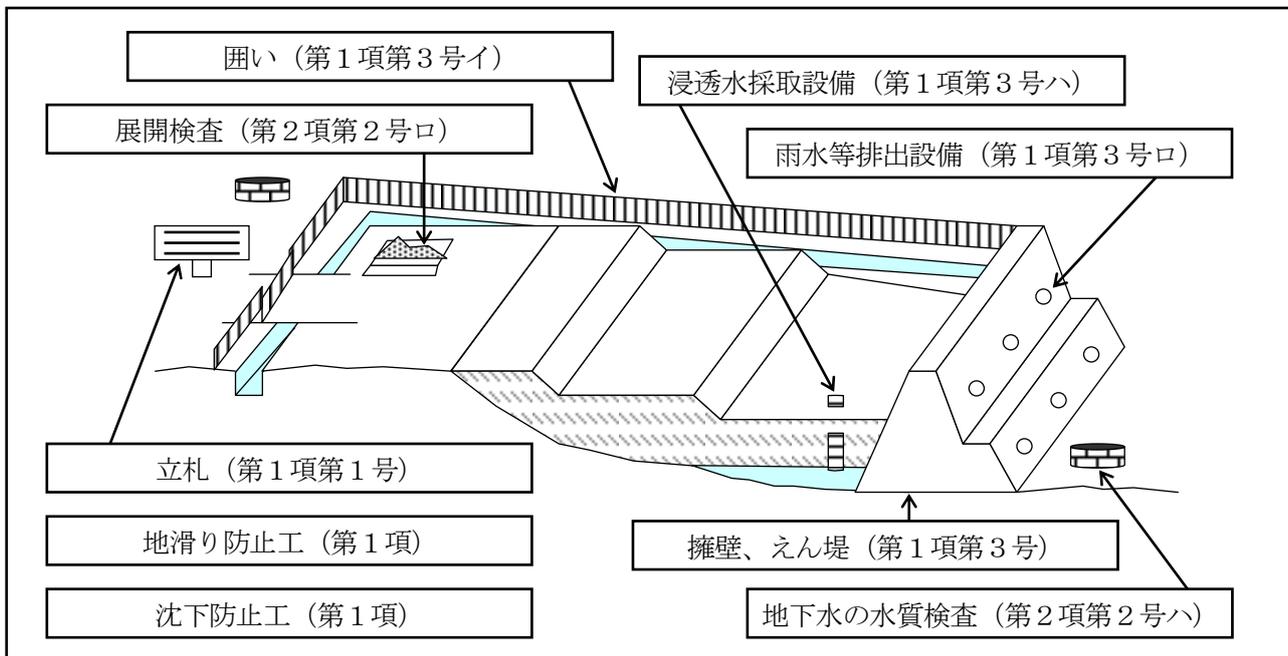
※ コンクリート固型化に関する基準（昭52環境庁告5）

- ① 結合材は、水硬性セメントであることとし、その配合量はコンクリート固型化物1m³当たり150kg以上
- ② コンクリート固型化物の強度は、一軸圧縮強度が0.98MPa以上
- ③ コンクリート固型化物の形状及び大きさは、次のとおりであること。
 - ア 体積（m³）と表面積（m²）との比が1以上であること。
 - イ 最大寸法と最小寸法との比が2以下であること。
 - ウ 最小寸法が5cm以上であること。

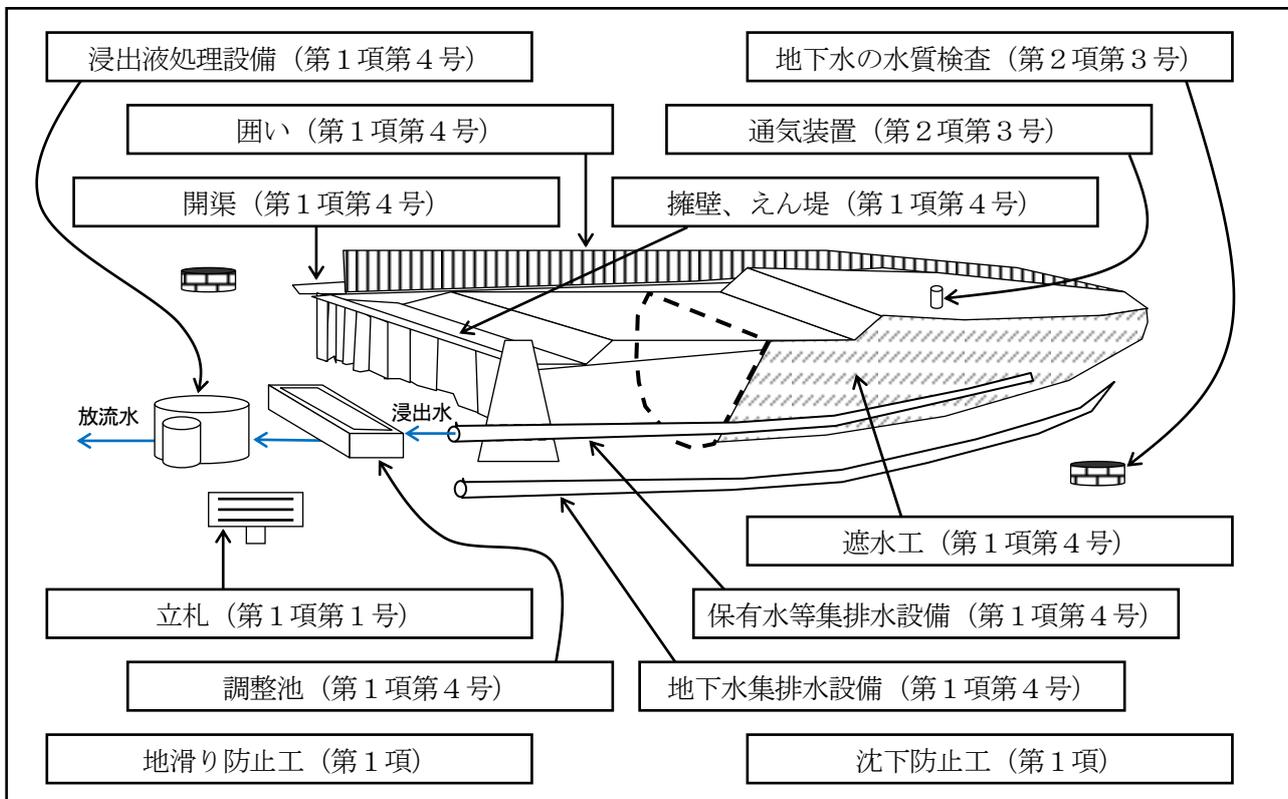
③ 安定型最終処分場と管理型最終処分場

埋立処分を行うことができる最終処分場の種類については、図表 25 に示す「安定型最終処分場」と図表 26 に示す「管理型最終処分場」に区分されており、構造等が異なります。

図表 25 安定型最終処分場の構造等（最終処分基準省令（※）第 2 条）



図表 26 管理型最終処分場の構造等（最終処分基準省令第 2 条）



※ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭 52 総・厚令 1）

安定型最終処分場においては、図表 27 に掲げる項目について浸透水及び周縁地下水（2か所以上）の水質検査を行い、浸透水が基準を超過した場合は、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分中止その他生活環境の保全上必要な措置を講じなければなりません。また、周縁地下水の水質悪化が認められる場合は、原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講じなければなりません。（最終処分基準省令第2条第2項第2号）

図表 27 安定型最終処分場の浸透水・周縁地下水の検査項目等

1 次に掲げる項目について、1年に1回以上検査を行うこと。

検査項目		基準
1	アルキル水銀	検出されないこと
2	総水銀	0.0005mg/L以下
3	カドミウム	0.003mg/L以下
4	鉛	0.01mg/L以下
5	六価クロム	0.05mg/L以下
6	砒素	0.01mg/L以下
7	全シアン	検出されないこと
8	PCB	検出されないこと
9	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
10	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
11	ジクロロメタン	0.02mg/L以下
12	四塩化炭素	0.002mg/L以下
13	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
14	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
15	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
16	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
19	チウラム	0.006mg/L以下
20	シマジン	0.003mg/L以下
21	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
22	ベンゼン	0.01mg/L以下
23	セレン	0.01mg/L以下
24	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
25	クロロエチレン（別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下

※ 「検出されないこと」とは、最終処分基準省令第3条の規定に基づき、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいいます。

2 次に掲げる検査項目について、1か月に1回（埋立処分が終了した埋立地においては、3か月に1回）以上検査を行うこと。（浸透水のみ）

検査項目		基準
1	生物化学的酸素要求量（BOD）	20mg/L以下
2	化学的酸素要求量（COD）	40mg/L以下

また、管理型最終処分場においては、図表 28 に掲げる項目について放流水及び周縁地下水（2か所以上）の水質検査を行い、基準に適合するよう維持管理しなければなりません。また、周縁地下水の水質悪化が認められる場合は、原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講じなければなりません。（最終処分基準省令第2条第2項第3号）

図表 28 管理型最終処分場の放流水・周縁地下水の検査項目等

1 次に掲げる項目について、1年に1回以上検査を行うこと。

検査項目		放流水の基準	周縁地下水の基準
有害物質関係	1 アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
	2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L 以下	総水銀 0.0005mg/L 以下
	3 カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/L 以下	カドミウム 0.003mg/L 以下
	4 鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L 以下	鉛 0.01mg/L 以下
	5 有機燐化合物	1mg/L 以下	—
	6 六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L 以下	六価クロム 0.05mg/L 以下
	7 砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L 以下	砒素 0.01mg/L 以下
	8 シアン化合物	シアン 1mg/L 以下	全シアン 検出されないこと
	9 PCB	0.003mg/L 以下	検出されないこと
	10 トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.01mg/L 以下
	11 テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.01mg/L 以下
	12 ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	13 四塩化炭素	0.02mg/L 以下	0.002mg/L 以下
	14 1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	0.004mg/L 以下
	15 1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	1,2-ジクロロエチレン 0.04mg/L 以下
	17 1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	1mg/L 以下
	18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	0.006mg/L 以下
	19 1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	0.002mg/L 以下
	20 チウラム	0.06mg/L 以下	0.006mg/L 以下
	21 シマジン	0.03mg/L 以下	0.003mg/L 以下
	22 チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	23 ベンゼン	0.1mg/L 以下	0.01mg/L 以下
	24 セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L 以下	セレン 0.01mg/L 以下
	25 1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下	0.05mg/L 以下
	26 クロロエチレン（別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	—	0.002mg/L 以下
	27 ほう素及びその化合物	ほう素 50mg/L(海域は230mg/L)以下	—
	28 ふっ素及びその化合物	ふっ素 15mg/L 以下	—
	29 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素 200mg/L 以下	—
	30 ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下	1pg-TEQ/L 以下
生活環境項目関係	1 ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L 以下	—
	2 ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L 以下	—
	3 フェノール類含有量	5mg/L 以下	—
	4 銅含有量	3mg/L 以下	—
	5 亜鉛含有量	2mg/L 以下	—
	6 溶解性鉄含有量	10mg/L 以下	—
	7 溶解性マンガン含有量	10mg/L 以下	—
	8 クロム含有量	2mg/L 以下	—
	9 大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³ 以下	—
	10 燐含有量	16mg/L(日間平均8mg/L)以下	—

2 放流水は、次に掲げる事項について、1か月に1回以上検査を行うこと。

検査項目		基準
1	水素イオン濃度（水素指数）	5.8～8.6（海域は5.0～9.0）
2	生物化学的酸素要求量（BOD）	60mg/L以下
3	化学的酸素要求量（COD）	90mg/L以下
4	浮遊物質（SS）	60mg/L以下
5	窒素含有量	120mg/L（日間平均60mg/L）以下

3 周縁地下水は、電気伝導率又は塩化物イオンについて、1か月に1回以上測定を行うこと。

※1 「検出されないこと」とは、最終処分基準省令第3条の規定に基づき、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいいます。

2 「日間平均」による排水基準値は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものです。

3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量（BOD）を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量（COD）を除きます。

4 窒素含有量及び燐含有量についての排水基準は、環境大臣が定める海域、湖沼及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用されます。

5 平成25年5月31日までに設置された処分場における1,4-ジオキサン等の放流水の基準は、当面の間10mg/L以下です。

(5) 産業廃棄物処理基準（海洋投入処分）

産業廃棄物の海洋投入処分にあたっては、図表29に示す基準を遵守してください。

図表29 産業廃棄物処理基準（海洋投入処分）（施行令第6条）

1 講ずべき措置

- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 海洋投入処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

2 海洋投入処分できる産業廃棄物

次に掲げる産業廃棄物（国内において生じたものであって、環境省令で定める基準に適合するものに限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の船舶からの海洋投入処分に限り、行うことができる。

(1) 次に掲げる汚泥

- ① 農産物を原料とする食品等の製造工程から排出される汚泥
- ② ボーサイトを原料とする水酸化アルミニウム製造工程から排出される汚泥
- ③ 建設工事に伴って生じた汚泥

(2) 廃酸又は廃アルカリ（農産物を原料とする食品等の製造工程から排出されるものであって、船舶に積み込む際の水素イオン濃度指数を5.0～9.0にしたもの）

(3) 動植物性残さ（摩砕したもの）

(4) 家畜ふん尿（浮遊性のきょう雑物を除去したもの）

※(1)～(4)に該当する産業廃棄物であっても、埋立処分を行うのに特に支障がないと認められる場合には、海洋投入処分を行わないようにすること。

3 海洋投入方法等

2に掲げる産業廃棄物を海洋投入処分できる海域及び方法については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海洋汚染防止法」という。）に定めるところによる。

3 特別管理産業廃棄物の処理に係る基準

(1) 特別管理産業廃棄物保管基準

適用者：排出事業者のみ

適用行為：特別管理産業廃棄物を搬出するまでの間の保管

※ 排出事業者が搬出後に保管する場合は、特別管理産業廃棄物処理基準（運搬後の保管）が適用されます。

図表 30 特別管理産業廃棄物保管基準（施行規則第 8 条の 13）

1 飛散、流出等の防止措置

(1) 保管場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。

また、特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝等を設置するとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

(2) 保管場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(3) 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように、仕切りを設けるなどの必要な措置を講ずること。（感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合又は特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀とが混合している場合であって、それ以外の物が混入するおそれのない場合等を除く。）

2 種類別の措置

(1) 廃油

容器に入れて密封するなど、揮発防止のために必要な措置及び高温にさらされないために必要な措置を講ずること。

(2) 廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物

容器に入れて密封するなど、揮発防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食防止のために必要な措置を講ずること。

(3) 廃酸及び廃アルカリ

容器に入れて密封するなど、腐食防止のために必要な措置を講ずること。

(4) 廃水銀等

容器に入れて密封するなど、飛散、流出又は揮発防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食防止のために必要な措置を講ずること。

(5) 廃石綿等

こん包するなど、飛散防止のために必要な措置を講ずること。

(6) 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物

容器に入れて密封するなど、腐敗防止のために必要な措置を講ずること。

3 囲いの設置及び構造等

(1) 保管する特別管理産業廃棄物の周囲に囲いを設けること。

(2) 囲いに特別管理産業廃棄物の荷重が直接かかる場合は、構造耐力上の安全性を確保すること。
(対廃棄物の荷重ほか、風圧力、地震など)

4 積上げ高さ制限（P16 図表 17）

- (1) 特別管理産業廃棄物を屋外で容器を用いずに保管する場合は、次の点に注意すること。
 - ① 特別管理産業廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端からこう配 50%（約 26 度）以下とすること。
 - ② 特別管理産業廃棄物が囲いに接する場合は、囲いの内側 2 m は囲いの上端より 50 cm 以下とし、2 m 以上内側は 2 m 線からこう配 50% 以下とすること。
- (2) 囲いが特別管理産業廃棄物と接して曲がったり、囲いの高さぎりぎりまで積み上げないこと。

5 掲示板の設置

周囲から見やすい箇所に、次の要件を備えた掲示板を設置すること。（表示例は P16 図表 18 参照）

- (1) 掲示板の大きさ 縦 60 cm 以上×横 60 cm 以上
- (2) 表示すべき事項
 - ① 特別管理産業廃棄物の保管場所である旨
 - ② 保管する特別管理産業廃棄物の種類
 - ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ④ 最大積上げ高さ（屋外で容器を用いない場合）

(2) 特別管理産業廃棄物処理基準（収集・運搬、運搬後の保管）

適用者：排出事業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者

適用行為：収集・運搬、運搬後の保管

図表 31 特別管理産業廃棄物処理基準（収集・運搬、運搬後の保管）（施行令第 6 条の 5）

1 運搬施設（車両、船舶、容器等）に係る注意事項

- (1) 収集運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- (2) 運搬車両、船舶、運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- (3) 特別管理産業廃棄物の収集運搬には、運搬用パイプラインを使用しないこと。（ただし、消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令第 3 条第 3 号に規定する移送取扱所において収集運搬する場合を除く。）
- (4) 感染性産業廃棄物、廃 PCB 等、PCB 汚染物、PCB 処理物及び廃水銀等の収集運搬には、次に掲げる構造を有する運搬容器を使用すること。
 - ① 密閉できるなど、PCB の漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。
 - ② 収納しやすいこと。
 - ③ 損傷しにくいこと。

2 収集運搬を行う場合の措置

- (1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- (4) 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集運搬すること。（感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合又は特別管理産業廃棄

物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀とが混合している場合であって、それ以外の物が混入するおそれのない場合等を除く。)

3 運搬車両等への表示義務及び書面携帯義務

- (1) 収集運搬時には、P18図表 20 に示す表示例を参考にして、運搬車両等に氏名、名称及び許可番号（下6桁）等を表示すること。
- (2) 収集運搬時には、P19図表 21 に示す書面等を備え付けておくこと。

4 積替えを行う場合の措置

- (1) P29図表 30 の 1～2に掲げる措置を講ずること。

1 飛散、流出等の防止措置	【再掲】
2 種類別の措置	
- (2) 周囲に囲いを設け、次に掲げる事項を表示すること。
 - ① 特別管理産業廃棄物の積替え場所である旨
 - ② 積み替える特別管理産業廃棄物の種類
 - ③ 積替え場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

5 保管を行う場合の基準

次の基準に適合する積替えを行う場合を除き、保管を行ってはならない。

- (1) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- (2) 搬入された特別管理産業廃棄物の量が、適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- (3) 搬入された特別管理産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

※ 廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物を除く。

6 保管場所における措置

- (1) P29図表 30 の 1～4に掲げる措置を講ずること。

1 飛散、流出等の防止措置	【再掲】
2 種類別の措置	
3 囲いの設置及び構造等	
4 積上げ高さ制限	
- (2) 掲示板の設置
周囲から見やすい箇所に、次の事項を表示した縦横とも 60cm 以上の掲示板を設置すること。
(表示例はP16 図表 18 参照)
 - ① 特別管理産業廃棄物の保管場所である旨
 - ② 保管する特別管理産業廃棄物の種類
 - ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ④ 最大積上げ高さ（屋外で容器を用いずに保管する場合、積上げ高さ制限はP16 図表 17 参照）
 - ⑤ 保管上限（保管可能量）

7 保管上限

- (1) 特別管理産業廃棄物を保管できる量の制限
1日当たりの平均搬出量×7日分（計算方法はP17 図表 19 の 7(1)参照）
- (2) 適用除外
船舶を用いて運搬する場合であって、船舶の積載量が保管上限を上回るとき

(3) 特別管理産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立処分又は海洋投入処分を除く。））

適用者：排出事業者、特別管理産業廃棄物処分業者

適用行為：処分又は再生（埋立処分又は海洋投入処分を除く。）

図表 32 特別管理産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立処分又は海洋投入処分を除く。））（施行令第6条の5）

1 保管を行う場合の措置等

P30 図表 31 の特別管理産業廃棄物処理基準（収集・運搬、運搬後の保管）5及び6の措置等を講ずること。

- | | |
|------------------------------|------|
| 5 保管を行う場合の基準
6 保管場所における措置 | 【再掲】 |
|------------------------------|------|

2 保管上限

特別管理産業廃棄物を保管できる量の上限

処理施設の1日当たりの処理能力×14日分＝保管上限

3 保管期間

処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。

4 焼却又は熱分解を行う場合の基準

P19 図表 22 の産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立処分又は海洋投入処分を除く。））4及び5の基準によること。

- | | |
|-------------------------------|------|
| 4 焼却を行う場合の基準
5 熱分解を行う場合の基準 | 【再掲】 |
|-------------------------------|------|

5 処分又は再生方法（平4厚告194）

特別管理産業廃棄物の処分又は再生方法は次のとおり。（処分後は通常の産業廃棄物として処理できる。）

(1) 廃油

- ① 焼却設備で焼却
- ② 蒸留設備等で再生

(2) 廃酸及び廃アルカリ

- ① 中和設備で中和
- ② 焼却設備で焼却
- ③ イオン交換設備等で再生（pH2.0より大きく、pH12.5より小さくできる方法）

(3) 感染性産業廃棄物

- ① 焼却設備で焼却
- ② 熔融設備で熔融
- ③ 高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置で滅菌
- ④ 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱により消毒
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）で規制されている感染性病原体に有効な方法により消毒

- (4) 廃PCB等
 - ① 焼却設備で焼却
 - ② 脱塩素化分解方式、水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、光分解方式又はプラズマ分解方式により分解
 - ③ 無害化処理の認定を受けた方法により処理
- (5) PCB汚染物
 - ① 焼却設備で焼却
 - ② 水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、機械化学分解方式又は溶融分解方式により分解
 - ③ 洗浄設備で除去
 - ④ 分離設備で除去
 - ⑤ 無害化処理の認定を受けた方法により処理
- (6) PCB処理物
 - ① 焼却設備で焼却
 - ② 脱塩素化分解方式、水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、光分解方式、プラズマ分解方式、機械化学分解方式又は溶融分解方式により分解
 - ③ 洗浄設備で除去
 - ④ 分離設備で除去
 - ⑤ 無害化処理の認定を受けた方法により処理
- (7) 廃石綿等
 - ① 溶融設備で溶融
 - ② 無害化処理の認定を受けた方法により処理

(4) 特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）

- ① 特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）
 - 適用者：排出事業者、特別管理産業廃棄物処分業者
 - 適用行為：埋立処分

図表 33 特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）（施行令第6条の5）

- 1 地中空間の利用禁止

特別管理産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用する方法で行ってはならない。
- 2 有害な特別管理産業廃棄物の埋立て

次に掲げる特別管理産業廃棄物の埋立ては、遮断型最終処分場（公共水域及び地下水と遮断された処分場）で行うこと。（有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準は、P37 図表 36 のとおり。）

 - (1) 水銀を含む燃え殻又はばいじんを環境大臣が定めたところにより固型化したものであって、判定基準に適合しないもの
 - (2) カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレン又は 1,4-ジオキサンを含む燃え殻又はばいじん（処理したものを含む。）であって、判定基準に適合しないもの

- (3) 水銀又はシアン化合物を含む汚泥又は指定下水汚泥を環境大臣が定めたところにより固型化したものであって、判定基準に適合しないもの
- (4) カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素、PCB又はセレンを含む汚泥又は指定下水汚泥（処理したものを含む。）であって、判定基準に適合しないもの
- (5) 廃水銀等処理物のうち、判定基準に適合しないもの
- (6) 水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素又はセレンを含む鉱さい（処理したものを含む。）であって、判定基準に適合しないもの

3 その他の特別管理産業廃棄物の埋立て

2で掲げた有害な特別管理産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物の埋立ては、管理型最終処分場（埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な設備の設置その他の措置（遮水工や浸出液処理設備等の設置、放流水や周縁地下水の水質維持など）が講じられた処分場）で行うこと。

4 埋立方法等の基準

- (1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- (4) 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 埋立処分を終了する場合には、埋め立てる産業廃棄物（熱しゃく減量 15%以下に焼却したものを除く。）の一層の厚さは、おおむね3m以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね50cm覆うほか、生活環境の保全上支障が生じないように埋立地の表面を土砂で覆うこと。

5 周囲の囲い等

- (1) 囲いの設置
処分場の周囲に囲いを設け、みだりに人が立ち入れないようにすること。
- (2) 表示
入口の見やすい箇所に、特別管理産業廃棄物の処分場であることを表示すること。
また、有害な特別管理産業廃棄物の処分場については、その旨を併せて表示すること。

② 種類別の特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）の体系

特別管理産業廃棄物の埋立処分にあたっては、特別管理産業廃棄物の種類ごとに処理基準が定められています。

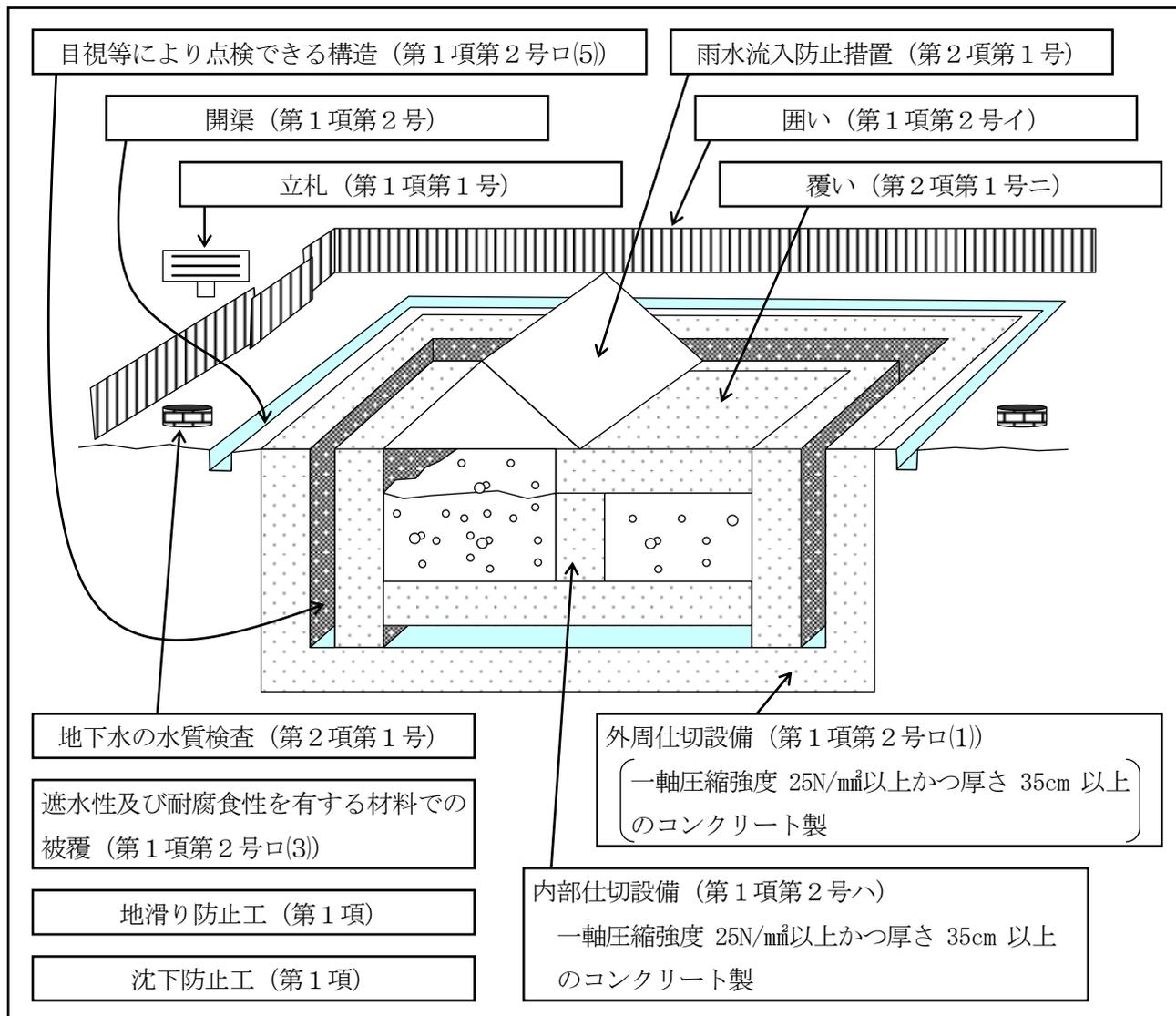
図表 34 種類別の特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）の体系（施行令第6条の5）

特別管理産業廃棄物の種類	埋立処分基準	処分場
廃油（揮発油類、灯油類、軽油類） 廃油（揮発性有機化合物（12物質））	焼却設備で焼却又は熱分解設備で熱分解すること。	管理型
廃PCB等 PCB汚染物及びPCB処理物	焼却設備で焼却し、焼却後のものを判定基準に適合させること。 ① PCBを除去すること。 ② 焼却設備で焼却し、焼却後のものを判定基準に適合させること。 ③ ①・②が困難な場合、環境大臣が定める方法で処理すること。	
廃水銀等	環境大臣が定める方法で硫化及び固型化し、判定基準に適合させたもの	管理型+追加措置
	環境大臣が定める方法で硫化及び固型化し、判定基準に適合しないもの	遮断型
廃石綿等	固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包すること。	管理型+追加措置
水銀を含む燃え殻、ばいじん、汚泥又は指定下水汚泥（処理したものを含む。）	判定基準に適合させたもの	管理型
	環境大臣が定める方法で固型化し、判定基準に適合させたもの	
シアン化合物を含む汚泥又は指定下水汚泥（処理したものを含む。）	環境大臣が定める方法で固型化し、判定基準に適合しないもの	遮断型
カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレン又は1,4-ジオキサンを含む燃え殻又はばいじん（処理したものを含む。）	判定基準に適合しないもの	遮断型
カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素、PCB又はセレンを含む汚泥又は指定下水汚泥（処理したものを含む。）	判定基準に適合させたもの	
水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素又はセレンを含む鉱さい（処理したものを含む。）	判定基準に適合させたもの	管理型
揮発性有機化合物（12物質）等を含む汚泥又は指定下水汚泥（処理したものを含む。）	判定基準に適合させたもの	管理型
ダイオキシン類を含む燃え殻、ばいじん、汚泥又は指定下水汚泥（処理したものを含む。）	判定基準に適合させたもの	
廃酸、廃アルカリ及び感染性産業廃棄物	埋立禁止	

③ 遮断型最終処分場

遮断型最終処分場の構造等は次のとおりです。

図表 35 遮断型最終処分場の構造等（最終処分基準省令第 2 条）



④ 有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準

有害物質を含む特別管理産業廃棄物は、廃棄物の種類や排出する施設によって異なりますが、一般的には、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭 48 環境庁告 13）に定められている検定を行った結果、有害物質の含有量が図表 36 に掲げる判定基準を超えるものをいいます。

また、ダイオキシン類の含有量が 3 ng-TEQ/g を超えるばいじん、燃え殻及び汚泥やダイオキシン類の含有量が 100pg-TEQ/L を超える廃酸及び廃アルカリについては、有害物質を含む特別管理産業廃棄物とされています。

図表 36 有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準（総理府令（※））

有害物質名		判定基準		有害物質名	判定基準
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	13	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
	水銀又はその化合物	0.005mg/L	14	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
2	カドミウム又はその化合物	0.09mg/L	15	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
3	鉛又はその化合物	0.3mg/L	16	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
4	有機リン化合物	1mg/L	17	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
5	六価クロム化合物	1.5mg/L	18	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
6	砒素又はその化合物	0.3mg/L	19	チウラム	0.06mg/L
7	シアン化合物	1mg/L	20	シマジン	0.03mg/L
8	PCB	0.003mg/L	21	チオベンカルブ	0.2mg/L
9	トリクロロエチレン	0.1mg/L	22	ベンゼン	0.1mg/L
10	テトラクロロエチレン	0.1mg/L	23	セレン又はその化合物	0.3mg/L
11	ジクロロメタン	0.2mg/L	24	1,4-ジオキサン	0.5mg/L
12	四塩化炭素	0.02mg/L	25	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g

※ 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭48総令5）

⑤ 特別管理産業廃棄物の処分又は再生後に生じた廃棄物の埋立処分基準

P32図表 32 の5に示す方法により処分又は再生された後に生じた廃棄物を埋立処分する場合には、あらかじめ図表 37 に示す環境大臣が定める基準に適合するものにしなければなりません。（平4環境庁告42）

図表 37 特別管理産業廃棄物の処分又は再生後に生じた廃棄物の埋立処分基準

種類	中間処理方法	中間処理後に生じた廃棄物の埋立処分基準
感染性産業廃棄物	焼却	① 感染性がないように焼却されていること。 ② 液状のものは、埋立処分を行ってはならないこと。 ③ 泥状のものは、含水率85%以下にすること。
	溶融	① 感染性がないように溶融されていること。 ② 液状のものは、埋立処分を行ってはならないこと。 ③ 泥状のものは、含水率85%以下にすること。
	滅菌消毒	① 感染性がないように滅菌又は消毒されていること。 ② 液状のものは、埋立処分を行ってはならないこと。 ③ 泥状のものは、含水率85%以下にすること。
廃PCB等	分解（脱塩素化反応、光化学反応等）	① PCBが分解されていること。 ② 廃油は、焼却設備で焼却すること。 ③ 液状のものは、埋立処分を行ってはならないこと。 ④ 泥状のものは、PCBが溶出しないように処理し、含水率85%以下にすること。
	分解（水熱酸化反応、熱化学反応、プラズマ反応）	① PCBが分解されていること。 ② 液状のものは、埋立処分を行ってはならないこと。 ③ 泥状のものは、PCBが溶出しないように処理し、含水率85%以下にすること。
PCB汚染物		① 固形状のものは、PCBが除去されていること。 ② 廃油は、焼却設備で焼却すること。 ③ 液状のものは、埋立処分を行ってはならないこと。 ④ 泥状のものは、PCBが溶出しないように処理し、含水率85%以下にすること。
PCB処理物		① 分解されたものは、PCBが分解されていること。 ② 固形状のものは、PCBが除去されていること。 ③ 廃油は、焼却設備で焼却すること。 ④ 液状のものは、埋立処分を行ってはならないこと。 ⑤ 泥状のものは、PCBが溶出しないように処理し、含水率85%以下にすること。
廃石綿等		① 基準に適合するように溶融又は無害化処理されていること。（ばいじんを除く。） ② ばいじんは、飛散ないようにセメント固化されていること。

(5) 特別管理産業廃棄物の海洋投入処分

特別管理産業廃棄物は、海洋投入処分を行ってはけません。

4 石綿含有産業廃棄物の処理

石綿含有産業廃棄物の処理にあたっては、産業廃棄物の収集・運搬基準（P17 図表 19）、処分又は再生基準（P19 図表 22）、埋立処分基準（P22 図表 23）によるほか、図表 38 に示す基準を遵守してください。

図表 38 石綿含有産業廃棄物の処理基準

1 収集運搬のために必要な破碎又は切断

収集運搬のために石綿含有産業廃棄物を運搬車両等に積み込む際、やむを得ず切断等が必要な場合には、散水等により十分に湿潤化した上で、積込みに必要な最小限度の破碎又は切断を行うこと。

2 溶融を行う場合の基準

(1) 溶融施設の構造（施行規則第 12 条の 2）

- ① 外気と遮断された状態で廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を溶融炉内に投入できる供給装置が設けられていること。ただし、溶融中に廃棄物を投入できない施設を除く。
- ② 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を 1,500℃以上の状態で溶融でき、かつ、その温度を溶融に必要な時間保つため、空気量を調節できる設備その他の必要な設備が設けられていること。
- ③ 溶融炉内の温度を間接的に把握できる位置に、温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、溶融炉内の温度を直接的・連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合を除く。
- ④ 排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする排ガス処理設備（ばいじんを除去する高機能を有するものに限る。）が設けられていること。
- ⑤ 溶融処理生成物の流動状態が確認できる設備が設けられていること。

(2) 溶融施設の維持管理（施行規則第 12 条の 7）

- ① 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿濃度を 6 か月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。
- ② 溶融処理生成物の基準適合確認試験を 6 か月に 1 回以上行い、かつ、記録すること。
- ③ 排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。 等

3 破碎を行う場合の基準

溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合には、次によること。

(1) 破碎設備の要件（施行規則第 12 条の 2）

- ① 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。
- ② 建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散ないように破碎設備と一体となった集じん器が設けられている場合を除く。
- ③ 破碎によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器（粉じんを除去する高機能を有するものに限る。）及び散水装置その他必要な措置が設けられていること。

(2) 破碎の方法（施行規則第 12 条の 7）

- ① 集じん器の出口における排ガス中の石綿濃度を 6 か月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。
- ② 集じん器にたい積した粉じんを除去すること。 等

4 埋立処分を行う場合の基準

(1) 埋立処分の方法（施行令第6条）

- ① 最終処分場（施行令第7条第14号に規定する最終処分場に限る。）のうちの一定の場所において、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように埋立てを行うこと。
- ② 埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆うなどの必要な措置を講ずること。

(2) 熔融処理生成物の取扱い（施行令第6条）

石綿含有産業廃棄物を施行令第7条第11の2号に掲げる熔融施設で処理した場合、当該処理により生じた熔融処理生成物は、安定型産業廃棄物として処理できる。

5 廃石綿等の処理

広島市では、廃石綿等の適正な処理を確保するため、その除去工事を行う者に次のとおり指導しています。

(1) 廃石綿等処理計画書の提出

石綿建材除去事業に伴い廃石綿等を排出しようとする事業者は、当該事業に着手するまでに、廃石綿等処理計画書を広島市長（産業廃棄物指導課）に提出すること。

(2) 廃石綿等適正処理の講習

廃石綿等処理計画書に記載されている特別管理産業廃棄物管理責任者は、当該事業に着手するまでに、広島市が行う廃石綿等適正処理に関する講習を受けること。

ただし、この講習を受けた日から1年間は、再度講習を受けることを要しない。

(3) 廃石綿等処理実施報告書の提出

廃石綿等の排出事業者は、その処分が終了した時点で、廃石綿等処理実施報告書を広島市長（産業廃棄物指導課）に提出すること。

※ 廃石綿等処理計画書及び廃石綿等処理実施報告書は、広島市が定めた様式を使用してください。

6 水銀を含有する産業廃棄物の処理

水銀を含有する産業廃棄物（P9 図表 11）の処理にあたっては、産業廃棄物の収集・運搬基準（P17 図表 19）、処分又は再生基準（P19 図表 22）、特別管理産業廃棄物の収集・運搬基準（P30 図表 31）、処分又は再生基準（P32 図表 32）によるほか、図表 39 に示す基準を遵守してください。

図表 39 水銀を含有する産業廃棄物の処理基準（施行令第6条、第6条の5）

1 廃水銀等の処理基準

(1) 収集・運搬

- ① 必ず容器（密閉でき、収納しやすく、損傷しにくいもの）に収納して収集運搬すること。
- ② 積替え保管を行う場合には、容器に入れて密封し、飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

(2) 中間処理

廃水銀等を埋立処分する場合には、あらかじめ水銀の純度を高め、産業廃棄物処理施設の許可を受けた硫化施設において、粉末硫黄による硫化、改質硫黄による固型化を行うこと。

(3) 最終処分

硫化・固型化した廃水銀等が判定基準を満たす場合には、次の追加的措置を講じた管理型最終処分場で処分することができる。（判定基準を満たさない場合には、遮断型最終処分場で処分すること。）

- ① 最終処分場のうちの一定の場所において、分散しないように行うこと。
- ② その他の廃棄物と混合するおそれのないように区分すること。
- ③ 流出及び雨水侵入防止措置を講ずること。

2 水銀を含む特別管理産業廃棄物の処理基準

次に該当する特別管理産業廃棄物は、処分又は再生にあたり、水銀の大気飛散防止措置を講ずるとともに、あらかじめばい焼その他の加熱工程により水銀を回収すること。

- ① 水銀を 1,000 mg/kg 以上含有する鉱さい、ばいじん及び汚泥
- ② 水銀を 1,000 mg/L 以上含有する廃酸及び廃アルカリ

3 水銀含有ばいじん等の処理基準

(1) 中間処理

- ① 水銀の大気飛散防止措置を講ずること。
- ② 次に該当する水銀含有ばいじん等は、処分又は再生にあたり、あらかじめばい焼その他の加熱工程により水銀を回収すること。

ア 水銀を 1,000 mg/kg 以上含有するばいじん、燃え殻、汚泥及び鉱さい

イ 水銀を 1,000 mg/L 以上含有する廃酸及び廃アルカリ

- ③ 水銀含有ばいじん等のうち、燃え殻、ばいじん又は汚泥であって、判定基準を満たさないものを埋立処分する場合には、あらかじめ、判定基準を満たすよう処理するか、コンクリート固型化を行うこと。

(2) 最終処分

水銀含有ばいじん等又はその処理物が判定基準を満たす場合には、管理型最終処分場で処分することができる。（コンクリート固型化物が判定基準を満たさない場合には、遮断型最終処分場で処分すること。）

4 水銀使用製品産業廃棄物の処理基準

(1) 収集・運搬

- ① 破碎することのないように、かつ、その他の物と混合するおそれのないように収集運搬を行うこと。

- ② 保管を行う場合には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けるなどの必要な措置を講ずること。

(2) 中間処理

- ① 水銀の大気飛散防止措置を講ずること。
② 次に該当する水銀使用製品産業廃棄物は、処分又は再生にあたり、あらかじめばい焼又は分離により水銀を回収すること。

スイッチ及びリレー、気圧計、湿度計、液柱形圧力計、弾性圧力計、圧力伝送器、真空計、ガラス製温度計、水銀充満圧力式温度計、水銀体温計、水銀式血圧計、灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを含む。）を除く。）、差圧式流量計、浮ひょう形密度計、傾斜計、積算時間計、容積形力計、ひずみゲージ式センサ、滴下水銀電極、電量計、ジャイロコンパス、握力計

(3) 最終処分

安定型最終処分場に埋め立てないこと。

7 PCB廃棄物の処理

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB特措法」という。）が施行され、次のとおり規定されています。

また、広島市においても、広島市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱（以下「広島市指導要綱」という。）を制定し、適正な管理の推進を図っています。

(1) PCB特措法に基づく届出

① 保管及び処分状況等の届出

PCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）は、前年度におけるその保管及び処分の状況について、また、高濃度PCB使用製品を所有する事業者（以下「所有事業者」という。）は、その廃棄の見込みについて、毎年度6月30日までに、事業場の所在地を管轄する都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（PCB特措法第8条第1項、第15条、第19条）

なお、保管及び処分の状況等については、都道府県知事（政令市は市長）より公表されます。（PCB特措法第9条、第15条、第19条）

② 保管場所等の変更の届出

保管事業者又は所有事業者は、PCB廃棄物の保管場所又は高濃度PCB使用製品の所在場所を変更したときは、10日以内に、変更前及び変更後の事業場の所在地を管轄する都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（PCB特措法施行規則第10条第2項、第11条、第21条、第28条）

なお、高濃度PCB廃棄物については、環境省令で定める場合を除き、その保管場所を変更することが禁止されています。（PCB特措法第8条第2項）

③ 処分終了又は廃棄終了の届出

保管事業者又は所有事業者は、全ての高濃度PCB廃棄物若しくは低濃度PCB廃棄物の処分又は全ての高濃度PCB使用製品の廃棄を終えたときは、20日以内に、事業場の所在地を管轄する都道

府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（PCB特措法第10条第2項、第15条、第19条）

④ 承継の届出

保管事業者又は所有事業者において相続や合併、分割が行われ、その事業者の地位を承継したときは、30日以内に、事業場の所在地を管轄する都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（PCB特措法第16条第2項、第19条）

(2) 期間内の処分等

広島市内のPCB廃棄物については、次の処分期間内に処分しなければなりません。また、高濃度PCB使用製品についても、処分期間内に使用を終え、処分する必要があります。（PCB特措法第10条、第14条、第18条）

PCB廃棄物等の種類		広島市における処分期間
高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	変圧器・コンデンサー等	2018年3月31日まで (終了)
	安定器・汚染物等	2021年3月31日まで (終了)
低濃度PCB廃棄物		2027年3月31日まで

(3) 譲渡し及び譲受けの制限

PCB廃棄物については、環境省令で定める場合を除き、その譲渡し又は譲受けが禁止されています。（PCB特措法第17条）

(4) 罰則

罰則として、改善命令違反、譲渡し及び譲受けの制限違反、届出義務違反等が規定されています。（PCB特措法第33条、第34条、第35条、第36条）

(5) 広島市指導要綱に基づく届出

広島市指導要綱に基づく届出は次のとおりです。詳しくは、広島市ホームページをご覧ください。

- ① ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管届出書（新たにPCB廃棄物を保管したとき）
- ② ポリ塩化ビフェニル廃棄物の届出内容の変更届出書（届出内容に変更があったとき）
- ③ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分届出書（保管中のPCB廃棄物を処分したとき）
- ④ 特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更届出書（責任者を新たに設置又は変更したとき）
- ⑤ ポリ塩化ビフェニル廃棄物紛失届出書（保管中のPCB廃棄物を紛失したとき）
- ⑥ ポリ塩化ビフェニル廃棄物事故届出書（保管中のPCB廃棄物の破損等があったとき）

※ 全ての高濃度PCB廃棄物若しくは低濃度PCB廃棄物を処分し、PCB特措法に基づく処分終了の届出を行う場合には、③の届出は不要です。

8 ダイオキシン類に係る対策

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号。以下「DXN特措法」という。）が施行され、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（以下「ばいじん等」という。）が特別管理産業廃棄物に指定されるなど、次のとおり規定されています。

(1) ダイオキシン類の含有量基準

図表 40 に掲げる産業廃棄物のうち、ダイオキシン類の含有量が 3 ng-TEQ/g（廃酸及び廃アルカリは 100pg-TEQ/L）を超えるものは特別管理産業廃棄物です。

図表 40 ダイオキシン類を含む特別管理産業廃棄物

種 類	発生施設
ばいじん又は燃え殻及びこれらを処分するために処理したもの	DXN特措法施行令別表第 1 第 5 号に掲げる施設（ばいじんは別表第 1 第 2 号及び第 4 号に掲げる施設を含む。）
汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びこれらを処分するために処理したもの	DXN特措法施行令別表第 2 第 1 号から第 17 号までに掲げる施設等を有する工場又は事業場

※ DXN特措法施行の際（平成 12 年 1 月 15 日）現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等であって、セメント固化、薬剤処理又は溶媒抽出処理を行っているものについては、基準が適用されません。

(2) ダイオキシン類の自主測定

廃棄物焼却炉の設置者は、DXN特措法に基づき、排出ガス又は排水及びばいじん等に含まれるダイオキシン類の量を年 1 回以上測定し、都道府県知事（政令市は市長）に報告しなければなりません。

(3) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、事業場ごとに、環境省令で定める資格（P56 図表 50 参照）を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。（法第 12 条の 2 第 8 項）

(4) 特別管理産業廃棄物の処理基準

ダイオキシン類の含有量基準を超え、特別管理産業廃棄物とされた産業廃棄物については、特別管理産業廃棄物処理基準が適用されます。

収集運搬にあたっては、その他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して行わなければなりません。

※ 特別管理産業廃棄物である特定施設排出物（ばいじん、燃え殻又は汚泥）と特別管理産業廃棄物以外の特定施設排出物とを混合する場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれがなく、かつ、混合した廃棄物の全量を熔融又は焼成する場合を除きます。

また、埋立処分にあたっては、あらかじめ総理府令で定める判定基準（3 ng-TEQ/g 以下）に適合させなければなりません。

(5) ばいじん、燃え殻等の飛散及び流出防止措置

ダイオキシン類を含む蓋然性の高いばいじん及び燃え殻等については、より具体的に飛散及び流出を防止するための措置を講ずるように規定されています。（図表 41 参照）

なお、この措置については、発生施設を限定せず、埋立処分を行うすべてのばいじん及び燃え殻等に適用されます。

図表 41 ダイオキシン類を含むばいじん、燃え殻等の飛散及び流出防止措置

区分	飛散及び流出防止措置
埋立作業時	① あらかじめ、水分の添加、固型化、こん包等の必要な措置を講ずること。 ② 強風時には、埋立作業を中止する等の措置を考慮すること。 など
運搬車両	① 作業終了後に運搬車両を洗浄する等の必要な措置を講ずること。 ② 埋立地内部の走行時には、タイヤが直接廃棄物と接触することがないように配慮すること。 など
埋立作業終了後	表面を土砂で覆う等の必要な措置を講ずること。（即日覆土することが困難な場合には、開口部をシートで被覆する等の措置も有効である。）

(6) 最終処分場の維持管理基準

ダイオキシン類により大気、公共用水域及び地下水並びに土壤が汚染されることのないよう、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平 12 総・厚令 2）に従い、最終処分場を維持管理しなければなりません。

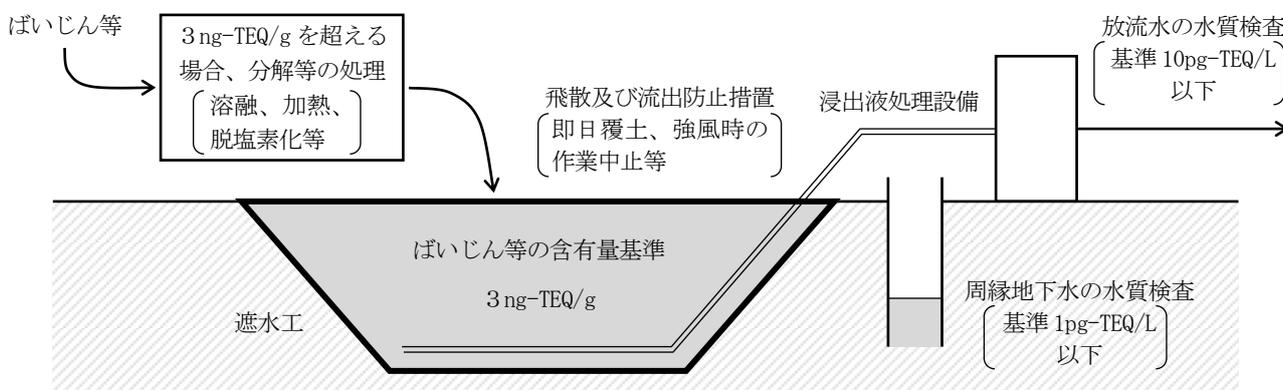
① 地下水の水質検査

ダイオキシン類に係る最終処分場の周縁地下水（2か所以上）の水質検査を年1回以上実施するとともに、水質の悪化が認められた場合には、必要な措置を講じなければなりません。

② 浸出液処理設備の維持管理

浸出液処理設備については、放流水の水質がダイオキシン類に係る基準 10pg-TEQ/L（維持管理計画においてより厳しい数値を達成することとした場合には、その数値）以下となるように維持管理するとともに、放流水の水質検査を年1回以上実施しなければなりません。

図表 42 最終処分場における措置



9 禁止事項等

(1) 廃棄物の投棄禁止

廃棄物処理法では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定されています。（法第 16 条）

この規定に違反した場合は、5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこの併科となります。また、法人の場合は、3 億円以下の罰金となります。（法第 25 条第 1 項、第 32 条）

これらの罰則は、平成 9 年、平成 12 年及び平成 22 年の法改正により強化されるとともに、平成 15 年の法改正では不法投棄の未遂罪（法第 25 条第 2 項）が、平成 16 年の法改正では不法投棄を行う目的で廃棄物を収集運搬した者に対する罰則（準備罪）（法第 26 条第 6 号）が創設されました。

(2) 廃棄物の焼却禁止

廃棄物の焼却については、図表 43 に示す例外を除いて禁止されています。（法第 16 条の 2）

この規定に違反した場合は、5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこの併科となります。また、法人の場合は、3 億円以下の罰金となります。（法第 25 条第 1 項、第 32 条）

その他、投棄禁止と同様に、未遂罪及び準備罪があります。（法第 25 条第 2 項、第 26 条第 6 号）

図表 43 焼却禁止の例外（法第 16 条の 2、施行令第 14 条）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により行う焼却（P20～21 図表 22 の 4 参照）2 他の法令又はこれに基づく処分により行う焼却3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である焼却として政令で定められた次のもの<ol style="list-style-type: none">① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって、軽微なもの |
|--|

(3) 指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の処理禁止

指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の保管、収集運搬及び処分については、政令で定める基準に従って行う場合等を除いて禁止されています。（法第 16 条の 3）

この規定に違反した場合は、5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこの併科となります。（法第 25 条第 1 項）

第3 排出事業者の責務

1 排出事業者の責務

(1) 排出事業者の責務

廃棄物処理法では、排出事業者の責務が次のように定められています。（法第3条）

- ① 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。
- ② 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めること。
- ③ 次の方法等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難にならないようにすること。
 - ア 物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性について、あらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと。
 - イ その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理方法を情報提供すること。
- ④ 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関する国及び地方公共団体の施策に協力すること。

(2) 建設廃棄物の排出事業者

土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）が数次の請負によって行われる場合には、注文者から直接建設工事を請け負った建設業者（元請業者）を排出事業者とし、処理委託契約の締結やマニフェストの交付等が義務付けられています。（法第21条の3第1項）

なお、下請負人は、収集運搬業の許可がなければ、環境省令で定める廃棄物を除き、廃棄物の運搬を行うことができません。（法第21条の3第3項）

(3) 廃棄物の適正処理

排出事業者は、その産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、「産業廃棄物保管基準（P15）」又は「特別管理産業廃棄物保管基準（P29）」に従わなければなりません。（法第12条第2項、法第12条の2第2項）

また、排出事業者は、自らその産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合、「産業廃棄物処理基準（P17、19、22、28）」又は「特別管理産業廃棄物処理基準（P30、32、33）」に従わなければなりません。（法第12条第1項、法第12条の2第1項）

なお、建設廃棄物の排出事業者は、排出した事業場外における300㎡以上の場所で当該廃棄物の保管を行おうとする場合、事前（非常災害時は保管開始日から起算して14日以内）に、都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければならず、その届け出た事項を変更しようとする場合も届出が必要です。（法第12条第3～4項、第12条の2第3～4項）

そして、排出事業者は、その産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合、それぞれの処理業者に委託しなければならず、処理の状況に関する確認を行い、当該廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。（法第12条第5～7項、第12条の2第5～7項）

また、次に掲げる排出事業者は、帳簿を備え、環境省令で定める事項を記載しなければなりません。
(法第 12 条第 13 項)

- ① 事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者
- ② 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者
- ③ 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定（P88 参照）を受けた事業者

2 多量排出事業者の責務

(1) 多量排出事業者の定義

廃棄物処理法では、前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者を「多量排出事業者」と定義しています。
(法第 12 条第 9 項、第 12 条の 2 第 10 項)

また、広島県では、広島県生活環境の保全等に関する条例により、前年度の産業廃棄物の発生量が 500 トン以上である事業場を設置している事業者を「多量排出事業者」と定義しています。

(2) 処理計画の提出及び実施状況の報告

多量排出事業者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、毎年度 6 月 30 日までに都道府県知事（政令市は市長）に提出しなければなりません。（法第 12 条第 9 項、法第 12 条の 2 第 10 項）

また、その計画の実施状況について、翌年度の 6 月 30 日までに都道府県知事（政令市は市長）に報告しなければなりません。（法第 12 条第 10 項、第 12 条の 2 第 11 項）

なお、この計画及び報告は、インターネットを通じて公表されることとなっています。（法第 12 条第 11 項、第 12 条の 2 第 12 項）

(3) 電子マニフェストの使用義務

前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く。）の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者は、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く。）の運搬又は処分を他人に委託する場合、電子マニフェストの使用が義務付けられています。（法第 12 条の 5 第 1 項）

なお、電子マニフェスト使用義務の対象者であっても、情報処理センターに登録することが困難な場合（環境省令で定める場合に限る。）には、紙マニフェストの交付が認められます。

3 処理の委託

(1) 委託基準の遵守

排出事業者は、その産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、図表 44 に示す委託基準に従い、運搬については収集運搬業者に、処分については処分業者に、それぞれ委託しなければなりません。（法第 12 条第 5 項、第 12 条の 2 第 5 項）

図表 44 処理の委託基準（施行令第 6 条の 2、第 6 条の 6）

1 委託することができる者

他人の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等を業として行うことができる者であって、当該産業廃棄物の運搬又は処分等がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

2 委託契約の締結

(1) 二者間契約の遵守

運搬及び処分等を委託する場合、運搬については収集運搬業者と排出事業者の間で、処分については処分業者と排出事業者の間で、それぞれ委託契約を締結すること。ただし、運搬及び処分等を行う者が同一である場合は、この限りでない。

(2) 書面契約及び保存期間

委託契約は書面により行い、図表 45 の 1 に示す事項を記載し、図表 45 の 2 に示す書面を添付すること。

また、契約書は契約終了日から 5 年間保存すること。

3 再委託の禁止

排出事業者から委託を受けた収集運搬業者又は処分業者は、その運搬又は処分等を他人に委託してはならない。ただし、再委託の基準（P72 図表 62 参照）に従って委託する場合等は、この限りでない。（法第 14 条第 16 項）

なお、再委託する場合は、排出事業者の書面による承諾を受け、承諾日から 5 年間保存すること。

4 事前通知（特別管理産業廃棄物のみ）

運搬又は処分等を委託しようとする者に対し、あらかじめ、次の事項を文書で通知すること。

- (1) 委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
- (2) 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に特に注意すべき事項

図表 45 委託契約書に記載すべき事項及び添付すべき書面(施行令第6条の2、第6条の6)

1 委託契約書に記載すべき事項

(1) 一般事項

- ① 委託契約の有効期間
- ② 受託者への支払金額

(2) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に関する情報

- ① 当該廃棄物の種類及び数量
- ② 当該廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- ③ 通常の保管状況の下での腐敗や揮発など、当該廃棄物の性状の変化に関する事項
- ④ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- ⑤ 当該廃棄物が次に掲げるものであって、日本産業規格 C0950 号（JIS C 0950：電気・電子機器の特定化学物質の含有表示方法）に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

- ア 廃パーソナルコンピュータ
- イ 廃ユニット形エアコンディショナー
- ウ 廃テレビジョン受信機
- エ 廃電子レンジ
- オ 廃衣類乾燥機
- カ 廃電気冷蔵庫
- キ 廃電気洗濯機

平成 18 年 7 月 1 日以降に製造された
ものに限る。

- ⑥ 当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
- ⑦ その他当該廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

(3) 情報に変更があった場合

委託契約の有効期間中に(2)の情報に変更があった場合の伝達方法に関する事項

(4) 運搬を委託する場合

- ① 受託者の収集運搬業の許可に係る事業の範囲
- ② 運搬の最終目的地の所在地
- ③ 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合は、次の事項

- ア 積替え又は保管を行う場所の所在地
- イ 保管できる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類
- ウ 保管上限
- エ 安定型産業廃棄物であるときは、他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項

(5) 処分又は再生を委託する場合

- ① 受託者の処分業の許可に係る事業の範囲
- ② 処分又は再生の場所の所在地
- ③ 処分又は再生の方法
- ④ 処分又は再生に係る施設の処理能力
- ⑤ 最終処分以外の処分を委託する場合は、次の事項

- ア 最終処分の場所の所在地
- イ 最終処分の方法

ウ 最終処分に係る施設の処理能力

⑥ 法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨

(6) 業務の終了又は契約の解除

① 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

② 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の取扱いに関する事項

2 委託契約書に添付すべき書面

(1) 運搬を委託する場合は、受託者の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

(2) 処分等を委託する場合は、受託者の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し

3 参考

(1) 排出事業者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報（1の(2)及び(3)）を処理業者に提供しなければなりません。環境省において「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」が策定され、廃棄物データシート（WDS）の様式例が提示されていますので、参考にしてください。

URL <https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

(2) 委託契約書については、公益社団法人全国産業資源循環連合会が手引きを販売していますので、参考にしてください。

URL <https://www.zensanpairen.or.jp>

(2) 処理業者の能力確認

排出事業者は、その産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、次の方法により、受託者が当該廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを確認しなければなりません。（広島県生活環境の保全等に関する条例第86条）

① 受託者から運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取する方法

② 受託者の運搬車両、保管施設、処理施設等を実地に調査する方法

③ その他、上記と同等以上に受託者の能力を確認できる方法

4 産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）

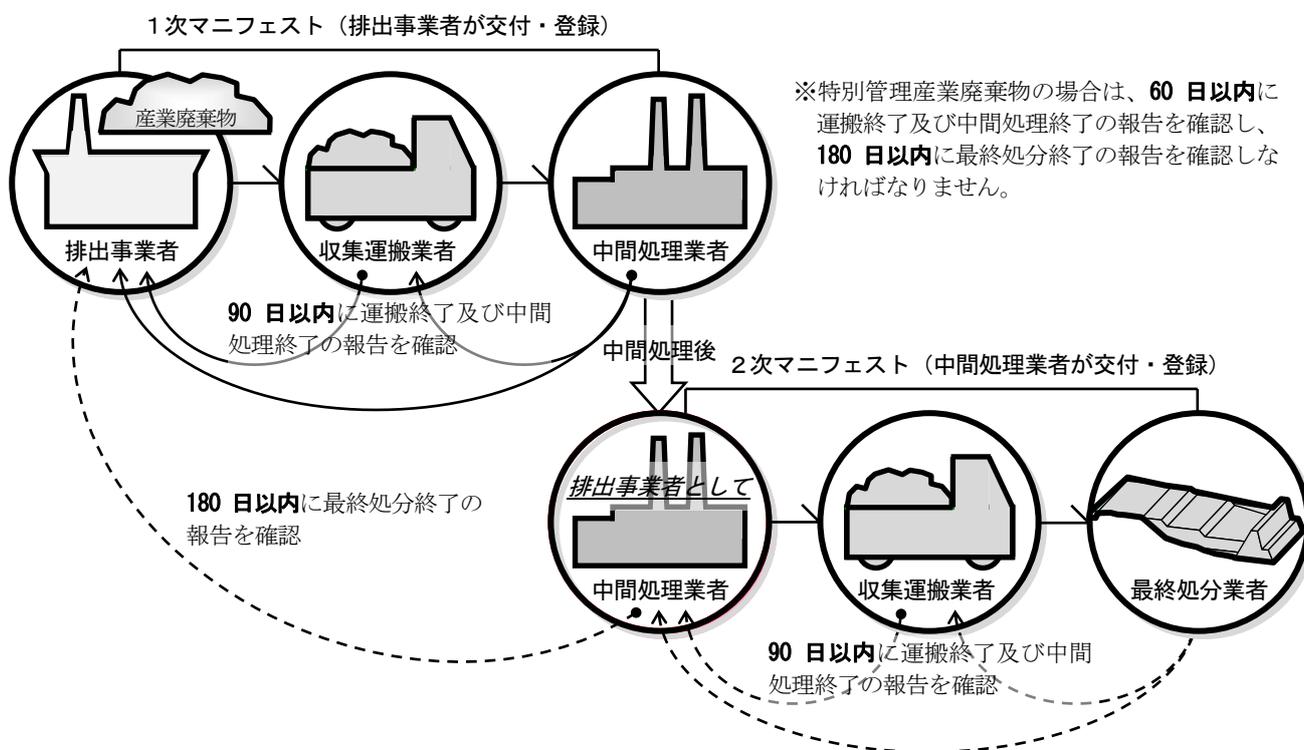
(1) マニフェスト制度とは

マニフェスト制度とは、排出事業者が産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処理業者に引き渡す際に、廃棄物の種類や数量、収集運搬業者名、処分業者名等を記載したマニフェストを交付し、適正な処理を確保するため、廃棄物の流れを自ら把握・管理する仕組みです。

排出事業者は、その産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、必要事項を記載したマニフェストを当該委託に係る廃棄物の引渡しと同時に受託者に対して交付しなければなりません。（法第12条の3第1項）

マニフェスト制度の概要等については、図表46～49のとおりです。

図表 46 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ（法第12条の3）



(2) マニフェストの交付義務と罰則

排出事業者は、マニフェストを適正に交付しなかった場合、都道府県知事（政令市は市長）から勧告を受け、さらに、処理業者が不法投棄等の不適正処理を行った場合、処理業者とともに措置命令を受けることがあります。（法第19条の5第1項）

また、マニフェストの不交付、未記載、虚偽記載等を行った場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。（法第27条の2）

図表 47 産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）の概要（施行規則第 8 条の 19～30 の 2）

1 マニフェストの交付

マニフェストを交付する際は、次の事項を守ること。

- (1) 産業廃棄物の種類ごとに交付すること。
- (2) 産業廃棄物の運搬先ごとに交付すること。
- (3) 産業廃棄物の種類、数量及び受託者の氏名又は名称に相違がないことを確認して交付すること。
- (4) 中間処理業者においては、当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地、委託者の氏名又は名称及びマニフェストの交付番号（電子マニフェストの場合は登録番号）に相違がないことを確認して交付すること。

2 マニフェストの記載事項

(1) 排出事業者の記載事項

- ① マニフェストの交付年月日及び交付番号
- ② 氏名又は名称及び住所
- ③ 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- ④ マニフェストの交付担当者の氏名
- ⑤ 運搬又は処分を受託した者の住所
- ⑥ 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
- ⑦ 産業廃棄物の荷姿
- ⑧ 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
- ⑨ 中間処理業者においては、委託者の氏名又は名称及びマニフェストの交付番号（電子マニフェストの場合は登録番号）
- ⑩ 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量
- ⑪ 電子マニフェストの使用義務者が諸事情により紙マニフェストを交付した場合には、その理由

(2) 運搬受託者の記載事項

- ① 氏名又は名称
- ② 運搬担当者の氏名
- ③ 運搬を終了した年月日
- ④ 積替え又は保管の場所において受託した産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集を行った場合には、拾集量

(3) 処分受託者の記載事項

- ① 氏名又は名称
- ② 処分担当者の氏名
- ③ 処分を終了した年月日
- ④ 当該処分が最終処分である場合には、最終処分を行った場所の所在地

3 運搬受託者及び処分受託者のマニフェスト送付期限

- (1) 運搬受託者は、運搬を終了した日から 10 日以内に、マニフェスト交付者にマニフェストの写し（B 2 票）を送付すること。
- (2) 処分受託者は、処分を終了した日から 10 日以内に、マニフェスト交付者及び運搬受託者にマニ

フェストの写し（交付者にD票、運搬受託者にC 2票）を送付すること。

- (3) 処分受託者が中間処理業者である場合には、2次マニフェストの写し（D票及びE票）の送付を受けた日から10日以内に、1次マニフェストの写し（E票）に最終処分が終了した旨を記載してマニフェスト交付者に送付すること。

4 マニフェストの保存期間

マニフェスト交付者、運搬受託者及び処分受託者は、マニフェスト及び送付を受けたマニフェストの写しを5年間保存すること。

5 マニフェスト交付者が講ずべき措置

マニフェスト交付者は、次に掲げる事項に該当する場合、関係者に事情を聴取するなどして速やかに当該産業廃棄物の処理状況等を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずること。

また、各事項について、所定の期限までに都道府県知事（政令市は市長）に報告すること。

事 項	報告期限
① 所定の期間内にマニフェストの写しの送付を受けないとき ※ 所定の期間…B 2票及びD票：90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日） E票：180日（特別管理産業廃棄物の場合も同じ）	所定の期間が経過した日から30日以内
② 記載事項漏れのマニフェストの写しの送付を受けたとき	マニフェストの写しの送付を受けた日から30日以内
③ 虚偽記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたとき	虚偽記載のあることを知った日から30日以内
④ 処理業者から処理困難通知を受けた場合において、処理業者に引き渡した産業廃棄物に係るマニフェストの写しの送付を受けていないとき	通知を受けた日から30日以内

6 マニフェスト交付等状況報告

マニフェスト交付者は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年度6月30日までに、前年度におけるマニフェストの交付等の状況について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事（政令市は市長）に報告すること。

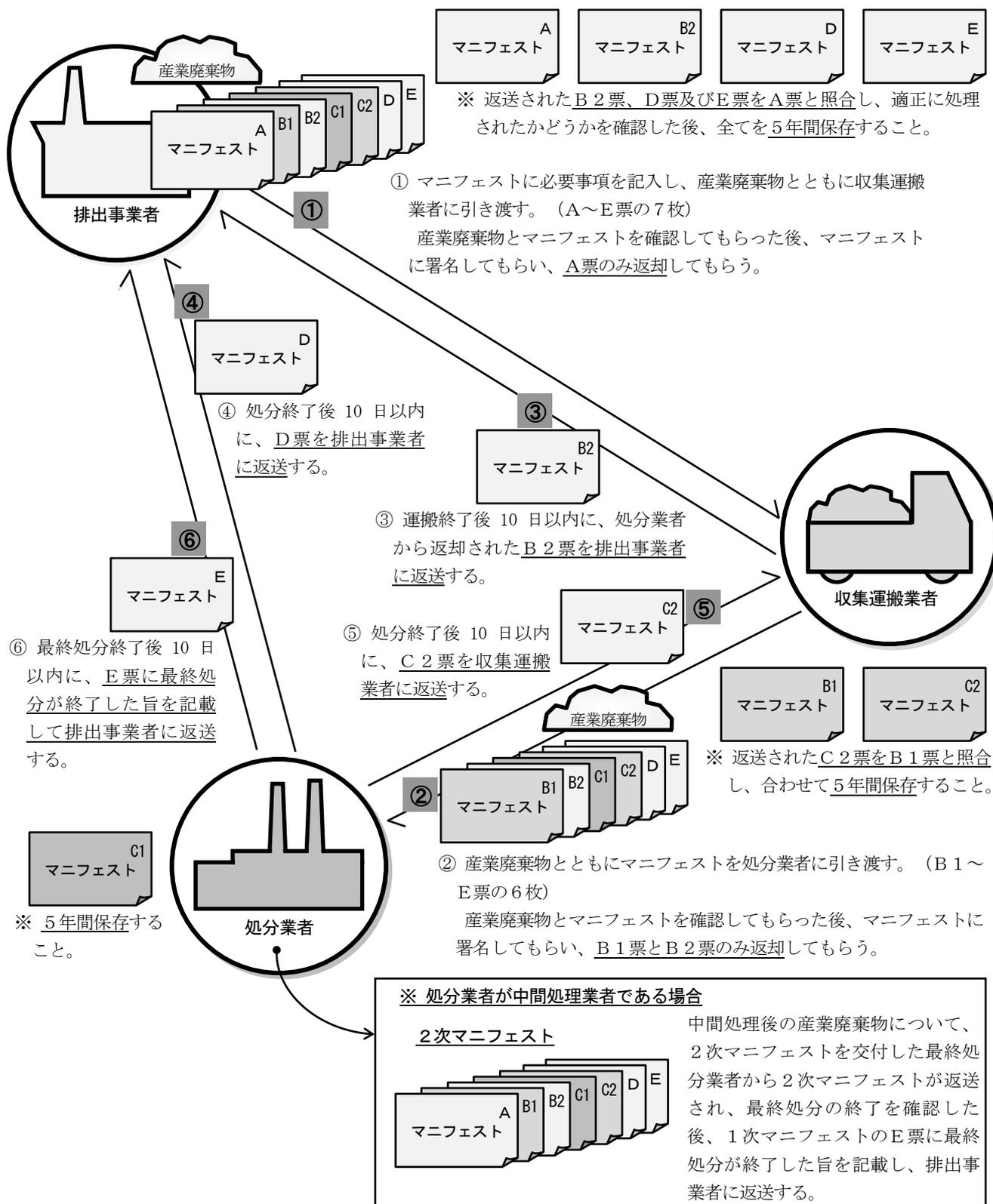
※ 電子マニフェストを利用した場合は、交付者自らが報告する必要はなく、情報処理センターから報告されます。

7 マニフェストの交付を要しない場合

次に該当する場合は、マニフェストを交付しなくてもよい。

- ① 市町村又は都道府県に産業廃棄物の処理を委託する場合
- ② 国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者に廃油の処理を委託する場合
- ③ 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処理を業として行う者に当該産業廃棄物のみの処理を委託する場合
- ④ 環境大臣の再生利用に係る認定を受けた者に当該認定に係る産業廃棄物の処理を委託する場合
- ⑤ 環境大臣の広域処理に係る認定を受けた者に当該認定に係る産業廃棄物の処理を委託する場合
- ⑥ 都道府県知事（政令市は市長）の再生利用に係る指定を受けた者に当該指定に係る産業廃棄物のみの処理を委託する場合
- ⑦ 国に産業廃棄物の処理を委託する場合
- ⑧ 運搬用パイプライン及びこれに直結する処理施設を用いて産業廃棄物の処理を行う者に当該産業廃棄物の処理を委託する場合
- ⑨ 産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者に輸出国までの産業廃棄物の運搬を委託する場合
- ⑩ 国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者に外国船舶において生じた廃油の処理を委託する場合

図表 48 紙manifestの交付、回付及び返送の手順



- 1 マニフェストは、委託する産業廃棄物の種類ごとに交付し、①～⑥の手順で管理します。
- 2 マニフェスト交付後、90 日以内（特別管理産業廃棄物の場合は 60 日以内）に B 2 票（③）及び D 票（④）が返送されてこないときや、180 日以内（特別管理産業廃棄物の場合も同じ）に E 票（⑥）が返送されてこないときは、速やかに処理状況等を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じたうえ、都道府県知事（政令市は市長）に報告してください。

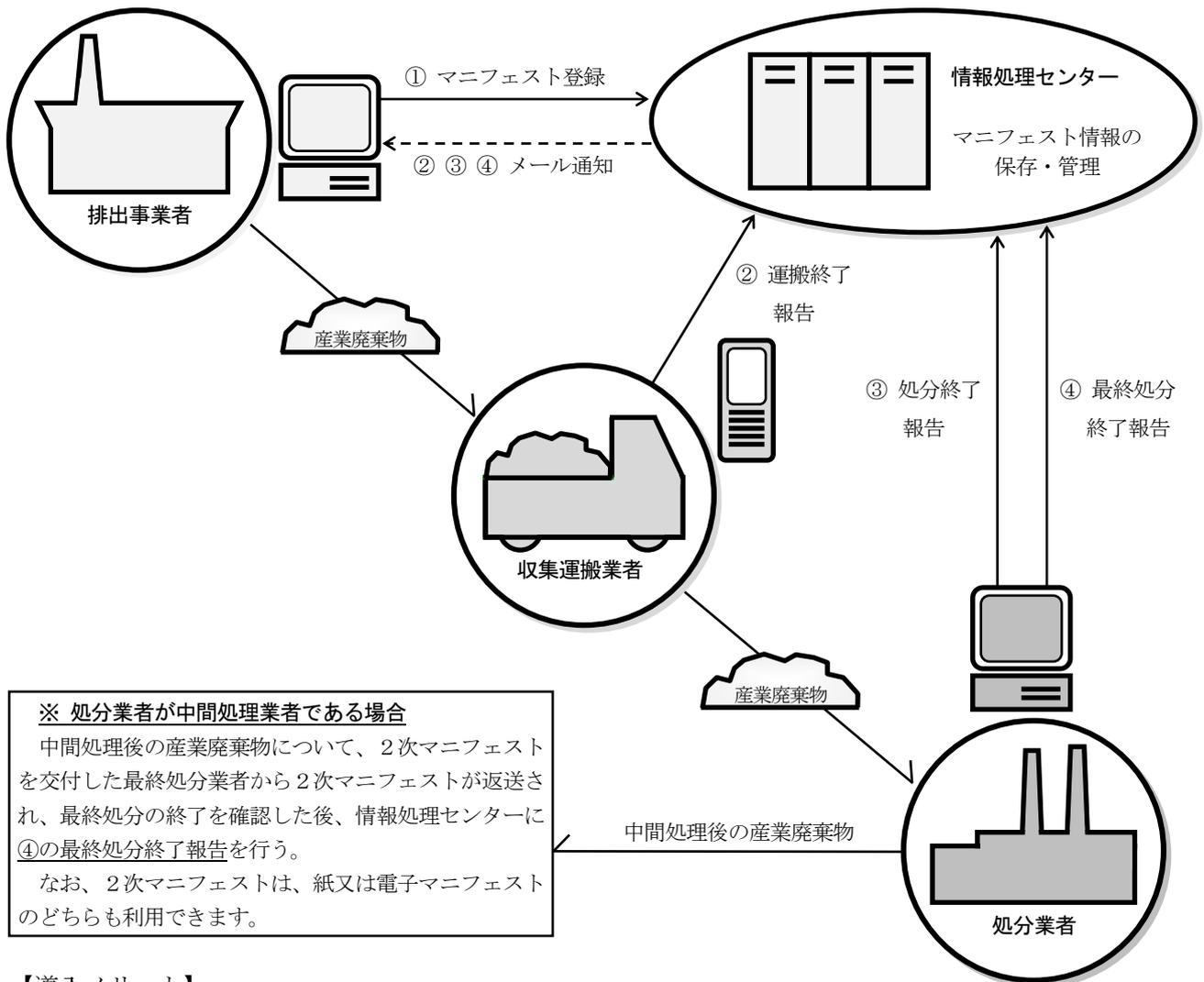
(3) 電子マニフェストシステム

電子マニフェストシステム（JWNET）は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の3者が情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）を介したネットワークでやり取りを行う仕組みです。（図表 49 参照）

電子マニフェストを利用するためには、あらかじめ、排出事業者と委託先の収集運搬業者及び処分業者の3者が加入しておく必要があります。

なお、電子マニフェストを利用した場合には、紙マニフェストを交付する必要はありません。

図表 49 電子マニフェストシステム



【導入メリット】

① 事務処理の効率化

- ・入力操作が簡単で、手間がかからない。
- ・マニフェストの保存が不要で、スペースも取らない。
- ・マニフェスト交付等状況報告が不要となる。

② 法令の遵守

- ・必須項目の入力漏れを防止できる。
- ・終了報告の確認期限が近づくと、排出事業者に注意喚起される。
- ・マニフェストを紛失する心配がない。

③ データの透明性

- ・情報処理センターが管理するため、セキュリティが万全である。
- ・マニフェスト情報の共有により、不適正処理を防止できる。

【電子マニフェストの使用義務】（P47）

前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者は、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の運搬又は処分を他人に委託する場合、電子マニフェストの使用が義務付けられています。（法第12条の5第1項）

なお、電子マニフェスト使用義務の対象者であっても、電子マニフェストの登録が困難な場合（法令で定める場合に限る。）は、紙マニフェストの交付が認められます。

(4) マニフェスト交付等状況報告（再掲）

マニフェスト交付者は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年度6月30日までに、前年度におけるマニフェストの交付等の状況について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事（政令市は市長）に報告しなければなりません。

なお、電子マニフェストを利用した場合は、交付者自らが報告する必要はなく、情報処理センターから報告されます。

広島市への報告方法については、広島市ホームページを確認してください。

URL <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/100/13360.html>

5 責任者の設置

事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を処理するために法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、設置している事業場ごとに、産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければなりません。（法第12条第8項）

また、事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、環境省令で定める資格（図表50）を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。（法第12条の2第8～9項）

図表 50 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格（施行規則第8条の17）

1 感染性産業廃棄物を生ずる事業場

- ① 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士
- ② 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- ③ 大学若しくは高等専門学校等において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者

2 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場

- ① 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- ② 大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ③ 大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ④ 短期大学若しくは高等専門学校等の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑤ 短期大学若しくは高等専門学校等の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑥ 高等学校等において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑦ 高等学校等において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑧ 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑨ ①～⑧と同等以上の知識を有すると認められる者

※ 広島市では、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の修了者を同等以上の知識を有すると認めています。

6 帳簿の記載及び保存義務

次のいずれかに該当する事業者は、帳簿を備え、図表 51 に掲げる事項を記載するとともに、1年ごとに取りまとめて5年間保存しなければなりません。（法第12条第13項、法第12条の2第14項）

- ① 事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設又は同施設以外の焼却施設を設置している事業者
- ② 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者
- ③ 事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者

図表 51 排出事業者の帳簿記載事項（施行規則第8条の5第1項、第8条の18第1項）

事業者区分	帳簿記載事項
① 事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設又は同施設以外の焼却施設を設置している事業者	<p>当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 処分年月日 ○ 処分方法ごとの処分量 ○ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量 <p>※ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載すること。</p>
② 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者	<p>当該産業廃棄物の種類ごとに、</p> <p>【運搬】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 ○ 運搬年月日 ○ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ○ 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量 <p>【処分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 ○ 処分年月日 ○ 処分方法ごとの処分量 ○ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量 <p>※ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載すること。</p>
③ 事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者	<p>特別管理産業廃棄物の種類ごとに、</p> <p>【運搬】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 ○ 運搬年月日 ○ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ○ 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量 <p>【処分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 ○ 処分年月日 ○ 処分方法ごとの処分量 ○ 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

第4 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業

1 許可の種類

(1) 許可の種類

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行おうとする者は、業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事（政令市は市長）の許可を受けなければなりません。（法第14条第1項、第6項、第14条の4第1項、第6項）

※ 収集運搬及び処分の両方を行おうとする場合は、それぞれの許可が必要です。

図表 52 許可の種類

事業内容	許可の種類
産業廃棄物の収集運搬	産業廃棄物収集運搬業
産業廃棄物の処分	産業廃棄物処分業
特別管理産業廃棄物の収集運搬	特別管理産業廃棄物収集運搬業
特別管理産業廃棄物の処分	特別管理産業廃棄物処分業

収集運搬を行う場合には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の排出場所及び運搬先を管轄する都道府県知事（政令市は市長）の両方の許可が必要です。（図表 53 参照）

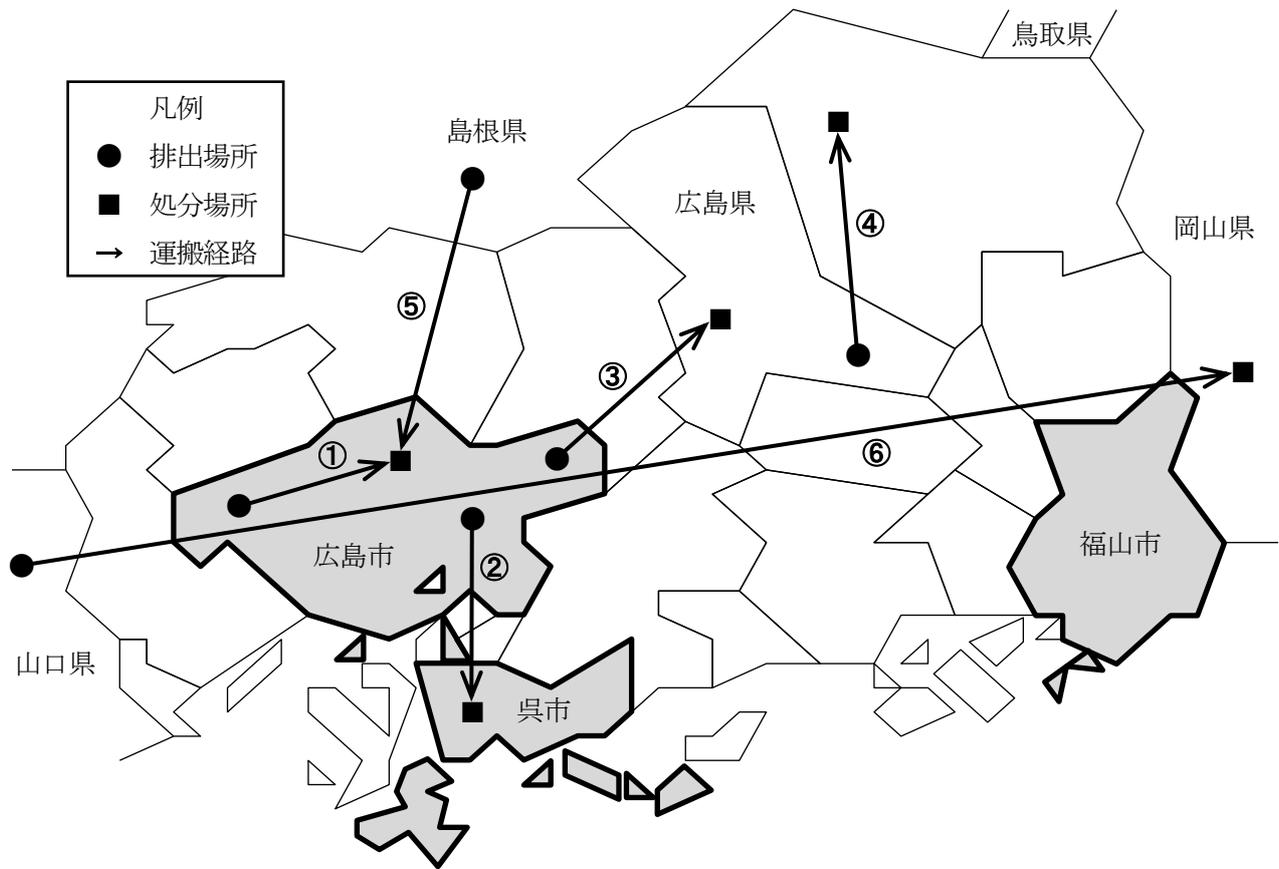
なお、原則として、一の政令市を越えて収集運搬を行う場合の許可は都道府県知事が行うこととされているため、政令市長の許可が必要となるのは、①一の政令市のみで収集運搬を行う場合、②政令市域内で積替え保管を行う場合です。

また、処分を行う場合には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分場所を管轄する都道府県知事（政令市は市長）の許可が必要です。

図表 53 収集運搬業の許可の有効範囲

		政令市の許可状況		
		許可有		許可無
		積替え保管有	積替え保管無	
県の許可状況	許可有	政令市域を除く県域（県許可） 政令市域（政令市許可）	※原則、該当なし	県内全域（県許可）
	許可無	政令市域のみ（政令市許可）	政令市域のみ（政令市許可）	

図表 54 収集運搬業の許可が必要な県・市（例）



番号	排出場所	処分場所	収集運搬の形態	許可が必要な県・政令市
①	広島市	広島市	—	広島市
②	広島市	呉市	広島市及び呉市に積替施設を有しない場合	広島県
			広島市に積替施設を有し、呉市に積替施設を有しない場合	広島県、広島市
			呉市に積替施設を有し、広島市に積替施設を有しない場合	広島県、呉市
			広島市及び呉市に積替施設を有する場合	広島市、呉市
③	広島市	広島県	広島市に積替施設を有しない場合	広島県
			広島市に積替施設を有する場合	広島県、広島市
④	広島県	広島県	—	広島県
⑤	島根県	広島市	広島市に積替施設を有しない場合	島根県、広島県
			広島市に積替施設を有する場合	島根県、広島市
⑥	山口県	岡山県	—	山口県、岡山県

※広島県内の政令市・・・広島市、呉市、福山市

(2) 許可を要しない者

図表 55 及び 56 に該当する者は、許可を受ける必要はありません。

図表 55 処理業の許可を要しない者

- | |
|--|
| <p>1 産業廃棄物処理業の許可を要しない者（法第 14 条第 1 項、第 6 項、施行規則第 9 条、第 10 条の 3 等）</p> <ul style="list-style-type: none">① 自らその産業廃棄物を運搬又は処分する事業者② 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集運搬又は処分を業として行う者③ 海洋汚染防止法の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者又は届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者若しくは漁港管理者④ 再生利用されることが確実であると都道府県知事（政令市は市長）が認めた産業廃棄物のみの収集運搬又は処分を業として行う者であって、都道府県知事（政令市は市長）の指定を受けた者⑤ 広域的に収集運搬又は処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に収集運搬又は処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（営利を目的とせず業として行う場合に限る。）⑥ 国（産業廃棄物の収集運搬又は処分をその業務として行う場合に限る。）⑦ 広域臨海環境整備センター法に基づいて設立された広域臨海環境整備センター⑧ 日本下水道事業団⑨ 産業廃棄物の輸入に係る運搬を行う者（自ら相手国から日本までの運搬を行う場合に限る。）⑩ 産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら日本から相手国までの運搬を行う場合に限る。）⑪ 動物系固形不要物（食料品製造業において原料として使用した牛の脊柱に限る。）のみの収集運搬を業として行う者⑫ と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物のみの収集運搬を業として行う者⑬ 動物の死体（牛に限る。）のみの収集運搬又は処分（化製場に限る。）を行う者⑭ 環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）の委託を受けて当該委託に係る産業廃棄物のみの収集運搬又は処分を行う者⑮ 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）が定める期間に産業廃棄物を適正に収集運搬、処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）が指定する者⑯ 産業廃棄物の再生利用に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第 15 条の 4 の 2）⑰ 産業廃棄物の広域的処理に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第 15 条の 4 の 3）⑱ 産業廃棄物の無害化処理に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第 15 条の 4 の 4）⑲ 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例として都道府県知事（政令市は市長）の認定を受けた者（法第 12 条の 7） <p>2 特別管理産業廃棄物処理業の許可を要しない者（法第 14 条の 4 第 1 項、第 6 項、施行規則第 10 条の 11、第 10 条の 15 等）</p> <ul style="list-style-type: none">① 自らその特別管理産業廃棄物を運搬又は処分する事業者 |
|--|

- ② 海洋汚染防止法の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者又は届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者若しくは漁港管理者
- ③ 国（特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分をその業務として行う場合に限る。）
- ④ 特別管理産業廃棄物の輸入に係る運搬を行う者（自ら相手国から日本までの運搬を行う場合に限る。）
- ⑤ 特別管理産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら日本から相手国までの運搬を行う場合に限る。）
- ⑥ 環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）の委託を受けて当該委託に係る特別管理産業廃棄物のみの収集運搬又は処分を行う者
- ⑦ 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）が定める期間に特別管理産業廃棄物を適正に収集運搬、処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事（政令市は市長）が指定する者
- ⑧ 産業廃棄物の広域的処理に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第15条の4の3）
- ⑨ 産業廃棄物の無害化処理に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第15条の4の4）
- ⑩ 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例として都道府県知事（政令市は市長）の認定を受けた者（法第12条の7）

図表 56 他法令に基づく特例（処理業の許可を要しない者）

1 家電リサイクル法第49条に基づく特例

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物（エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫を含む。）、洗濯機（衣類乾燥機を含む。）の4品目が廃棄物となったものをいう。）を扱う次に掲げる者は、産業廃棄物処理業の許可を受ける必要はありません。

- ① 特定家庭用機器廃棄物の収集運搬を業として行う小売業者又は指定法人等
- ② 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要となる行為を業として行う製造業者又は指定法人等

2 小型家電リサイクル法第13条に基づく特例

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）の規定に基づき、使用済小型電子機器等（小型電子機器等のうち、その使用を終了したものをいう。）を扱う次に掲げる者は、産業廃棄物処理業の許可を受ける必要はありません。

- ① 使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として行う認定事業者
- ② 認定事業者の委託を受けて使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として行う者

3 自動車リサイクル法第122条に基づく特例

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）の規定に基づき、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化物品（自動車破砕残さ等）を扱う次に掲げる者は、産業廃棄物処理業の許可を受ける必要はありません。

- ① 使用済自動車の収集運搬を業として行う引取業者又はフロン類回収業者
- ② 使用済自動車又は解体自動車の再資源化に必要な行為を業として行う解体業者
- ③ 解体自動車の再資源化に必要な行為を業として行う破砕業者
- ④ 特定再資源化物品の再資源化に必要な行為を業として行う自動車製造業者等
- ⑤ 解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化に必要な行為を業として行う指定再資源化機関等

(3) 許可の有効期間

許可の有効期間は5年間です。 ※ 優良認定を受けた者は7年間となります。（P69 参照）

なお、期限到来後も引き続き業を行う場合は、期限までに更新許可申請を行い、許可を受ける必要があります。

2 許可の基準等

(1) 施設に係る基準

許可を受けるときは、その事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして環境省令で定める基準に適合する施設を有する必要があります。

施設に係る基準については、図表 57 及び 58 のとおりです。

図表 57 産業廃棄物処理業の施設に係る基準（施行規則第 10 条、第 10 条の 5）

1 産業廃棄物収集運搬業

- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- (2) 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

2 産業廃棄物処分業（中間処理）

- (1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の種類別に必要な処理施設

産業廃棄物の種類	必要な処理施設
① 汚泥	脱水施設、乾燥施設、焼却施設その他の処理施設
② 廃油	油水分離施設、焼却施設その他の処理施設
③ 廃酸又は廃アルカリ	中和施設その他の処理施設
④ 廃プラスチック類	破碎施設、切断施設、熔融施設、焼却施設その他の処理施設
⑤ ゴムくず	破碎施設、切断施設、焼却施設その他の処理施設
⑥ その他の産業廃棄物	産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設

- (2) 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

3 産業廃棄物処分業（最終処分）

- (1) 埋立処分を行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。
- (2) 海洋投入処分を行う場合には、処分に適する自動航行記録装置を装備した運搬船を有すること。

図表 58 特別管理産業廃棄物処理業の施設に係る基準（施行規則第 10 条の 13、第 10 条の 17）

1 特別管理産業廃棄物収集運搬業

- (1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- (2) 積替施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられた施設であること。
- (3) 廃油、廃酸又は廃アルカリについては、性状に応じて腐食を防止するための措置を講ずるなど、その運搬に適する運搬施設を有すること。
- (4) 感染性産業廃棄物については、その運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。
- (5) 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物については、応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。
- (6) その他の特別管理産業廃棄物については、特別管理産業廃棄物の種類に応じ、その収集運搬に適する運搬施設を有すること。

2 特別管理産業廃棄物処分業（中間処理）

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類別に必要な処理施設

特別管理産業廃棄物の種類	必要な処理施設
① 廃油	火災の発生を防止するために必要な措置が講じられた焼却施設、油水分離施設その他の処理施設であって、消火器その他の消火設備及び性状分析設備を備えておくこと。
② 廃酸又は廃アルカリ	腐食を防止するために必要な措置が講じられた中和施設その他の処理施設であって、性状分析設備を備えておくこと。
③ シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリ	分解施設その他の処理施設であって、性状分析設備を備えておくこと。
④ 感染性産業廃棄物	焼却施設その他の処理施設であって、感染性産業廃棄物を衛生的に投入することができる設備その他の附帯設備を備えておくこと。
⑤ 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物	焼却施設、分解施設、洗浄施設、分離施設その他の処理施設であって、性状分析設備を備えておくこと。
⑥ 廃水銀等	硫化施設その他の処理施設であって、性状分析設備を備えておくこと。
⑦ 廃石綿等	熔融施設その他の処理施設
⑧ 水銀若しくはその化合物を含む汚泥等	コンクリート固型化施設、ばい焼施設その他の処理施設であって、性状分析設備を備えておくこと。
⑨ シアン化合物を含む汚泥等	コンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であって、性状分析設備を備えておくこと。
⑩ 汚泥	
⑪ その他の特別管理産業廃棄物	特別管理産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設であって、必要な附帯設備を備えておくこと。

- (2) 保管施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられた施設であること。

3 特別管理産業廃棄物処分業（最終処分）

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、その埋立処分に適する最終処分場であって、受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる附帯設備を備えたもの並びにブルドーザーその他の施設を有すること。
- (2) 最終処分場の周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場においては、その周辺の水域の水）について、定期的に水質検査を行うための採水ができる設備を有すること。

(2) 申請者の能力に係る基準

申請者は、その事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合する能力を有する必要があります。

申請者の能力に係る基準については、図表 59 のとおりです。

図表 59 申請者の能力に係る基準（施行規則第 10 条、第 10 条の 5、第 10 条の 13、第 10 条の 17）

1 知識及び技能				
その事業を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。				
※ 広島市では、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）が実施する次の講習会を修了していることを許可の要件としています。				
(1) 講習会の種類				
① 収集運搬業				
	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
講習会の種類	新規	更新・変更	新規	更新・変更
産業廃棄物処理業に関する 新規 許可講習会（収集・運搬課程）→ 有効期間 5 年間	○	○		
特別管理産業廃棄物処理業に関する 新規 許可講習会（収集・運搬課程）→ 有効期間 5 年間	○	○	○	○
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する 更新 許可講習会（収集・運搬課程）→ 有効期間 2 年間		○		○
② 処分業				
	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
講習会の種類	新規	更新・変更	新規	更新・変更
産業廃棄物処理業に関する 新規 許可講習会（処分課程）→ 有効期間 5 年間	○	○		
特別管理産業廃棄物処理業に関する 新規 許可講習会（処分課程）→ 有効期間 5 年間	○	○	○	○
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する 更新 許可講習会（処分課程）→ 有効期間 2 年間		○		○
(2) 受講すべき者				
原則として、法人の場合は役員、個人の場合は本人が受講すること。				
(3) 講習会の実施機関				
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）				
〒102-0084 東京都千代田区二番町 3 番地 麹町スクエア 7 階				
TEL 03-5275-7115 FAX 03-5275-7116 URL https://www.jwnet.or.jp/index.html				
(4) 講習会の実施協力機関（広島県）				
一般社団法人広島県資源循環協会				
〒730-0052 広島市中区千田町三丁目 7 番 47 号 広島県情報プラザ 4 階				
TEL 082-247-8499 FAX 082-247-9719 URL http://www.hshigen.or.jp				
2 経理的基礎				
その事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。				

(3) 欠格要件

申請者が、図表 60 に示す事項のいずれかに該当する場合、許可を受けることができません。（法第 14 条第 5 項第 2 号、第 10 項第 2 号、第 14 条の 4 第 5 項第 2 号、第 10 項第 2 号）

また、許可を受けた者が欠格要件に該当するに至ったときは、許可が取り消されます。（法第 14 条の 3 の 2、第 14 条の 6）

なお、欠格要件に該当するに至ったときは、2 週間以内に、都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（P68 参照）

図表 60 欠格要件（法第 14 条、第 14 条の 4）

- | |
|---|
| <p>① 心身の故障により、その業務を適切に行うことができない者として環境省令で定める者</p> <p>※ 「環境省令で定める者」とは、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者をいいます。</p> <p>② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、この図表において「法」という。）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条（傷害）、第 206 条（現場助勢）、第 208 条（暴行）、第 208 条の 2（凶器準備集合及び結集）、第 222 条（脅迫）若しくは第 247 条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>※ 「生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの」とは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法をいいます。</p> <p>⑤ 法第 7 条の 4 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項（これらの規定を第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号（第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）</p> <p>⑥ 法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2（第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第</p> |
|---|

7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

- ⑦ ⑥に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、⑥の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

※ 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人であって、次に掲げるものの代表者をいいます。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者においては、主たる事務所又は従たる事務所）
 - (2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
- ⑧ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ⑩ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が①から⑨までのいずれかに該当するもの
- ⑪ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑫ 個人で政令で定める使用人のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑬ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 変更許可及び更新許可

(1) 変更許可

産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が「事業の範囲」を変更しようとするときは、都道府県知事（政令市は市長）の許可を受けなければなりません。（法第 14 条の 2 第 1 項、第 14 条の 5 第 1 項）

なお、変更許可を受けることなく、「事業の範囲」以外のことを行った場合は、無許可変更として罰則の対象となります。（法第 25 条第 3 号）

「事業の範囲」の変更例は、以下のとおりです。

- ① 産業廃棄物の積替え保管を新たに行う場合
収集運搬業 + 積替え保管（追加）
- ② 許可を受けた産業廃棄物以外の産業廃棄物を新たに取り扱う場合
がれき類 + 燃え殻（追加）
廃酸、廃アルカリ + 廃油（追加） など
- ③ 許可を受けた処分方法以外の処分を新たに行う場合
【廃油】 油水分離 + 焼却（追加）
【廃プラスチック類】 焼却 + 破碎（追加） など

(2) 更新許可

産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者がその事業を継続しようとするときは、許可の有効期限までに更新許可申請を行い、都道府県知事（政令市は市長）の許可を受ける必要があります。

なお、更新許可を受けなければ、許可の有効期限を過ぎると効力を失うため、改めて新規許可申請を行わなければなりません。（法第 14 条第 2 項、第 7 項、第 14 条の 4 第 2 項、第 7 項）

4 届出

(1) 廃止届及び変更届

産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者は、事業の全部若しくは一部を廃止したときは、その日から 10 日以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。

また、図表 61 に示す事項を変更したときは、その日から 10 日以内（法人の登記事項証明書を添付すべき場合には 30 日以内）に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。

（法第 14 条の 2 第 3 項又は第 14 条の 5 第 3 項において準用する第 7 条の 2 第 3 項）

図表 61 処理業者の変更届出事項（施行規則第 10 条の 10、第 10 条の 10 の 2、第 10 条の 23、第 10 条の 23 の 2）

変更事項	添付書類
1 住所、氏名又は名称の変更	① 個人の場合は、住民票の写し及びP65 図表 60 中の①に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ② 法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
2 次の事項の変更 (1) 法定代理人 (2) 役員 (3) 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資者 (4) 政令で定める使用人	住民票の写し及びP65 図表 60 中の①に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ① 法定代理人が法人の場合は、登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及びP65 図表 60 中の①に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ② (3)に掲げる者が法人の場合は、登記事項証明書 法人の役員である場合は、登記事項証明書
3 事務所及び事業場の所在地（住所を除く。）	変更後の事務所及び事業場付近の見取図
4 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び構造又は規模	① 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに付近の見取り図 さらに、最終処分場においては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 （法第 15 条第 1 項の許可を受けた施設を除く。） ② 所有権（所有権を有しない場合は使用権原）を有することを証する書類
5 積替え保管場所（収集運搬業）又は保管場所（処分業）に関する所在地、面積、取り扱う産業廃棄物の種類、保管上限、積上げ高さ制限	4 と同じ
6 処分する特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く。）の性状の分析を行う者	性状の分析について、十分な知識及び技能を有する者であることを証する書類
7 収集運搬業の許可を受けた都道府県知事の管轄区域内における積替え許可の有無	積替え許可に係る収集運搬業の許可証の写し ※都道府県への届出

(2) 欠格要件該当届

産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者は、欠格要件（P65 図表 60 中の②～⑦、⑩～⑫（①、⑧、⑨に係るものを除く。））に限る。）のいずれかに該当するに至ったときは、その日から 2 週間以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（法第 14 条の 2 第 3 項又は第 14 条の 5 第 3 項において準用する第 7 条の 2 第 4 項）

また、産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者若しくはこれらの者の法定代理人、役員又は使用人が精神機能の障害を有する状態となり、廃棄物処理業務の継続が著しく困難となったときは、遅滞なく都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（法第 14 条の 2 第 3 項又は第 14 条の 5 第 3 項において準用する第 7 条の 2 第 5 項）

5 優良産廃処理業者認定制度

(1) 制度の目的

この制度は、平成 22 年の法改正によって創設され、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事（政令市は市長）が認定し、通常 5 年である産業廃棄物処理業の許可の有効期間を 7 年とするなどの特例を付与するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としています。

ただし、次の点に注意してください。

- ① あくまでも優良基準への適合性を認定するものであり、優良認定業者が不法行為や不適正処理を行わないことを保証するものではないこと。
- ② 優良認定業者への処理委託によって排出事業者の責務が免除されるものではなく、排出事業者自らの判断で処理業者を選定する必要があること。

(2) 制度のメリット

この制度を活用することにより、産業廃棄物処理業者には、次のようなメリットがあります。

① 許可証等を活用した P R

優良認定業者には、優良な産業廃棄物処理業者である旨が記載された許可証が交付されるとともに、産廃情報ネット (<https://www2.sanpainet.or.jp>) など、インターネット上でその情報が広く公表されます。

また、排出事業者は、優良認定業者への処理委託を積極的に行うことにより、環境に配慮した事業活動を行っていることをアピールできます。

② 許可の有効期間の延長

優良認定業者については、通常 5 年である産業廃棄物処理業の許可の有効期間が 7 年となるため、許可の更新に関する事務負担の軽減につながります。

③ 財政投融资における優遇

株式会社日本政策金融公庫においては、中小企業が産業廃棄物の処理に関連する施設を取得するために必要な資金の融資を行っており、優良認定業者については、通常よりもさらに低利率で融資を受けることができます。

詳しくは、同公庫の相談センターに連絡するか、ホームページを参照してください。

TEL 0120-154-505（相談センター）

URL https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html

④ 廃プラスチック類の保管上限の引き上げ

優良認定業者（処分業）については、処分又は再生のために廃プラスチック類を保管する場合、その保管上限を従前の 2 倍とする措置が講じられています。（P19 図表 22 参照）

⑤ 新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った産業廃棄物の保管上限の引き上げ

優良認定業者（処分業）については、施行規則第 7 条の 8 第 1 項第 7 号及び同条第 3 項に係る産業廃棄物の処分又は再生のために保管する場合であって、新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管であるときは、その保管上限を拡大する措置が講じられています。（P19 図表 22 参照）

(3) 優良基準

優良認定を受けるためには、次の①～⑤すべての基準に適合している必要があります。

① 遵法性

従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間において、特定不利益処分を受けていないこと。

② 事業の透明性

法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業の許可内容、処理施設の能力及び維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。

③ 環境配慮の取組

ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。

④ 電子マニフェスト

電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。

⑤ 財務体質の健全性

ア 直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。

イ 次のいずれかに該当すること。

- ・ 直前3年の各事業年度のうち、いずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。
- ・ 前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。

ウ 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。

エ 産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと。

(4) 申請方法

産業廃棄物処理業の更新許可申請に併せて、都道府県知事（政令市は市長）に申請を行ってください。

なお、申請にあたっては、事業の透明性に関する情報を一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表するなど、留意事項が多いため、よく確認してください。

詳しくは、広島市ホームページをご覧くださいとともに、環境省が「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」を作成していますので、参考にしてください。

(5) 優良認定業者情報の公表

優良認定業者の情報は、広島市ホームページでも公表しています。

URL <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/100/13554.html>

6 処理業者の責務

(1) 処理基準の遵守

産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集運搬又は処分を行わなければなりません。（法第 14 条第 12 項）

また、特別管理産業廃棄物処理業者は、特別管理産業廃棄物処理基準に従い、特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を行わなければなりません。（法第 14 条の 4 第 12 項）

産業廃棄物処理基準及び特別管理産業廃棄物処理基準については、「第 2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理」（P11～45）を参照してください。

(2) 処理困難に伴う通知

産業廃棄物処理業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたときは、10 日以内に、その旨を委託者に書面で通知しなければなりません。（法第 14 条第 13 項）

また、特別管理産業廃棄物処理業者は、現に委託を受けている特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたときは、10 日以内に、その旨を委託者に書面で通知しなければなりません。（法第 14 条の 4 第 13 項）

なお、当該通知を行った場合、産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者は、その写しを 5 年間保存しなければなりません。（法第 14 条第 14 項、第 14 条の 4 第 14 項）

(3) 受託の禁止

産業廃棄物収集運搬業者以外の者は産業廃棄物の収集運搬を、産業廃棄物処分業者以外の者は産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはいけません。（法第 14 条第 15 項）

また、特別管理産業廃棄物収集運搬業者以外の者は特別管理産業廃棄物の収集運搬を、特別管理産業廃棄物処分業者以外の者は特別管理産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはいけません。（法第 14 条の 4 第 15 項）

(4) 再委託基準の遵守

産業廃棄物収集運搬業者は産業廃棄物の収集運搬又は処分を、産業廃棄物処分業者は産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはいけません。（法第 14 条第 16 項）

また、特別管理産業廃棄物収集運搬業者は特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を、特別管理産業廃棄物処分業者は特別管理産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはいけません。（法第 14 条の 4 第 16 項）

ただし、排出事業者から委託を受けた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を、政令で定める再委託の基準に従って委託する場合等に限り、他人に委託することができます。

政令で定める再委託の基準は、図表 62 のとおりです。

図表 62 処理業者の再委託基準（施行令第6条の12、第6条の15）

1 再委託基準

- (1) あらかじめ、再委託しようとする者（再受託者）及びその再委託が委託基準（P48 図表 44 の 1）に適合するものであることを排出事業者に対して明らかにし、排出事業者から書面による承諾を受けていること。
- (2) 再受託者に当該産業廃棄物を引き渡す際には、その受託に係る契約書に記載されている事項（廃棄物の種類及び数量など）を記載した文書を交付すること。
- (3) 環境大臣の許可を受けて輸入された廃棄物の処分又は再生を委託しないこと。
- (4) 他人の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等を業として行うことができる者であって、当該産業廃棄物の運搬又は処分等がその事業の範囲に含まれるものに再委託すること。
- (5) 再委託契約は書面により行い、P49 図表 45 中の 1 に示す事項を記載し、図表 45 中の 2 に示す書面を添付すること。
また、契約書は契約終了日から5年間保存すること。
- (6) 特別管理産業廃棄物の場合には、あらかじめ、再委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取り扱う際に特に注意すべき事項を再受託者に対して文書で通知すること。

2 承諾に係る書面の記載事項

承諾に係る書面には、次の事項が記載されていること。

- (1) 委託した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量
- (2) 受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号
- (3) 承諾の年月日
- (4) 再受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号

(5) マニフェストの回付及び返送

排出事業者からマニフェストの交付を受けた収集運搬業者は、運搬が終了した後に処分業者にマニフェストを回付し、収集運搬業者からマニフェストの回付を受けた処分業者は、処分が終了した後に排出事業者にもマニフェストを返送します。（P54 図表 48 参照）

受託者がやむを得ず再委託する場合には、再受託者に当該産業廃棄物を引き渡す際、排出事業者から交付されたマニフェストも引き渡してください。また、再受託者は、受託者の氏名など必要事項を訂正し、処理が終了した後にマニフェストを回付又は返送してください。

(6) 名義貸しの禁止

産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者は、自己の名義をもって、他人に産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行わせてはいけません。（法第 14 条の 3 の 3、第 14 条の 7）

(7) 帳簿の記載及び保存義務

産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者は、帳簿を備え、図表 63 に掲げる事項を記載するとともに、1年ごとに取りまとめて5年間保存しなければなりません。（法第 14 条第 17 項、第 14 条の 4 第 18 項）

図表 63 処理業者の帳簿記載事項（施行規則第 10 条の 8、第 10 条の 21）

区分	帳簿記載事項	記載期限
収集運搬を行う場合	① 収集又は運搬年月日	翌月末まで
	② 交付されたマニフェストごとの交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	交付された日から 10 日以内
	③ 受入先ごとの受入量	翌月末まで
	④ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	
	⑤ 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	
運搬を委託する場合（2次処理）	① 委託年月日	翌月末まで
	② 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号	産業廃棄物の引渡しまで
	③ 交付したマニフェストごとの交付年月日及び交付番号	
	④ 運搬先ごとの委託量	翌月末まで
処分を行う場合	① 受入れ又は処分年月日	翌月末まで
	② 交付又は（収集運搬業者から）回付されたマニフェストごとの交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	交付又は回付された日から 10 日以内
	③ 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量	翌月末まで
	④ 処分した場合には、処分方法ごとの処分量	
	⑤ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量	
処分を委託する場合（2次処理）	① 委託年月日	翌月末まで
	② 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号	産業廃棄物の引渡しまで
	③ 交付したマニフェストごとの交付年月日及び交付番号	
	【1次マニフェスト、2次マニフェストともに紙の場合】	
	④ 交付したマニフェストごとの、受け入れた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係るマニフェストの交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	
	【1次マニフェストが電子、2次マニフェストが紙の場合】	
	⑤ 交付したマニフェストごとの、受け入れた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号	
	【1次マニフェストが紙、2次マニフェストが電子の場合】	
⑥ 情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係るマニフェストの交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号		
【1次マニフェスト、2次マニフェストともに電子の場合】		
⑦ 情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号		
⑧ 受託者ごとの委託の内容及び委託量	翌月末まで	

※ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載すること。

※ 2次処理とは、中間処理後の廃棄物を処理することをいいます。

(8) 事業の廃止等に伴う通知

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の全部又は一部を廃止した者であって、当該事業に係る産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を終了していないものは、10 日以内に、その旨を委託者に書面で通知しなければなりません。（法第 14 条の 2 第 4 項、第 14 条の 5 第 4 項）

また、許可を取り消された者であって、当該許可に係る産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を終了していないものは、10 日以内に、その旨を委託者に書面で通知しなければなりません。（法第 14 条の 3 の 2 第 3 項、第 14 条の 6）

なお、当該通知を行った者は、その写しを 5 年間保存しなければなりません。（法第 14 条の 2 第 5 項、第 14 条の 3 の 2 第 4 項、第 14 条の 5 第 5 項、第 14 条の 6）

第5 産業廃棄物処理施設

1 処理施設の設置

(1) 設置許可

図表 64 に掲げる産業廃棄物処理施設を新たに設置しようとする者は、当該施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事（政令市は市長）の許可を受けなければなりません。（法第 15 条第 1 項）

図表 64 許可が必要な処理施設の種類の種類（施行令第 7 条）

産業廃棄物の種類	処理施設の種類の種類	処理能力等
汚泥	1 脱水施設	10 m ³ /日を超えるもの
	2 乾燥施設	10 m ³ /日を超えるもの
	3 天日乾燥施設	100 m ³ /日を超えるもの
汚泥（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）	4 焼却施設（※）	5 m ³ /日を超えるもの
		200kg/時以上のもの 火格子面積が 2 m ² 以上のもの
廃油	5 油水分離施設	10 m ³ /日を超えるもの
廃油（廃PCB等を除く。）	6 焼却施設（※）	1 m ³ /日を超えるもの
		200kg/時以上のもの 火格子面積が 2 m ² 以上のもの
廃酸、廃アルカリ	7 中和施設	50 m ³ /日を超えるもの
廃プラスチック類	8 破碎施設	5 t/日を超えるもの
廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）	9 焼却施設（※）	100kg/日を超えるもの
		火格子面積が 2 m ² 以上のもの
木くず、がれき類	10 破碎施設（排出事業者が設置する移動式の施設を除く。）	5 t/日を超えるもの
有害物質又はダイオキシン類を含む汚泥	11 コンクリート固型化施設	すべての施設
水銀又はその化合物を含む汚泥	12 ばい焼施設	すべての施設
廃水銀等	13 硫化施設（※）	すべての施設
シアン化合物を含む汚泥、廃酸、廃アルカリ	14 分解施設	すべての施設
廃石綿等、石綿含有産業廃棄物	15 熔融施設（※）	すべての施設
廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物	16 焼却施設（※）	すべての施設
廃PCB等（PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む。）、PCB処理物	17 分解施設（※）	すべての施設
PCB汚染物、PCB処理物	18 洗浄施設、分離施設（※）	すべての施設
汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物以外の産業廃棄物	19 焼却施設（※）	200kg/時以上のもの
		火格子面積が 2 m ² 以上のもの
遮断型産業廃棄物	20 遮断型最終処分場（※）	すべての施設
安定型産業廃棄物	21 安定型最終処分場（※）	すべての施設
管理型産業廃棄物	22 管理型最終処分場（※）	すべての施設

※ これらの施設の設置許可申請があった場合には、告示・縦覧を行います。（P75 参照）

(2) 許可申請

当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければなりません。

(法第 15 条第 2 項)

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人においては、その代表者の氏名
- ② 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- ③ 産業廃棄物処理施設の種類
- ④ 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- ⑤ 産業廃棄物処理施設の処理能力（最終処分場である場合には、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- ⑥ 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ⑦ 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- ⑧ 最終処分場である場合には、災害防止のための計画
- ⑨ その他環境省令で定める事項

また、申請書には、環境省令で定める場合等を除き、施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければなりません。（法第 15 条第 3 項）

(3) 告示・縦覧

都道府県知事（政令市は市長）は、政令で定める施設（P74 図表 64 中の※印が付いた施設。以下、「法第 15 条第 4 項に規定する施設」という。）の設置許可申請があった場合には、遅滞なく、(2)の①～④に掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、申請書及び添付書類を当該告示の日から 1 か月間公衆の縦覧に供することとされています。（法第 15 条第 4 項）

また、都道府県知事（政令市は市長）は、当該告示を行ったときは、施設の設置に関し生活環境の保全上の見地から関係市町村長の意見を聴くこととされています。（法第 15 条第 5 項）

なお、施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から 2 週間以内に、当該都道府県知事（政令市は市長）に生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができます。

(法第 15 条第 6 項)

2 許可の基準等

(1) 構造基準

産業廃棄物処理施設を設置する場合には、その設置に関する計画が環境省令（施行規則第 12 条、第 12 条の 2）で定める技術上の基準（最終処分場である場合には、最終処分基準省令で定める技術上の基準）に適合する必要があります。（法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号）

(2) 生活環境の保全等

産業廃棄物処理施設を設置する場合には、その設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令（施行規則第 12 条の 2 の 2）で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものである必要があります。（法第 15 条の 2 第 1 項第 2 号）

また、都道府県知事（政令市は市長）は、法第 15 条第 4 項に規定する施設の設置許可にあたっては、あらかじめ、前段に掲げる事項について、廃棄物の処理、大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する専門的知識を有する者に意見を聴くこととされています。（法第 15 条の 2 第 3 項）

(3) 申請者の能力に係る基準

申請者は、環境省令（施行規則第 12 条の 2 の 3）で定める次の基準に適合する能力を有する必要があります。（法第 15 条の 2 第 1 項第 3 号）

- ① 当該施設の設置及び維持管理を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。
- ② 当該施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

(4) 欠格要件

申請者が、P65 図表 60 に示す事項のいずれかに該当する場合、許可を受けることができません。（法第 15 条の 2 第 1 項第 4 号）

(5) 過度の集中の制限

産業廃棄物処理施設を新たに設置することにより、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設が過度に集中し、大気環境基準の確保が困難となると認められるときは、設置を許可しないことがあります。（法第 15 条の 2 第 2 項）

3 使用前検査

産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者（以下「設置者」という。）は、当該施設を使用する前に都道府県知事（政令市は市長）の検査を受け、その設置に関する計画に適合していると認められなければ、当該施設を使用することができません。（法第 15 条の 2 第 5 項）

4 定期検査

(1) 対象施設

法第 15 条第 4 項に規定する施設の設置者は、当該施設について、定期的に都道府県知事（政令市は市長）の検査を受けなければなりません。（法第 15 条の 2 の 2 第 1 項）

※ 休止中の施設や埋立処分が終了した最終処分場も含まれます。

(2) 定期検査の申請

定期検査を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事（政令市は市長）に提出しなければなりません。（施行規則第 12 条の 5 の 2）

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人においては、その代表者の氏名
- ② 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- ③ 産業廃棄物処理施設の種類
- ④ 許可の年月日及び許可番号

(3) 定期検査の頻度

定期検査は、使用前検査（変更許可に係るものを含む。）を受けた日又は直近において行われた定期検査を受けた日のうち、いずれか遅い日から5年3か月以内に受けなければなりません。（施行規則第12条の5の3）

(4) 検査事項等

定期検査は、法第15条の2第1項第1号に規定する技術上の基準に適合しているかどうかについて行います。（法第15条の2の2第2項）

なお、定期検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、罰則の対象となり、30万円以下の罰金に処せられます。（法第30条第3号）

5 変更許可

産業廃棄物処理施設の設置者は、次の事項を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、都道府県知事（政令市は市長）の許可を受けなければなりません。（法第15条の2の6第1項）

- ① 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- ② 産業廃棄物処理施設の処理能力（最終処分場である場合には、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量） ※ 10%以上増大する場合
- ③ 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ④ 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

6 届出等

(1) 変更届及び廃止届

産業廃棄物処理施設の設置者は、次の事項に該当するときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（法第15条の2の6第3項において準用する第9条第3項）

- ① 施設の軽微な変更を行ったとき
- ② 設置者の氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名を含む。）及び住所を変更したとき
- ③ 焼却施設及びばい焼施設である場合には、焼却灰等の処分方法を変更したとき
- ④ 廃油の油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設及び汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設である場合には、汚泥等の処分方法を変更したとき
- ⑤ 廃水銀等の硫化施設である場合には、硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法を変更したとき
- ⑥ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合には、熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法を変更したとき
- ⑦ 最終処分場である場合には、埋立処分の計画及び災害防止のための計画を変更したとき
- ⑧ 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項を変更したとき
- ⑨ 着工予定年月日及び使用開始予定年月日を変更したとき

⑩ 設置者に係る次に掲げる者を変更したとき

ア 法定代理人

イ 役員

ウ 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資者

エ 政令で定める使用人（P 65 図表 60 中の⑦の※印参照）

⑪ 施設を廃止若しくは休止又は再開したとき

(2) 埋立処分終了届

最終処分場の設置者は、埋立処分が終了したときは、その日から 30 日以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（法第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する第 9 条第 4 項）

(3) 最終処分場の廃止確認

最終処分場の設置者は、あらかじめ、当該最終処分場の状況が最終処分基準省令で定める技術上の基準に適合していることについて、都道府県知事（政令市は市長）の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができます。（法第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する第 9 条第 5 項）

(4) 欠格要件該当届

産業廃棄物処理施設の設置者は、欠格要件（P 65 図表 60 中の②～⑦、⑩～⑫（①、⑧、⑨に係るものを除く。）に限る。）のいずれかに該当するに至ったときは、その日から 2 週間以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（法第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する第 9 条第 6 項）

また、設置者又はその者の法定代理人、役員又は使用人が、精神機能の障害を有する状態となり、廃棄物処理業務の継続が著しく困難となったときは、遅滞なく都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（法第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する第 9 条第 7 項）

(5) 譲受け等の許可

産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、都道府県知事（政令市は市長）の許可を受けなければなりません。（法第 15 条の 4 において準用する第 9 条の 5 第 1 項）

(6) 合併又は分割の認可

産業廃棄物処理施設の設置者である法人を合併又は分割する場合、都道府県知事（政令市は市長）の認可を受けたときは、合併又は分割後の法人が設置者の地位を承継します。（法第 15 条の 4 において準用する第 9 条の 6 第 1 項）

(7) 相続届

産業廃棄物処理施設の設置者について相続があったときは、相続人は設置者の地位を承継し、相続の日から 30 日以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（法第 15 条の 4 において準用する第 9 条の 7）

7 設置者の責務

(1) 技術管理者の設置

産業廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければなりません。（法第 21 条第 1 項）

また、技術管理者は、当該施設の維持管理に関する技術上の基準に違反しないよう、維持管理事務に従事する他の職員を監督しなければなりません。（法第 21 条第 2 項）

図表 65 技術管理者の資格（施行規則第 17 条）

- ① 技術士法に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）
- ② 技術士法に規定する技術士（①に該当する者を除く。）であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- ③ 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- ④ 大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑤ 大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑥ 短期大学若しくは高等専門学校等の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑦ 短期大学若しくは高等専門学校等の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑧ 高等学校等において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑨ 高等学校等において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑩ 10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑪ ①～⑩と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

※ 広島市では、次の講習会の修了者を同等以上の知識及び技能を有すると認めています。

ア 講習会の種類

処理施設の種類	講習会の種類
中間処理施設	廃棄物処理施設技術管理者講習【基礎・管理課程】 産業廃棄物中間処理施設コース
最終処分場	廃棄物処理施設技術管理者講習【基礎・管理課程】 最終処分場コース

イ 講習会の実施機関

一般財団法人日本環境衛生センター URL <https://www.jesc.or.jp/>
 西日本支局 企画・研修課 TEL 092-593-8226
 東日本支局 研修事業部 TEL 044-288-4919

(2) 産業廃棄物処理責任者の設置

事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、設置している事業場ごとに、産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければなりません。（法第 12 条第 8 項）

(3) 維持管理基準の遵守

産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令（施行規則第 12 条の 6 及び第 12 条の 7）で定める技術上の基準（最終処分場である場合には、最終処分基準省令で定める技術上の基準）及び許可申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、当該施設を維持管理しなければなりません。（法第 15 条の 2 の 3 第 1 項）

(4) 維持管理状況の公表、記録及び閲覧

法第 15 条第 4 項に規定する施設の設置者は、当該施設の維持管理に関する計画及び維持管理状況に関する情報であって、図表 66 に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければなりません。（法第 15 条の 2 の 3 第 2 項）

また、同図表に掲げる事項を記録し、当該施設（当該施設に備え置くことが困難である場合には、当該施設の設置者の最寄りの事務所）に備え置き、生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければなりません。（法第 15 条の 2 の 4 において準用する第 8 条の 4）

図表 66 維持管理状況の記録及び閲覧（施行規則第 12 条の 7 の 4、第 12 条の 7 の 5）

1 注意事項	
(1) 記録は、測定結果が得られた日等の属する月の翌月末日までに備え置くこと。	
(2) 記録は、備え置いた日から 3 年間備え置き、閲覧に供すること。	
(3) 閲覧の求めがあった場合には、正当な理由なしに拒まないこと。	
2 焼却施設に係る記録項目	
項目	記録する事項
○ 処分した産業廃棄物の種類及び数量	各月ごとの種類及び数量
○ 燃焼室中の燃焼ガスの温度 ○ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度 ○ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度 ○ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合には、焼成炉中の温度	測定位置 測定結果取得年月日 測定結果
○ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん	除去年月日
○ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度【年 1 回以上】 ○ 煙突から排出される排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）【6 か月に 1 回以上】 ○ 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の PCB の濃度【6 か月に 1 回以上】※ ○ 処理に伴い生じた排水を放流する場合には、放流水中の PCB 含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度【6 か月に 1 回以上】※ ※ 廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設に限る。	排ガス（試料）採取位置 排ガス（試料）採取年月日 測定結果取得年月日 測定結果

3 廃水銀等の硫化施設に係る記録項目

処分した廃水銀等の各月ごとの数量

4 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設に係る記録項目

項目	記録する事項
○ 処分した廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の種類及び数量	各月ごとの種類及び数量
○ 熔融炉内の温度を間接的に把握できる位置の温度（温度を直接的に測定できる場合は、その温度）	測定位置 測定結果取得年月日 測定結果及び推定される熔融炉内の温度
○ 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿の濃度【6か月に1回以上】 ○ 必要な破碎を行う場合には、集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度【6か月に1回以上】	排ガス採取位置 排ガス採取年月日 測定結果取得年月日 測定結果
○ 熔融処理生成物の基準適合確認試験【6か月に1回以上】	試料採取位置 試料採取年月日 試験結果取得年月日 試験結果
○ 排ガス処理設備にたい積したばいじん及び集じん器にたい積した粉じんの除去	除去年月日

5 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設に係る記録項目

項目	記録する事項
○ 処分した産業廃棄物の種類及び数量	各月ごとの種類及び数量
○ 反応中の混合物の温度等	測定位置 測定結果取得年月日 測定結果
○ 処理により生じた廃油中のPCB含有量 ○ 処理に伴い生じた排水を放流する場合には、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度【6か月に1回以上】 ○ 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分 ○ PCBの分離及び回収後に生ずる回収液の量（分離施設） ○ 排出した回収液の量及び当該回収液中のPCB含有量（分離施設）	試料採取位置 試料採取年月日 測定結果取得年月日 測定結果
○ 除去設備内にたい積した粒子状の物質等	除去年月日
○ 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度【年1回以上】 ○ 除去設備の出口における生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素の濃度【6か月に1回以上】	生成ガス採取位置 生成ガス採取年月日 測定結果取得年月日 測定結果

6 最終処分場に係る記録項目

項目	記録する事項
○ 埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量	各月ごとの種類及び数量
○ 周縁地下水の水質検査 ○ 浸透水の水質検査 ○ 放流水の水質検査	地下水等採取場所 地下水等採取年月日 検査結果取得日 検査結果
○ 周縁地下水又は放流水の水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合の措置 ○ 浸透水の水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合及び基準に適合しなかった場合の措置（安定型）	措置年月日 措置内容
○ 残余の埋立容量【年1回以上】	測定年月日及びその結果

○ 外周仕切設備、内部仕切設備及び覆いの点検（遮断型） ○ 擁壁等の点検（安定型、管理型） ○ 調整池の点検（管理型）	点検年月日及びその結果 損壊等のおそれがあると認められた 場合の措置年月日及びその内容
○ 遮水工の点検（管理型）	点検年月日及びその結果 効果低下のおそれがあると認められ た場合の措置年月日及びその内容
○ 浸出液処理設備及び防凍措置の点検（管理型）	点検年月日及びその結果 異常が認められた場合の措置年月日 及びその内容
○ 展開検査（安定型）	各月ごとの実施回数 安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付 着又は混入が認められた年月日

(5) 維持管理積立金の積立て

安定型最終処分場又は管理型最終処分場（施行規則第 12 条の 7 の 6 に掲げるものを除く。）の設置者は、埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分が終了するまでの間、毎年度、最終処分場ごとに、都道府県知事（政令市は市長）が通知する額の金銭を維持管理積立金として積み立てなければなりません。（法第 15 条の 2 の 4 において準用する第 8 条の 5 第 1 項）

また、当該最終処分場の設置者又は設置者であった者若しくはその承継人は、埋立処分の終了後に維持管理を行う場合や最終処分場の廃止確認を受けた場合などには、維持管理積立金を取り戻すことができます。（法第 15 条の 2 の 4 において準用する第 8 条の 5 第 6 項）

なお、当該最終処分場の設置者が、維持管理積立金の積立てを行っていない場合、都道府県知事（政令市は市長）は設置許可を取り消すことができます。（法第 15 条の 3 第 2 項）

※ 平成 23 年 4 月 1 日以降の積立て義務違反にのみ適用されます。また、許可を取り消された場合であっても、当該許可を取り消された者又はその承継人は、長期的な管理を要する最終処分場を設置したことに伴う一定の維持管理責任を引き続き有することとされ、定期検査の受検義務や維持管理基準の遵守義務などが適用されます。

(6) 事故時の措置

産業廃棄物処理施設においては、廃棄物処理法に基づき、施設の維持管理及び安全管理に努めるとともに、その他の法令（労働安全衛生法、消防法、電気事業法など）に基づき、施設の安全な操業に努めることが必要です。

さらに、事故発生時の緊急対応についても、個々の施設において発生が予測される事故への適切な対処方法をあらかじめ検討し、事故の発生に備えておくことが重要であり、環境省は、「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」（平成 18 年 12 月）を策定し、緊急連絡の方法、関係機関への報告、事故後の対応、従業員への教育・訓練など、事故の対応に関するマニュアルを策定する際に定めるべき項目、内容及び留意点等を示しています。

また、図表 67 に掲げる特定処理施設の設置者は、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（法第 21 条の 2 第 1 項）

図表 67 特定処理施設（施行令第 24 条、施行規則第 18 条）

- | |
|---|
| <p>① 法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設（P74 図表 64 参照）</p> <p>② 焼却設備が設けられている処理施設であって、当該焼却設備の 1 時間当たりの処理能力（二以上の焼却設備が設けられている場合には、それらの処理能力の合計）が 50kg 以上又は火床面積（二以上の焼却設備が設けられている場合には、それらの火床面積の合計）が 0.5 m²以上のもの</p> <p>③ 熱分解設備、乾燥設備、廃プラスチック類の熔融設備、廃プラスチック類の固形燃料化設備又はメタン回収設備が設けられている処理施設であって、1 日当たりの処理能力が 1 t 以上のもの</p> <p>④ 廃油の蒸留設備又は特別管理産業廃棄物である廃酸若しくは廃アルカリの中和設備が設けられている処理施設であって、1 日当たりの処理能力が 1 m³以上のもの</p> |
|---|

8 熱回収施設

(1) 熱回収施設設置者の認定制度

法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設であって、熱回収の機能を有するもの（熱回収施設）を設置している者は、環境省令で定める基準に適合していることについて、都道府県知事（政令市は市長）の認定を受けることができます。（法第 15 条の 3 の 3 第 1 項）

また、当該認定は、5 年ごとに更新を受ける必要があります。（法第 15 条の 3 の 3 第 2 項）

なお、当該認定を受けた熱回収施設の設置者には、保管する産業廃棄物の数量について、当該産業廃棄物に係る処理施設の 1 日当たりの処理能力の 21 日分まで保管することができるなど、処理基準が別に設けられています。（法第 15 条の 3 の 3 第 3 項）

(2) 認定基準

① 熱回収施設の技術上の基準（施行規則第 12 条の 11 の 6）

- 産業廃棄物処理施設の技術上の基準に適合していること。
- 発電の用に供する施設である場合には、ボイラー及び発電機が設けられていること。（ただし、ガス化改質方式の焼却施設であるときは、発電機が設けられていることをもって足りる。）
- 発電以外の用に供する施設である場合には、ボイラー又は熱交換器が設けられていること。
- 熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気量を把握するために必要な装置が設けられていること。

② 熱回収施設設置者の能力の基準（施行規則第 12 条の 11 の 7）

- 施行規則第 5 条の 5 の 5 第 1 項第 4 号ハの算式により算定した年間の熱回収率が、10%以上であること。
- 施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量の 30%を超えて燃料の投入を行わないこと。
- 熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。

(3) 休廃止等の届出及び熱回収に関する報告

熱回収施設の認定を受けた者は、当該施設において熱回収を行わなくなったとき、当該施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備を変更したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（施行令第7条の4において準用する第5条の5）

※ 熱回収方法の変更や熱回収率の変化に伴う施設の大幅な変更の場合には、変更の届出ではなく、新規認定を受ける必要があります。

また、熱回収施設の認定を受けた者は、毎年6月30日までに、前年度における熱回収に関する報告書を都道府県知事（政令市は市長）に提出しなければなりません。（施行規則第12条の11の11において準用する第5条の5の11）

第6 廃棄物が地下にある土地の形質の変更

1 土地の形質の変更の届出及び計画変更命令

都道府県知事（政令市は市長）は、廃止された廃棄物の最終処分場に係る埋立地など、廃棄物が地下にある土地であって、土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を指定区域として指定します。（法第15条の17）

この指定区域内において土地の形質の変更を行おうとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（法第15条の19第1項）

また、指定区域が指定された際、当該指定区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から14日以内に、都道府県知事（政令市は市長）にその旨を届け出なければなりません。（法第15条の19第2項）

また、指定区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更を行った者は、その変更を行った日から14日以内に、都道府県知事（政令市は市長）にその旨を届け出なければなりません。（法第15条の19第3項）

なお、都道府県知事（政令市は市長）は、第1項の届出があった場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、施行方法に関する計画の変更を命ずることができます。（法第15条の19第4項）

図表 68 指定区域として指定する土地（施行令第13条の2）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 都道府県知事（政令市は市長）の確認を受けて廃止された廃棄物の最終処分場に係る埋立地2 都道府県知事（政令市は市長）に廃止届があった廃棄物の最終処分場に係る埋立地3 廃棄物の埋立地であって、次のいずれかに該当するもの<ol style="list-style-type: none">① 継続的に又は反復して埋立処分が行われた埋立地であって、環境省令（施行規則第12条の31）で定めるもの② 環境省令（施行規則第12条の32）で定める生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置が講じられたもの |
|---|

2 土地の形質の変更に関する措置命令

基準に適合しない土地の形質の変更が行われた場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事（政令市は市長）は、必要な限度において、当該土地の形質の変更を行った者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができます。（法第19条の11）

第7 産業廃棄物の処理に係る特例

1 再生利用認定制度

環境省令で定める産業廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定める基準に適合していることについて、都道府県知事（政令市は市長）の認定を受けることができます。（法第15条の4の2第1項）

この認定を受けた者は、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可が不要となりますが、適正な処理を確保するため、処理基準の遵守、帳簿の記載及び保存義務等は適用されます。

図表 69 再生利用認定制度の概要（法第15条の4の2）

1 対象廃棄物

次のいずれにも該当せず、再生利用が促進されると認められる産業廃棄物であって、環境大臣が定めるものとする。（施行規則第12条の12の2）

- ① ばいじん又は燃え殻であって、産業廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。）
- ② 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。）
- ③ 通常の保管状況下で容易に腐敗し、又は揮発するなど、その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの

2 認定基準

- ① 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障がないものとして、施行規則第12条の12の4で定める基準に適合すること。
- ② 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が、施行規則第12条の12の5で定める基準に適合すること。
- ③ ②に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が、施行規則第12条の12の6で定める基準に適合すること。

※ 廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する場合や廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造する場合、廃肉骨粉（化製場から排出されるものに限る。）に含まれるカルシウムをセメントの原材料として利用する場合等において認定されています。

2 広域的処理認定制度

環境省令で定める産業廃棄物の広域的な処理を行い、又は行おうとする者（当該処理を他人に委託して行い、又は行おうとする者を含む。）は、環境省令で定める基準に適合していることについて、都道府県知事（政令市は市長）の認定を受けることができます。（法第15条の4の3第1項）

この認定を受けた者は、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可が不要となりますが、適正な処理を確保するため、処理基準の遵守、帳簿の記載及び保存義務等は適用されます。

ただし、再生利用認定制度と異なり、産業廃棄物処理施設設置の許可は必要です。

図表 70 広域的処理認定制度の概要（法第 15 条の 4 の 3）

1 対象廃棄物

次のいずれにも該当すると認められるものとする。（施行規則第 12 条の 12 の 8）

- ① 通常の運搬状況下で容易に腐敗し、又は揮発するなど、その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがないもの
- ② 製品が産業廃棄物となったものであって、当該産業廃棄物の処理を製造事業者等が行うことにより、当該産業廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるもの

2 認定基準

- ① 当該処理の内容が、産業廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資するものとして、施行規則第 12 条の 12 の 10 で定める基準に適合すること。
- ② 当該処理を行い、又は行おうとする者（その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。）が、施行規則第 12 条の 12 の 11 で定める基準に適合すること。
- ③ ②に規定する者が、施行規則第 12 条の 12 の 12 で定める基準に適合する施設を有すること。

3 無害化処理認定制度

石綿が含まれている産業廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する産業廃棄物として環境省令で定めるものの高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定める基準に適合していることについて、都道府県知事（政令市は市長）の認定を受けることができます。（法第 15 条の 4 の 4 第 1 項）

この認定を受けた者は、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可が不要となりますが、適正な処理を確保するため、処理基準の遵守、帳簿の記載及び保存義務等は適用されます。

図表 71 無害化処理認定制度の概要（法第 15 条の 4 の 4）

1 対象廃棄物

迅速かつ安全な無害化処理が促進されると認められる産業廃棄物であって、環境大臣が定めるものとする。（施行規則第 12 条の 12 の 14）

※ 石綿又は低濃度 PCB を含有する廃棄物が指定されています。

2 認定基準

- ① 当該無害化処理の内容が、当該産業廃棄物の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして、施行規則第 12 条の 12 の 16 で定める基準に適合すること。
- ② 当該無害化処理を行い、又は行おうとする者が、施行規則第 12 条の 12 の 17 で定める基準に適合すること。
- ③ ②に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該無害化処理の用に供する施設が、施行規則第 12 条の 12 の 18 で定める基準に適合すること。

4 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定制度

二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集運搬又は処分を一体として実施しようとする場合には、当該二以上の事業者は、環境省令で定める基準に適合していることについて、当該産業廃棄物の収集運搬又は処分を行おうとする区域（運搬のみ行う場合には、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事（政令市は市長）の認定を受けることができます。（法第12条の7第1項）

この認定を受けた者は、当該認定を受けた者のうち他の事業者が排出した産業廃棄物の収集運搬又は処分を、処理業の許可を要しない自ら処理として扱うことができるようになりますが、適正な処理を確保するため、処理基準の遵守、帳簿の記載及び保存義務等は適用されます。

図表 72 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定制度の概要（法第12条の7）

1 二以上の事業者の一体的な経営の基準（施行規則第8条の38の2）

二以上の事業者のいずれか一の事業者が、当該二以上の事業者のうち他の全ての事業者について、次のいずれかに該当すること。

- (1) 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有していること。
- (2) 次のいずれにも該当すること。
 - ① 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の3分の2以上に相当する数又は額の株式（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は出資を保有していること。
 - ② 役員又は職員を当該二以上の事業者のうち他の事業者の業務を執行する役員として派遣していること。
 - ③ 当該二以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物を適正に処理していたこと。

2 処理を行う事業者の基準（施行規則第8条の38の3）

- (1) 当該申請に係る産業廃棄物の処理に関する計画において、当該産業廃棄物の処理を行うこととされた者であること。
- (2) 当該申請に係る産業廃棄物の処理を統括して管理する体制の下、当該産業廃棄物の処理を行う者であること。
- (3) 当該申請に係る産業廃棄物の処理以外の産業廃棄物の処理を行う場合には、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (4) 当該申請に係る産業廃棄物の処理を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合には、当該二以上の事業者のうち他の事業者と共同して、受託者と委託契約を締結するとともに当該受託者に対しマニフェストを交付する者であること。
- (5) 当該申請に係る産業廃棄物の処理を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。
- (6) 当該申請に係る産業廃棄物の処理を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- (7) P65 図表 60（欠格要件）中の①～⑪及び⑬のいずれにも該当しないこと。
- (8) 不利益処分を受け、その日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- (9) P62 図表 57 の基準に準じた施設を有すること。
- (10) その他環境大臣が定める基準に適合していること。

第8 廃棄物再生事業者

1 廃棄物再生事業者の登録

廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして図表 73 に掲げる基準に適合するときは、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事（政令市は市長）の登録を受けることができます。（法第 20 条の 2 第 1 項）

また、この登録を受けた者は、「登録廃棄物再生事業者」という名称を用いることができます。（法第 20 条の 2 第 3 項）

なお、この登録を受けることにより、産業廃棄物処理業の許可が不要となるものではありません。

図表 73 廃棄物再生事業者の登録基準（施行規則第 16 条の 2）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること。2 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次の施設を有すること。<ol style="list-style-type: none">① 古紙の再生を行う場合には、当該古紙の再生に適する梱包施設② 金属くずの再生を行う場合には、当該金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設③ 空き瓶の再生を行う場合には、当該空き瓶の再生に適する選別施設④ 古繊維の再生を行う場合には、当該古繊維の再生に適する裁断施設⑤ ①～④以外の廃棄物の再生を行う場合には、当該廃棄物の再生に適する施設3 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。4 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。5 その他事業を適正に行うことができる者であること。 |
|---|

2 届出

登録廃棄物再生事業者は、図表 74 に掲げる事項に変更があったとき、又はその事業場を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した事業場を再開したときは、30 日以内に、その旨を都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（施行令第 20 条、第 21 条）

図表 74 廃棄物再生事業者の変更届出事項（施行令第 20 条）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 廃棄物再生事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人においては、その代表者の氏名2 事務所及び事業場の所在地3 廃棄物の再生に係る事業の内容4 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要 |
|---|

3 登録の取消し

都道府県知事（政令市は市長）は、登録廃棄物再生事業者が登録基準に適合しなくなったときや必要な届出を行わなかったときは、その登録を取り消すことができます。（施行令第 22 条）

第9 行政処分等

1 報告の徴収

都道府県知事（政令市は市長）は、法律の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設の設置者などに対し、廃棄物（廃棄物であることの疑いのある物を含む。）の保管、収集運搬又は処分や、施設の構造又は維持管理などについて、報告を求めることができます。（法第18条第1項）

なお、求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、罰則の対象となり、30万円以下の罰金に処せられます。（法第30条第7号）

2 立入検査

都道府県知事（政令市は市長）は、法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、産業廃棄物処理業者その他の関係者の事務所、事業場、車両又は船舶等や、産業廃棄物処理施設のある土地又は建物などに立ち入り、廃棄物（廃棄物であることの疑いのある物を含む。）の保管、収集運搬又は処分や、施設の構造又は維持管理などについて、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物（廃棄物であることの疑いのある物を含む。）を無償で収去させることができます。（法第19条第1項）

なお、立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者は、罰則の対象となり、30万円以下の罰金に処せられます。（法第30条第8号）

3 行政処分

(1) 改善命令

都道府県知事（政令市は市長）は、事業者又は産業廃棄物処理業者が基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集運搬又は処分を行った場合、期限を定めて、その方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。（法第19条の3）

なお、改善命令に違反した者は、罰則の対象となり、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科されます。（法第26条第2号）

(2) 措置命令

都道府県知事（政令市は市長）は、基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集運搬又は処分が行われ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、図表75に掲げる者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができます。（法第19条の5第1項）

なお、措置命令に違反した者は、罰則の対象となり、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科されます。（法第25条第5号）

図表 75 措置命令の対象者（法第 19 条の 5 第 1 項、第 19 条の 6 第 1 項）

- 1 基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集運搬又は処分を行った者
- 2 規定に違反する委託により収集運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者
- 3 マニフェストに係る義務について、次のいずれかに該当する者
 - ① マニフェストを交付せず、又は必要事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてマニフェストを交付した者
 - ② マニフェストの写しを送付せず、又は必要事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてマニフェストの写しを送付した者
 - ③ マニフェストを回付しなかった者
 - ④ マニフェスト又はその写しを保存しなかった者
 - ⑤ マニフェスト交付者が講ずべき措置を適切に講じなかった者
 - ⑥ マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた者
 - ⑦ 収集運搬又は処分が終了していないにもかかわらず、マニフェストの写しの送付又は情報処理センターへの報告をした者
 - ⑧ 情報処理センターに虚偽の登録をした者
 - ⑨ 情報処理センターに報告せず、又は虚偽の報告をした者
 - ⑩ 情報処理センター登録者が講ずべき措置を適切に講じなかった者
- 4 1～3に掲げる者が法第 21 条の 3 第 2 項に規定する下請負人である場合における同条第 1 項に規定する元請業者（適正にその処理を他人に委託していた者を除く。）
- 5 1～4に掲げる者に対して規定に違反する行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該行為をすることを助けた者
- 6 法第 19 条の 5 第 1 項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次のいずれにも該当すると認められるときは、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者（排出事業者等）
 - ① 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによっては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。
 - ② 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたとき、その他法第 12 条第 7 項、第 12 条の 2 第 7 項及び第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する第 9 条の 9 第 9 項の規定の趣旨に照らし、排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。

(3) 行政代執行

都道府県知事（政令市は市長）は、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、図表 76 のいずれかに該当すると認められるときは、自らその支障の除去等の措置（行政代執行）を講ずることができます。（法第 19 条の 8 第 1 項）

なお、行政代執行に要した費用については、当該処分者等に負担させることができます。（法第 19 条の 8 第 2 項）

図表 76 行政代執行の要件（法第 19 条の 8 第 1 項）

- 1 措置命令を受けた処分者等が、その期限までに措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
- 2 過失がなくて支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確認することができないとき。
- 3 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、措置命令を行ういとまがないとき。

(4) 措置命令の規定の準用

都道府県知事（政令市は市長）は、図表 77 に掲げる者が処理基準に適合しない産業廃棄物の保管を行っていると思われるときは、その者に対し、それぞれの処理基準に従って当該産業廃棄物を保管することその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。（法第 19 条の 10）

図表 77 措置命令の規定の準用対象者（法第 19 条の 10）

- 1 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新を受けなかった者
- 2 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の廃止等の届出をした者
- 3 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を取り消された者
- 4 再生利用、広域的処理又は無害化処理の認定に係る事業の全部又は一部を廃止した者
- 5 再生利用、広域的処理又は無害化処理の認定を取り消された者
- 6 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けるべき者が当該許可を受けないで、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を業として行った者

(5) 許可の取消し等

① 許可の取消し

都道府県知事（政令市は市長）は、産業廃棄物処理業者、特別管理産業廃棄物処理業者又は産業廃棄物処理施設の設置者が図表 78 に示すいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければなりません。（法第 14 条の 3 の 2 第 1 項、第 14 条の 6、第 15 条の 3 第 1 項）

また、都道府県知事（政令市は市長）は、産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が P93 図表 79 中の 2 若しくは 3 に該当するとき、産業廃棄物処理施設の設置者が P93 図表 80 中の 1、2 若しくは 4 に該当するとき、又は特定の最終処分場の設置者が維持管理積立金の積立てを行っていないときは、その許可を取り消すことができます。（法第 14 条の 3 の 2 第 2 項、第 14 条の 6、第 15 条の 3 第 2 項）

図表 78 許可を取り消さなければならない場合

- 1 欠格要件（P65 図表 60）のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたときであって、情状が特に重いとき。
- 3 事業停止命令又は施設の改善命令若しくは使用停止命令に違反したとき。
- 4 不正の手段により許可を受けたとき。

② 事業の停止及び施設の使用の停止等

都道府県知事（政令市は市長）は、産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が図表 79 に示すいずれかに該当するときは、期間を定めて事業の全部又は一部の停止を命ずることができます。（法第 14 条の 3、第 14 条の 6）

また、都道府県知事（政令市は市長）は、産業廃棄物処理施設の設置者が図表 80 に示すいずれかに該当するときは、期限を定めて必要な改善を命じ、又は期間を定めて施設の使用の停止を命ずることができます。（法第 15 条の 2 の 7）

図表 79 事業の停止を命ずることができる場合

- 1 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- 2 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。
- 3 許可に付した生活環境の保全上必要な条件に違反したとき。

図表 80 施設の使用の停止等を命ずることができる場合

- 1 施設の構造又はその維持管理が環境省令で定める技術上の基準又は申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画に適合していないと認めるとき。
- 2 設置者の能力が、施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。
- 3 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- 4 許可に付した生活環境の保全上必要な条件に違反したとき。

4 罰則

廃棄物処理法の規定に違反した場合には、図表 81～89 のとおり罰則が科せられます。

図表 81 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科（法第 25 条）

- ① 無許可営業（法第 14 条第 1 項、第 6 項、第 14 条の 4 第 1 項、第 6 項）
- ② 不正手段による営業許可取得（①と同じ）
- ③ 無許可事業範囲変更（法第 14 条の 2 第 1 項、第 14 条の 5 第 1 項）
- ④ 不正手段による事業範囲変更許可取得（③と同じ）
- ⑤ 事業停止命令違反（法第 14 条の 3、第 14 条の 6）、措置命令違反（法第 19 条の 5 第 1 項、第 19 条の 6 第 1 項）
- ⑥ 委託基準違反（法第 12 条第 5 項、第 12 条の 2 第 5 項）
- ⑦ 名義貸しの禁止違反（法第 14 条の 3 の 3、第 14 条の 7）
- ⑧ 施設無許可設置（法第 15 条第 1 項）
- ⑨ 不正手段による施設設置許可取得（⑧と同じ）
- ⑩ 施設無許可変更（法第 15 条の 2 の 6 第 1 項）

- ⑪ 不正手段による施設変更許可取得（⑩と同じ）
- ⑫ 無確認輸出・同未遂（法第 15 条の 4 の 7 第 1 項）
- ⑬ 受託禁止違反（法第 14 条第 15 項、第 14 条の 4 第 15 項）
- ⑭ 不法投棄・同未遂（法第 16 条）
- ⑮ 不法焼却・同未遂（法第 16 条の 2）
- ⑯ 指定有害廃棄物の処理禁止違反（法第 16 条の 3）

図表 82 3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこの併科（法第 26 条）

- ① 委託基準違反（法第 12 条第 6 項、第 12 条の 2 第 6 項）、再委託基準違反（法第 14 条第 16 項、第 14 条の 4 第 16 項）
- ② 施設改善・使用停止命令違反（法第 15 条の 2 の 7）、改善命令違反（法第 19 条の 3）、措置命令違反（法第 19 条の 10 第 2 項）
- ③ 施設無許可譲受け・借受け（法第 15 条の 4）
- ④ 無許可輸入（法第 15 条の 4 の 5 第 1 項）
- ⑤ 輸入許可条件違反（法第 15 条の 4 の 5 第 4 項）
- ⑥ 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（法第 16 条、第 16 条の 2）

図表 83 2 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金又はこの併科（法第 27 条）

- ① 無確認輸出目的予備（法第 15 条の 4 の 7 第 1 項）

図表 84 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金（法第 27 条の 2）

- ① マニフェスト交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（法第 12 条の 3 第 1 項）
- ② マニフェストの写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（法第 12 条の 3 第 3 項前段）
※ 運搬を終了したとき
- ③ マニフェスト回付義務違反（法第 12 条の 3 第 3 項後段）
- ④ マニフェストの写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（法第 12 条の 3 第 4 項、第 5 項、第 12 条の 5 第 6 項）
※ 処分を終了したとき
- ⑤ マニフェスト・同写し保存義務違反（法第 12 条の 3 第 2 項、第 6 項、第 9 項、第 10 項）
- ⑥ 虚偽マニフェスト交付（法第 12 条の 4 第 1 項）
- ⑦ 引受禁止違反（法第 12 条の 4 第 2 項）
- ⑧ 虚偽マニフェストの写し送付・虚偽報告（法第 12 条の 4 第 3 項、第 4 項）
- ⑨ 電子マニフェスト虚偽登録（法第 12 条の 5 第 1 項、第 2 項）
- ⑩ 電子マニフェスト報告義務違反・虚偽報告（法第 12 条の 5 第 3 項、第 4 項）
- ⑪ マニフェスト措置命令違反（法第 12 条の 6 第 3 項）

図表 85 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第28条）

- ① 情報処理センター秘密保持義務違反（法第13条の7）
- ② 土地形質変更の計画変更命令違反（法第15条の19第4項）、措置命令違反（法第19条の11第1項）

図表 86 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第29条）

- ① 欠格要件該当届出義務違反・虚偽届出（法第14条の2第3項、第14条の5第3項、第15条の2の6第3項）
- ② 事業場外保管届出義務違反・虚偽届出（法第12条第3項、第12条の2第3項）
- ③ 施設使用前検査受検義務違反（法第15条の2第5項、第15条の2の6第2項）
- ④ 処理困難等通知義務違反・虚偽通知（法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の3の2第3項、第14条の4第13項、第14条の5第4項）
- ⑤ 処理困難等通知の写し保存義務違反（法第14条第14項、第14条の2第5項、第14条の4第14項）
- ⑥ 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（法第15条の19第1項）
- ⑦ 事故時応急措置命令違反（法第21条の2第2項）

図表 87 30万円以下の罰金（法第30条、第31条）

- ① 帳簿備付義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（法第12条第13項、第12条の2第14項、第14条第17項、第14条の4第18項）
- ② 産業廃棄物処理業廃止等届出義務違反・虚偽届出（法第14条の2第3項、第14条の5第3項、第15条の2の6第3項、第15条の4）
- ③ 定期検査の拒否・妨害・忌避（法第15条の2の2第1項）
- ④ 維持管理記録義務違反・虚偽記録・記録備置義務違反（法第15条の2の4、第15条の4の4第3項）
- ⑤ 産業廃棄物処理責任者設置義務違反（法第12条第8項）、特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反（法第12条の2第8項）
- ⑥ 有害使用済機器保管等届出義務違反・虚偽届出（法第17条の2第1項）
- ⑦ 報告義務違反・虚偽報告（法第18条第1項、第2項）
- ⑧ 立入検査等の拒否・妨害・忌避（法第19条第1項、第2項）
- ⑨ 技術管理者設置義務違反（法第21条第1項）
- ⑩ 情報処理センター又は廃棄物処理センター規定違反（法第13条の6、第13条の8、第13条の9第1項、第15条の13第1項、第18条）

図表 88 両罰規定（法第 32 条第 1 項）

- (1) 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、各条項の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人に対して罰金刑を科する。
→ P93 図表 81 中の①～④、⑫、⑭、⑮は 3 億円以下、その他は各条項の罰金
- (2) 個人の代理人、使用人その他の従業者が、その個人の業務に関し、各条項の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その個人に対して各条項の罰金刑を科する。

図表 89 過料（法第 33 条、第 34 条）

1 20 万円以下の過料

- ① 非常災害時事業場外保管届出義務違反・虚偽届出（法第 12 条第 4 項、第 12 条の 2 第 4 項）、既着手又は非常災害時土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（法第 15 条の 19 第 2 項、第 3 項）
- ② 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画提出義務違反・虚偽記載（法第 12 条第 9 項、第 12 条の 2 第 10 項）
- ③ 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告義務違反・虚偽報告（法第 12 条第 10 項、第 12 条の 2 第 11 項）

2 10 万円以下の過料

- ① 登録廃棄物再生事業者名称使用禁止違反（法第 20 条の 2 第 3 項）

第10 資料

1 廃棄物処理法の変遷

昭和45年に廃棄物処理法が制定されて以降、数度の大改正が行われています。

改正状況については、図表90のとおりです。

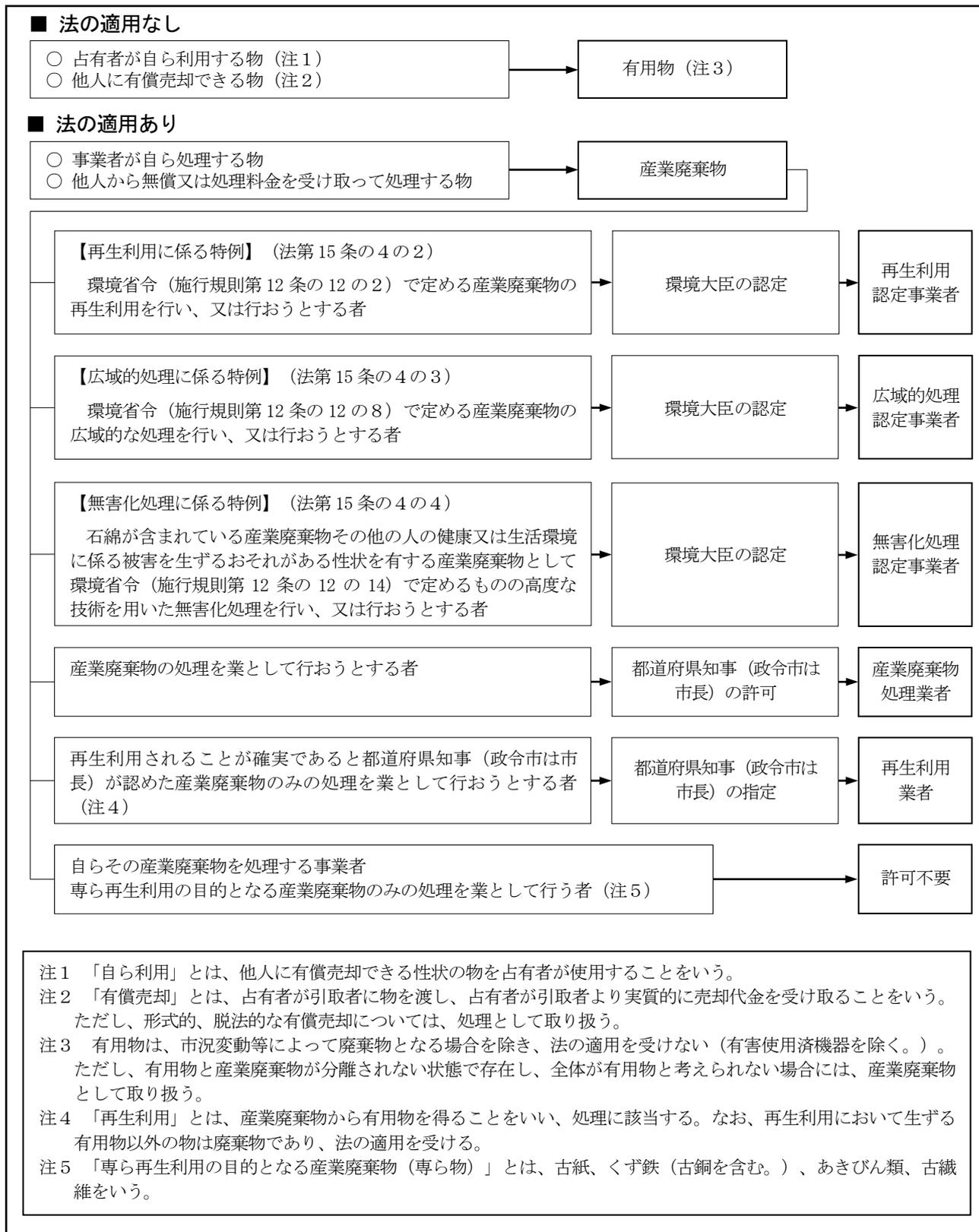
図表90 廃棄物処理法の変遷

年度	計画・制度等	廃棄物の区分等	適正処理の確保
昭45		●一般廃棄物と産業廃棄物	
昭51			●再委託の禁止 ●委託基準
平3	●廃棄物処理センター	●特別管理廃棄物	●不法投棄廃棄物に係る撤去命令の発令要件の緩和
平9	●再生利用認定制度 ●電子マニフェスト制度 ●産業廃棄物適正処理推進センター		●不法投棄廃棄物に係る撤去命令の対象者の拡大 ●代執行に係るルール化
平12	●国の基本方針 ●都道府県の廃棄物処理計画 ●廃棄物処理センターの指定要件の緩和		●不法焼却の禁止
平15	●国の廃棄物処理施設整備計画 ●広域的処理認定制度		●報告徴収及び立入検査に係る規定の拡充（廃棄物の疑い物まで） ●事業系一般廃棄物の委託基準 ●欠格要件の厳格施行 ●不法投棄及び不法焼却に係る未遂罪の創設
平16		●指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）	●不法投棄及び不法焼却に係る準備罪の創設
平17	●産業廃棄物関係事務等に係る事務分担の見直し		●無許可営業罪等に係る法人重課規定の創設 ●無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪の創設
平18	●無害化処理認定制度	●石綿含有廃棄物	
平22			●土地所有者等による通報努力義務 ●欠格要件「無限連鎖」の見直し ●廃棄物を輸入できる者の拡大
平27	●基本方針及び都道府県廃棄物処理計画に規定する事項の追加（非常災害）	●水銀含有廃棄物	
平29	●二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定制度		●有害使用済機器の保管等に関する届出制度

年度	排出事業者	処理業者	処理施設
昭 45	●事業者の責務	●廃棄物処理業	●廃棄物処理施設 ●設置時の届出 ●維持管理基準 ●技術管理者
昭 51			●構造基準 ●最終処分場 ●産業廃棄物処理責任者
平 3	●特別管理産業廃棄物に係るマニフェストの使用義務付け ●多量排出事業者の処理計画の作成指示	●収集運搬業と処分量の区分け	●設置等の許可制度 ●最終処分場届出台帳の調製
平 9	●全ての産業廃棄物に係るマニフェストの使用義務付け ●多量排出事業者の処理計画における減量の視点の明確化	●欠格要件の拡充	●申請書等の告示・縦覧、利害関係者への意見聴取等の設置手続きの明確化 ●最終処分場の維持管理積立金制度 ●最終処分場の廃止確認制度
平 12	●マニフェスト制度の強化 ●多量排出事業者の処理計画の策定義務付けと公表	●欠格要件を拡充	●人的要件の追加 ●譲受け等の許可制
平 15			●産業廃棄物処理施設での一般廃棄物の受入れ
平 16			●設置許可申請に係る生活環境影響調査書の添付省略 ●廃棄物が地下にある土地の形質の変更制度
平 17	●マニフェスト制度の強化	●不正手段による許可取得者の取消事由への追加 ●欠格要件該当者の届出義務付け	●最終処分場の維持管理積立金制度の対象拡大
平 18			
平 22	●事業場外保管の事前届出制度 ●建設廃棄物の処理責任の元請業者一元化 ●処理状況に関する確認努力義務の明確化 ●マニフェスト制度の強化 ●多量排出事業者の処理計画に係る義務履行の担保措置	●優良産廃処理業者認定制度 ●収集運搬業の許可制度の合理化	●定期検査の義務付け ●維持管理情報の公開義務付け ●最終処分場の維持管理義務対象者の拡大 ●熱回収施設設置者認定制度
平 27			●非常災害のために必要な応急措置に係る規定の追加
平 29	●電子マニフェストの使用一部義務付け	●処理困難通知の義務付け ●事業の廃止等に伴う措置	●産業廃棄物処理施設に対する停止命令等の明確化

2 有用物と産業廃棄物の取扱い

図表 91 有用物と産業廃棄物の取扱い



3 排出事業者の報告等一覧

報告書名	対象者	報告期限
産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書	前年度に産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付した事業者	毎年度6月30日まで
措置内容等報告書	施行規則第8条の29又は第8条の38の表上欄に掲げる事由（所定の期間内にマニフェストの写しの送付を受けないとき、情報処理センターから所定の期間内に運搬又は処分の終了報告がない旨の通知を受けたとき等）が発生した事業者	施行規則第8条の29又は第8条の38の表下欄に掲げる期限まで
（特別管理）産業廃棄物処理計画書	前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者	毎年度6月30日まで
（特別管理）産業廃棄物処理計画実施状況報告書	前年度に（特別管理）産業廃棄物処理計画書を提出した事業者	毎年度6月30日まで
（特別管理）産業廃棄物事業場外保管届出書	排出した事業場外における300㎡以上の場所で建設廃棄物を保管しようとする事業者	保管開始まで
ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物等の保管及び処分状況等届出書	PCB廃棄物を保管する事業者 （高濃度PCB使用製品を所有する事業者）	毎年度6月30日まで
ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物等の保管の場所等の変更届出書	PCB廃棄物の保管場所を変更した事業者 （高濃度PCB使用製品の所在場所を変更した事業者）	変更した日から10日以内
ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品の廃棄終了届出書	全ての高濃度PCB廃棄物又は低濃度PCB廃棄物を処分した事業者 （全ての高濃度PCB使用製品を廃棄した事業者）	処分又は廃棄した日から20日以内（処分を他人に委託した場合は、処分委託契約の締結日から20日以内）
PCB特措法に係る承継届出書	相続や合併、分割が行われ、その事業者の地位を承継した事業者	承継があった日から30日以内
広島市が定める報告書	廃石綿等の処理に係る事業者 → P39 参照（廃石綿等処理計画書、廃石綿等処理実施報告書）	
	PCB廃棄物の処理に係る事業者 → P42 参照（広島市指導要綱に基づく届出）	

4 問い合わせ先

問い合わせ事項	問い合わせ先	電話番号
産業廃棄物処理業の許可に関する講習会 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会 処理業者の検索について マニフェストの購入について	一般社団法人広島県資源循環協会	082-247-8499
廃棄物処理施設技術管理者に関する講習会	一般財団法人日本環境衛生センター （西日本支局）	092-593-8226
PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（教育研修部）	03-5275-7115
電子マニフェストシステムに関すること	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（サポートセンター）	0800-800-9023
その他、産業廃棄物に関すること	広島市産業廃棄物指導課（計画係）	082-504-2225
	広島市産業廃棄物指導課（指導係）	082-504-2226
広島県内の産業廃棄物に関する相談窓口	広島県産業廃棄物対策課	082-513-2963
	呉市環境政策課	0823-25-3302
	福山市廃棄物対策課	084-928-1168

登 録 番 号	広 I 3 - 2 0 2 2 - 2 7 4
名 称	産業廃棄物の処理（令和4年10月改訂）
主 管 課 所 在 地	環境局業務部産業廃棄物指導課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 （〒730-8586）TEL 082-504-2225、2226
発 行 年 月	令和4年10月